

松蔭大学大学院 看護学研究科看護マネジメント専攻
設置認可申請書（情報公開）

目次

1. 基本計画書
2. 教育課程等の概要
3. 授業科目の概要
4. 学則（案）
5. 校地校舎図面
6. 教員名簿
7. 設置の趣旨等を記載した書類
8. 学生確保の見通し等を記載した書類

基本計画書

基本計画									
事項	記入欄							備考	
計画の区分	研究科の設置								
フリガナ設置者	ガッコウホウジン ショウインガクエン 学校法人 松蔭学園								
フリガナ大学の名称	ショウインダイガクダイガクイン 松蔭大学大学院 (Shoin University Graduate School)								
大学本部の位置	神奈川県厚木市森の里若宮9番1号								
大学の目的	松蔭大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学園の建学の精神に基づき教育基本法及び学校教育法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、社会の進展に寄与する人材を育成することを目的とする。								
新設学部等の目的	看護学研究科修士課程は、本研究科の目的である地域包括ケアシステムの構築に基づいて、人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活および社会の変化から生じた施設内看護、地域・精神保健における看護ケアの課題を解決できる指導力、教育力、研究力を有し、それらの能力を活かして、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。								
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	看護学研究科 [Graduate School of Nursing Science] 看護マネジメント専攻[Department of Nursing Management] (修士課程)	2年	6人	—年次人	12人	修士(看護学) 【Master of Nursing Science】	令和5年4月 第1年次	神奈川県厚木市森の里若宮9番1号	
	計	—	6	—	12				
同一設置者内における変更状況 (定員の移行、名称の変更等)	該当なし								
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数				卒業要件単位数			
	看護学研究科 看護マネジメント専攻	講義	演習	実験・実習	計	30 単位			
		21 科目	5 科目	0 科目	26 科目				
教員組織の概要	学部等の名称		専任教員等					兼任教員等	
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新設分	看護学研究科 看護マネジメント専攻	7人 (7)	4人 (4)	3人 (2)	0人 (0)	14人 (13)	0人 (0)	3人 (3)
		計	7 (7)	4 (4)	3 (2)	0 (0)	14 (13)	0 (0)	3 (3)
	既設分	経営管理研究科 経営管理専攻	10 (10)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	2 (2)
計		10 (10)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	2 (2)	
合計		17 (17)	7 (7)	4 (3)	0 (0)	28 (27)	0 (0)	— (—)	
教員以外の職員の概要	職種		専任		兼任		計		
	事務職員		11人 (11)		10人 (10)		21人 (21)		
	技術職員		0 (0)		0 (0)		0 (0)		
	図書館専門職員		1 (1)		2 (2)		3 (3)		
	その他の職員		4 (4)		0 (0)		4 (4)		
計		16 (16)		12 (12)		28 (28)			
						大学全体			

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
	校 舎 敷 地	7,692 m ²	0 m ²	0 m ²	7,692 m ²					
	運 動 場 用 地	17,970 m ²	0 m ²	0 m ²	17,970 m ²					
	小 計	25,662 m ²	0 m ²	0 m ²	25,662 m ²					
	そ の 他	14,445 m ²	0 m ²	0 m ²	14,445 m ²					
合 計	40,107 m ²	0 m ²	0 m ²	40,107 m ²						
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計					
		18,868 m ² (18,868 m ²)	0 m ² (0 m ²)	0 m ² (0 m ²)	18,868 m ² (18,868 m ²)					
教 室 等	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設	語学学習施設			大学全体		
	25 室	23 室	9 室	4 室 (補助職員2人)	1 室 (補助職員0人)					
専 任 教 員 研 究 室		新設学部等の名称		室 数						
		看護学研究科 看護マネジメント専攻		12 室						
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕 冊	学術雑誌 〔うち外国書〕 種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	視聴覚資料 点	機械・器具 点	標本 点	大学全体 79,561冊		
	看護学研究科 看護マネジメント 専攻	1300 [70] (830 [30])	12 [11] (12 [11])	0 [0] (0 [0])	0 (0)	0 (0)	0 (0)	学部単位での特 定不能なため、 大学全体の数		
	計	1300 [70] (1300 [70])	12 [11] (12 [11])	0 [0] (0 [0])	0 (0)	0 (0)	0 (0)			
図 書 館		面積		閲覧座席数	収 納 可 能 冊 数			大学全体		
		1,200 m ²		190	180,000					
体 育 館		面積		体育館以外のスポーツ施設の概要				大学全体		
		3,342 m ²		テニスコート6面 ゴルフ練習場10打席						
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経 費 の 見 積 り	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	研究科単位での算 出不能なため学部 との合計
		教員1人当り研究費等		400千円	400千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		共同研究費等		2,000千円	2,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
		図書購入費	10,000千円	5,000千円	5,000千円	－千円	－千円	－千円	－千円	
	設備購入費	2,757千円	0千円	0千円	－千円	－千円	－千円	－千円	図書購入費にデー タベース1種を含 む	
	学生1人当り 納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次	申請研究科全体		
		1,240千円	910千円	－千円	－千円	－千円	－千円	学生納付金以外の維持方法の概要 私立大学経常費補助金、資産運用収入、雑収入等		
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 の 名 称	松蔭大学								
	学 部 等 の 名 称	修業 年限	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	学位又 は称号	定員 超過率	開設 年度	所 在 地	
	経営文化学部	年	人	年次 人	人		倍		神奈川県厚木市森 の里若宮9番1号 金融経済学科、 令和2年度より 学生募集停止。 ビジネス管理 学科、平成31年 度入学定員減 (△13人)。 経営法学科、平 成31年度入学定 員減(△22人)。 経営法学科令和 2年度入学定員 増(△24人)。 看護学科令和2 年度入学定員減 (△20人)。	
	ビジネス管理学科	4	72	3年次2	292	学士(経営文化学)	1.11	平成12年度		
	経営法学科	4	72	3年次2	268	学士(経営文化学)	0.80	平成24年度		
	金融経済学科	4	—	—	—	学士(経営文化学)	—	平成25年度		
	コミュニケーション文化学部						0.57			
	異文化コミュニケーション学科	4	48	3年次2	196	学士(異文化コミュニケーション学)	0.67	平成16年度		
	生活心理学科	4	48	3年次2	196	学士(応用心理学)	0.58	平成24年度		
	日本文化コミュニケーション学 科	4	48	3年次2	196	学士(日本文化コミュニ ケーション学)	0.77	平成25年度		
	子ども学科	4	48	3年次2	196	学士(子ども教育学)	0.27	平成29年度		
	観光メディア学部						0.50			
	観光文化学科	4	48	3年次2	196	学士(観光文化学)	0.69	平成21年度		
	メディア情報文化学科	4	48	3年次2	196	学士(メディア情報文化学)	0.30	平成25年度		
看護学部						0.72				
看護学科	4	80	—	340	学士(看護学)	0.72	平成27年度			
経営管理研究科										
経営管理専攻	2	10	—	20	修士(経営管理)	0.55	平成18年度			
附属施設の概要		該当なし								

教育課程等の概要															
(看護学研究科 看護マネジメント専攻)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手		
基礎科目	健康マネジメント概論	1前	2			○			6	1					共同
	健康と環境	1後		1		○			1						
	健康と人権の政治経済学	1前		2		○								兼1	
	ヘルスケア倫理学	1前	1			○			1						
	研究方法論	1前	1			○			2						共同
	保健統計	1前		1		○								兼1	
	看護理論特論	1前		1		○			1						
	社会保障論	1後	1			○			1						
	経営管理特論	1後	1			○								兼1	
	コンサルテーション論	1後		1		○								兼1	
	健康寿命特論	1後		1		○			1						
	日本の社会と健康観	2前		1		○			2						共同
	地域医療とICT	2前		1		○			1					兼1	共同
	感染症特論	2前		2		○			1	1					共同
小計(14科目)	—		6	11			—	6	2	0	0	0	兼3		
専門科目	看護管理特論	1前		2		○			1	1	1				共同
	看護倫理特論	1前		1		○			1	1					共同
	看護政策特論	1後		1		○			2					兼1	共同
	看護倫理演習	1後		2			○		1	2					共同
	看護管理演習	2前		2			○		2						共同
	環境産業保健学特論	1前		2		○			1						
	精神保健特論Ⅰ	1前		1		○			1						
	保健行動学特論	1後		1		○			1						
	精神保健特論Ⅱ	1後		1		○			1						
	保健行動学特論演習	2前		2			○		2	1					共同
	精神保健特論演習	2前		1			○		1		1				オムニバス・共同(一部)
小計(11科目)	—			16			—	5	4	2	0	0	兼1		
科 研 目 究	課題研究	1通～2通	10				○		6	4	2				
	小計(1科目)	—	10				—	6	4	2	0	0			
合計(26科目)		—	16	27	0		—	7	4	3	0	0	兼3		
学位又は称号		修士(看護学)		学位又は学科の分野			保健衛生学関係								
卒業要件及び履修方法								授業期間等							
1. 次の各号にわたって必修科目を含め30単位以上を履修し、修得しなければならない。 一 基礎科目においては、必修科目6単位を含め、10単位以上を修得すること。 二 専門科目においては、10単位以上を修得すること。 三 研究科目においては、10単位を修得すること。 四 「看護管理特論」の1科目2単位または「精神保健特論Ⅰ」と「保健行動学特論」の2科目計2単位のどちらかを選択必修とする。 2. 本研究科に2年以上在学し、必要な研究指導を受け、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。								1学年の学期区分		2期					
								1学期の授業期間		15週					
								1時限の授業時間		90分					

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学研究科 看護マネジメント専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基礎科目	健康マネジメント概論	人々の健康に資する社会情勢の変化は著しく、急速な変化に対応できる知識が求められる。これらに必要となる健康マネジメントのヘルスケア・ヘルスサービス分野の相互の関連性を明らかにする基盤となる学問領域を学修し修得する。具体的には、疫学の基礎的知識、ライフステージ(成人・高齢者・母子)に関連した健康課題、学校・職場や地域における健康課題など、知識を幅広く概観する。保健医療福祉分野の幅広い受講対象者を想定した科目となっている。	共同
基礎科目	健康と環境	はじめに、看護の視点からフローレンス・ナイチンゲールの「看護覚え書き」をもとに人々の生活に欠かせない健康と環境の関わりについて学修する。次に、人間の暮らしに影響を与える環境について公害などの事例を基に環境保全に関する文献から健康と環境について理解を深める。また、Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標) と健康について現在取組まれている事例を討議・発表して理解を深める。さらに、頻発する自然災害が健康に及ぼす影響について文献のクリティークをとおして理解を深める。	
基礎科目	健康と人権の政治経済学	本講義は、医療およびその他の健康の決定要因における資源配分の問題を、経済学、政治学、倫理学の視点から学んでいく。多くの先進国では、医療に使える財源は限られており、医療資源の配分において効率性と公平性を同時追求せざるを得ない状況にある。前半部分では、医療資源の配分について、効率性の改善を目指す医療経済学的手法を学び、その後、公平性の観点がこの手法にどのように統合されてきたのかを学ぶ。後半部分では、医療以外の健康の決定要因の公平な配分に焦点を当てる。社会疫学や経済史などにおける実証研究をカバーした後、この分野における規範的な分析についてカバーする。最後に人権としての健康が、資源配分において果たす役割について学ぶ。今日、健康権は、道徳的権利であると共に、憲法や条約により、一部の国で(個人によって請求可能な)法的な権利と認められている。しかし、いくつかの国では、法的権利としての健康権が、倫理的に望ましい性質を超え、効率性と公平性を考慮しあらかじめ決められた資源配分に歪みを齎していると指摘される。近年の本分野における実証的・規範的研究に言及しつつ、資源配分における健康権の意義について再考する。	
基礎科目	ヘルスケア倫理学	病院完結型医療から地域完結型医療への転換が進んでいる中、看護職の活動の場は様々な分野に広がっている。ヘルスケアの実践においては、貧困や虐待など多職種が関わる中でも不利益や危害にいち早く気づく立場にあり、健康と命を守る専門職として倫理的課題に対応することが求められている。ヘルスケア倫理学では、保健医療福祉分野におけるヘルスケアの実践や保健医療政策、看護研究などで生じる倫理的葛藤に対する感受性を理論的理解や価値分析を通じて高める。ヘルスケア実践事例について理論原則や倫理的意思決定モデルを用いながら分析し、ヘルスケアにおける倫理的課題を分析する能力を養う。	
基礎科目	研究方法論	保健医療看護現場での疑問および文献検討に基づく研究課題の明確化、研究方法(研究デザイン・データ収集・分析方法)の選択、倫理的配慮、成果公表などの研究計画書作成のプロセスについて概説する。さらに、研究論文の標準的な構成について解説する。具体的には、健康教育の発展に寄与する研究について、研究方法の種類と概要(質的研究、量的研究)、研究のプロセス(研究計画から発表まで)、研究倫理について学ぶ。特に、研究倫理については、保健医療看護の領域で遂行する研究において、倫理行為の判断や遵守するための具体的な手続きについて探求する。また、研究論文のクリティークを通して、論文の読解力を高めると共に、自らの研究計画書や研究論文の作成において基盤となるような基礎的理解を深める。	共同

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学研究科 看護マネジメント専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基礎科目	保健統計	看護・公衆衛生分野で量的研究を読んで理解すること、自らの興味関心や必要性に応じ調査を行い統計的解析を行って客観的な結果を示すことはより質の高い業務の指針を得るために重要である。そこで本授業では、データ解析の基礎、量的研究で用いられる代表的な統計解析方法（相関分析、カイ二乗分析、t検定、分散分析、回帰分析）を学び、量的研究論文を読んで理解できるようになり、修士論文作成の基礎力をつけることを目的とする。	
基礎科目	看護理論特論	看護実践の質向上のために看護における理論の重要性を理解し、看護で活用されている諸理論とその変遷及び理論の構成について理解を深める。そのため、F. ナイチンゲールから現代の看護理論家までの看護理論の特徴を学ぶことで、看護に関する実践を概念化してとらえる基礎的な力を養うこととする。さらに、本授業を通して、より普遍的で人間性豊かな自らの看護観を育むことを目的とする。	
基礎科目	社会保障論	我が国の社会保障の変遷を学びそのプロセスを学修する。はじめに、日本の社会保障制度を支えている労働者を取り巻く法律の中で、労働法と労働安全衛生法の基礎を学修する。さらに、人々の暮らしを守る社会保障制度と健康を守る健康増進法の関係および社会保障制度の在り方と健康経営の関係について学ぶ。以上を学修したうえで、超高齢化社会における社会保障制度について学びを深めて、これからの日本の社会保障制度の課題を考察する。	
基礎科目	経営管理特論	職場の従業員を動機づけ、能率向上と同時に従業員自身の仕事満足度を高めようとするモチベーション論や従業員の努力を同じ方向に向けようとするリーダーシップ論は、人間関係論研究の中から発展した。この授業では、広く実践に応用ができる基本的な理論を学ぶと同時に優れたリーダーシップで経営を成功へと導いた経営者の哲学と管理手法も学ぶ。授業は講義のほか、学生によるプレゼンテーションやLTD（討論による学習法）などのアクティブラーニングの形態を用いる。	
基礎科目	コンサルテーション論	医療・公衆衛生領域での管理者として、卓越した質の高い業務を行う上で、多職種で協働するため、業務問題や人事課題などの相談を受け、それを解決する能力のレベルアップを図ることが必要である。そこで本講義では、科学的根拠に基づいた管理実践力向上のため資源および心理社会面を含めたコンサルテーション能力を身につけることを目的とする。具体的には、コンサルテーションの基礎的な理論を取り上げ、コンサルテーションスキルを高め、他職種・地域連携におけるコンサルテーションの事例を検討する。	
基礎科目	健康寿命特論	日本では平均寿命が伸び続けて超高齢化社会を迎えている。それ自体は喜ばしいことであるが、健康寿命と平均寿命の差は縮まっていない。いかにして健康寿命を平均寿命に近づけるか、社会的には大きな課題である。高齢者に多い動脈硬化症による心臓疾患や脳血管障害で不自由な生活や寝たきりになるなど、介護が必要になることも多い。糖尿病や高血圧など生活習慣病が基礎疾患になっていることもある。本授業科目では、これらの病態を理解し、健康寿命と平均寿命の差をいかにして縮めるかという日本の健康課題解決を目指して、健康寿命を延伸していけるように、一人ひとりの生活習慣の改善と健康づくりの支援・指導ができる能力の獲得を目指す。	

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学研究科 看護マネジメント専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基礎科目	日本の社会と健康観	歴史の中で培われてきた日本の社会について理解を深め、地域特有の気候や地理的な環境条件が人々の健康観にどのような影響を及ぼし、医療習慣や子育ての考え方が変化しているかについて学修する。また、ソーシャルキャピタルの概念を理解し、人口減少や地方創生がどのように行われ地域の人々の健康を守る仕組みが作られているかについて理解を深める。さらに、経済格差が健康格差に及ぼす影響について理解する。これらのことを踏まえて学修した内容を発展させた発表および討議を行う。	共同
基礎科目	地域医療とICT	地域医療の高度化に伴い Information and Communication Technology (ICT) を用いた地域医療情報ネットワークが進展している中で、ビックデータをこれからの地域医療にどのように活用するかについて学修する。それに伴い情報倫理やセキュリティに関する取り扱いについて学修を深め、現在日本において取組まれているデータヘルス計画やテレナーシングについて事例をもとに討議・発表を行い学びを深める。	共同
基礎科目	感染症特論	SARS-CoV-2による感染症COVID-19をみるまでもなく、感染症は古くから人類を脅かしてきた。今でいう感染症が病原微生物によって発症することが解明されたのは比較的最近のことであり、その後感染経路・病態が明らかにされ、ワクチンや抗菌薬が開発されて感染症と戦えるようになった。細菌感染症に比べて、ウイルス感染症については病原体の解明も遅れ、ワクチンは開発されるようになったが、一部を除いて抗ウイルス薬もない。SARS-CoV-2のように感染力の強い新規ウイルスが出現すると、一気に世界的なパンデミックになる。このような感染症に対応するためには、感染症の原因である微生物を知り、その微生物の感染経路を知り、我々自身の防御機構を知り、感染の拡大を防ぐことが必要である。この科目では感染症の歴史を知り、代表的な病原微生物による感染症を知り、我々自身を感染から守る方法を学び、社会的な感染対策についても学ぶ。	共同
専門科目	看護管理特論	医療施設で提供する医療サービスの高度化・複雑化の中で、有効で安全な看護サービスを提供するために、看護管理過程を展開する上で必要な管理の基本知識、保健医療福祉システムの現状、人的資源の活用、医療安全と質の関係、看護サービスと災害看護について学び、効果的な看護管理システムを構築する能力を養う。看護サービス提供システムの基本となる理論及びヒューマン・サービス組織の独自性を把握した管理運営の手法を学び、臨床現場の制約の中で理論と実践の整合性を図る意思決定のプロセスを修得する。	共同
専門科目	看護倫理特論	倫理とは何か、倫理の原則と倫理綱領、生命倫理や臨床倫理、看護実践の場で生じる倫理的ジレンマなどを学修する。さらに、看護倫理の考え方を学ぶ上で、看護倫理の実践的概念であるアドボカシーや自己決定権、インフォームドコンセント、守秘義務、ケアリングを理解する。 さらに、それらの概念に関する倫理的行動の基準、倫理的感受性、倫理的意思決定と価値観との関係などについて理解を深める。また、研究者の倫理について基本的な知識を身につける。	共同

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学研究科 看護マネジメント専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	看護政策特論	我が国の看護制度や保健・医療・看護政策の変遷と創られてきた政策過程を学ぶことにより、政策的思考を身につける。医療や看護の質の向上のためにどのような方策で制度を深め、そして制度を変革することができるか、その過程で必要となる政治、行政および団体などの社会への働きかけを学修する。そのために、医療・看護政策の構造とその決定過程について理解し、看護サービスとの関係を踏まえ、看護政策の構造と現実的な課題、形成過程について学修する。更に、地方行政レベルでの看護政策の課題とその政策形成の方向、手法等について探究する。	共同
専門科目	看護倫理演習	看護実践の場で生じる倫理的ジレンマに対する感受性を、倫理理論の理解や価値分析を通して深める。また、看護倫理の知識をもとに、健康段階レベルに応じた事例分析を行い、倫理的問題の解決に向けて、倫理原則や倫理的意思決定モデルを用いながら分析し、保健医療福祉チームにおける倫理的調整を行うための看護職としての能力の開発を目指す。 さらに、これらの学習を通して、臨床で遭遇する倫理的課題について、看護職の立ち位置を理解し発言することができ、患者にとって質の高い看護の提供につなげることを目標とする。	共同
専門科目	看護管理演習	看護管理特論で学修した理論や概念を用いて、看護実践マネジメントにおける組織と看護管理の課題解決のための情報収集、分析ができることなど、看護管理者としての能力を養う。自己の研究課題、例として、看護制度・政策に関連する課題、看護サービスを実践するための看護管理者の役割や課題、看護管理場面の卒後教育システムや人材育成について、災害発生時に対応できる看護管理の在り方等、について看護管理の視点から関連する文献検討を行う。それを基にして自己の研究課題や研究方法について考えることができ、研究計画書を作成し、研究実施にむけて論文として作成できるようにする。	共同
専門科目	環境産業保健学特論	地域で暮らす人々の健康を守るために行われている保健政策と、日本の社会を支えている労働者の健康を守るために行われている産業保健について学修する。はじめに、我が国の保健政策の歩みと健康概念の変遷を学修し、超高齢化社会において高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）について理解する。次に、産業保健の理念のもとで行われている健康管理と継続的な安全衛生管理を自主的に進めることにより、労働災害の防止と労働者の健康増進のために快適な職場環境を形成し、事業場の安全衛生水準の向上を図ることを目的とした労働安全衛生マネジメントシステムおよび人間工学の観点から作業改善の進め方を学修し産業保健活動を理解する。	
専門科目	精神保健特論 I	精神保健とは、集団の精神の健康上のリスクを全体的に軽減するための支援であり、集団を構成する個人と集団を取り巻く社会、双方を視野に入れる必要がある。特に、精神保健のねらいは、個人を基盤として社会全体を対象とした地域住民の精神的健康の増進である。身体的健康問題やライフサイクル上の問題が精神の健康にも大きく影響することから、本科目ではまず個人に焦点をあて、心の健康に関する諸理論と、精神的な困難を抱える対象やその家族を包括的に理解するのと、ストレス対処の知識を修得することを目標とする。	

授 業 科 目 の 概 要			
(看護学研究科 看護マネジメント専攻)			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
専門科目	保健行動学特論	日本における地域の健康問題の構造を理解し、健康行動を行う上での保健行動理論と「健康への力」に関する理論（エンパワメント、自己効力感、ストレス対処行動）について文献をとおして探求する。また、人の行動を科学的に理解したうえで、「行動に至るきっかけを提供」することを目的とした効果的な取組の「ナッジ」理論をもとに事例を用いてディスカッションをして理解を深める。これらの過程をとおして保健行動学を理解する。	
専門科目	精神保健特論Ⅱ	精神保健とは、集団の精神の健康上のリスクを全体的に軽減するための支援であり、集団を構成する個人と集団を取り巻く社会、双方の健康を視野に入れる必要がある。特に、精神保健のねらいは、個人を基盤として社会全体を対象とした地域住民の精神的健康の増進である。現代はストレス過剰社会といわれているように、人々が所属する集団における精神保健上の問題が数多く出現している。本科目では、社会に焦点をあて、各集団の特徴を踏まえた精神保健上の問題とその発生における社会的文化的要因に着目する。また、これらの予防的対策としての行政による施策・制度、ヘルスプロモーション、社会的支援や社会資源について教授する。さらに、精神障害者への社会的偏見や精神障害者の地域での生活を支える法律・制度や社会資源について学び、理解を深める。	
専門科目	保健行動学特論演習	様々な場での地域看護活動から、基礎的な理論の適応と応用について学修する。地域の人々の潜在化した健康課題を顕在化し、個別支援から集団（組織）への支援へと推進する専門的技術を学修し、健康課題を解決できる能力を養う能力を活かしながら、集団（組織）と協働して保健行動を行い集団（組織）の健康課題が解決できる能力を養う。また、神奈川県の中核圏内をフィールドとして用い、健康課題を抽出、解決策を立案する学修を通して、課題探求から解決（政策提言）に至る実証的能力を養う。研究課題を焦点化し、研究遂行上必要な専門知識と関連知識の獲得を図る。	共同
専門科目	精神保健特論演習	<p>（概要）</p> <p>本科目では、集団の精神の健康上のリスクを全体的に軽減するための支援である精神保健の視点で、心の健康の保持・増進を目指す方略について、事例検討やグループ討議を通してより実践的な知識を構築することを目指す。また、社会におけるポピュレーションアプローチ方法や、個人に対する具体的なストレス対処方法を修得すること、さらに精神機能の査定方法や、精神障害によるセルフケアのアセスメントについて具体的に教授する。</p> <p>（オムニバス方式／全15回） （7 丸山昭子／8回）</p> <p>現代社会における精神保健上の課題への対策を考案することで、集団における心の健康の保持・増進を目指す方略について実践的な知識を構築する。さらに、精神機能の査定方法や、セルフケアのアセスメントについて具体的に教授し、事例を通して精神障害者の包括的な理解を促進する。</p> <p>（7丸山昭子・⑨菊地創／7回）</p> <p>身体疾患による心理的問題の対応を、心身相関の視点で事例展開する。また、集団を形成する個人に焦点をあてたストレス対処方法を学ぶことで、心の健康を保持・増進する実践的な方略を修得する。</p>	オムニバス・共同（一部）

授 業 科 目 の 概 要			
（看護学研究科 看護マネジメント専攻）			
科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
研究科目	課題研究	<p>（全体概要） 健康マネジメントの講義科目・演習を踏まえ、ヘルスケア・ヘルスサービスの相互の関連性において実践・研究・教育を発展させる研究課題を決定し、その課題に適した研究方法を探究し、実践して論文を作成する。 具体的には、見いだした研究課題について、適切な研究方法を検討し、研究の背景、文献検討、研究目的、研究デザイン、具体的な研究方法、倫理的配慮などを学修し、研究計画書を作成する。研究計画書に沿って、データ収集、分析、解釈、考察、中間発表、公開発表のプレゼンテーションの方法や論文提出を行い修士論文として仕上げる。</p> <p>（② 川畑貴美子） 臨床看護管理におけるマネジメントの実践を踏まえ、看護管理者の役割、卒後教育における人材育成、がん患者に対するケアの質向上に関する研究領域である。研究手法は、語りや対話による質的データ収集、質問紙調査による量的データ収集による研究指導を行う。</p> <p>（△1 富田幸江） 看護教育における看護教員の継続教育と基礎看護教育の連携、新卒看護師の実地指導者とのかかわりなど、看護教育における基礎看護教育から現任教育を中心にした人材育成にかかる研究領域である。研究手法は量的データ収集で横断的、縦断的な研究指導を行う。</p> <p>（4 藤井智恵子） 産業保健における健康管理や労働衛生コンサルタントの実践を踏まえ、労働者の健康管理や地域住民の防災に関する研究領域である。質問紙による量的研究と語りや対話による質的データを合わせた混合研究による指導を行う。</p> <p>（△2 渡部月子） 地域保健活動におけるマネジメントの実践を踏まえ、地域における健康づくりに関する研究、都市の健康特性に関する研究、地域住民を対象とした生活活動力に関連する疫学調査や健康を規定する要因解析、地域における保健指導など地域ケアシステムを包含する研究領域である。研究手法は、量的・質的データ収集による研究指導を行う。</p> <p>（7 丸山昭子） 個人や集団における精神保健上の問題に関する研究を専門としている。対象の職業特性によるストレスや、地域におけるマイノリティ特有の問題から生じるメンタルヘルスの問題、さらにはメンタルヘルスに関連が深いアサーションに関して、精神保健の視点で質的又は量的な研究手法を用いて研究指導を行う。</p> <p>（④ 小林由起子） 様々な活動の場に勤務する看護職のうち、大学病院、特別老人ホーム、回復期リハビリテーション病棟、重症心身障害施設、精神病院等における職務継続意思や組織への帰属意識に関する研究、看護基礎教育における日常生活援助技術に関する研究領域である。研究手法は、量的または質的データ収集による研究指導を行う。</p> <p>（⑥ 下村晃子） 臨床現場における慢性病患者の健康課題や慢性病看護についての研究を実施する。慢性病患者に対する教育、意思決定支援、生活の再構築、ケア提供者へのコンサルテーション、ケアシステム構築など、介入研究やアクションリサーチを用いて、現場の課題解決に向けた研究の指導を行う。</p>	

学校法人松蔭学園 設置認可等に関わる組織の移行表

令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
松蔭大学				松蔭大学				
経営文化学部	192	3年次6	780	経営文化学部	144	3年次4	584	
ビジネスマネジメント学科	72	3年次2	292	ビジネスマネジメント学科	72	3年次2	292	
経営法学科	72	3年次2	292	経営法学科	72	3年次2	292	
金融経済学科	48	3年次2	196		<u>0</u>	<u>3年次0</u>	<u>0</u>	<u>令和2年4月から学生 募集停止、学科廃止 予定</u>
コミュニケーション文化学部	192	3年次8	784	コミュニケーション文化学部	192	3年次8	784	
異文化コミュニケーション学科	48	3年次2	196	異文化コミュニケーション学科	48	3年次2	196	
生活心理学科	48	3年次2	196	生活心理学科	48	3年次2	196	
日本文化コミュニケーション学科	48	3年次2	196	日本文化コミュニケーション学科	48	3年次2	196	
子ども学科	48	3年次2	196	子ども学科	48	3年次2	196	
観光メディア文化学部	96	3年次4	392	観光メディア文化学部	96	3年次4	392	
観光文化学科	48	3年次2	196	観光文化学科	48	3年次2	196	
メディア情報文化学科	48	3年次2	196	メディア情報文化学科	48	3年次2	196	
看護学部	80	-	320	看護学部	80	-	320	
看護学科	80	-	320	看護学科	80	-	320	
計	560	3年次18	2276	計	<u>512</u>	<u>3年次16</u>	<u>2080</u>	
松蔭大学大学院				松蔭大学大学院				
経営管理研究科				経営管理研究科				
経営管理専攻(M)	10		20	経営管理専攻(M)	10		20	
				<u>看護学研究科</u>				
				<u>看護マネジメント専攻(M)</u>	<u>6</u>		<u>12</u>	
計	10		20	計	<u>16</u>		<u>32</u>	

松蔭大学大学院学則（案）

第1章 総則

（目的）

第1条 松蔭大学大学院（以下「本大学院」という。）は、本学園の建学の精神に基づき教育基本法及び学校教育法に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、社会の進展に寄与する人材を育成することを目的とする。

（経営管理研究科の目的）

第1条の1 経営管理研究科修士課程は、本研究科の目的である経営学の理論と実践及び企業を巡る法制・法務と企業会計の理論と実践に関し、広い視野にたった精深な学識を授け、専門分野に対する研究能力の陶冶を図り、高度な専門的研究への基礎を確立すると共に、専門性の高い職業を担い得る卓抜した能力の育成を目的とするものである。

（看護学研究科の目的）

第1条の2 看護学研究科修士課程は、本研究科の目的である地域包括ケアシステムの構築に基づいて、人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活および社会の変化から生じた施設内看護、地域・精神保健における看護ケアの課題を解決できる指導力、教育力、研究力を有し、それらの能力を活かして、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

（自己点検及び評価）

第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的と社会的使命を達成するため教育研究活動等の状況について自ら点検し評価を行うものである。

- 2 本大学院は、自己点検・評価の結果を広く社会に公表し、自らの改善、向上に結びつけるため第三者機関による評価を定期的実施する。
- 3 自己点検及び評価に関する必要な事項は、別に定める。

第2章 課程、研究科、学生定員及び修業年限

（課程、修業年限）

第3条 本大学院に修士課程を置く。

- 2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 3 修士課程の在学期間は、4年を超えることができない。

(研究科、専攻名及び収容定員)

第4条 本大学院に置く研究科、専攻名並びに入学定員、収容定員は次の通りである。

研究科名	専攻名	入学定員	収容定員
経営管理研究科	経営管理専攻	10名	20名
看護学研究科	看護マネジメント専攻	6名	12名

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第5条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年は、次の2期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 1年間の授業日数は定期試験等の期間を加えて原則35週とする。

(休業日)

第7条 休業日は、次に掲げる通りとする。

一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

二 日曜日

三 創立記念日 4月18日

四 夏季休業 8月1日から9月12日まで

五 冬季休業 12月26日から1月7日まで

六 春季休業 3月26日から3月31日まで

2 学長は、必要がある場合、前項の休業日を臨時に変更することができる。

3 学長は、第1項に定めるもののほか、臨時の休業日を定めることができる。

第4章 入学、転入学及び再入学等

(入学時期)

第8条 本大学院の入学は、毎年4月とする。転入学及び再入学の場合も同じとする。ただし、教育研究上の支障がないと認められる場合は他の時期とすることができる。

(入学資格)

第9条 本大学院に入学しようとする者は、学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令11号）第70条の定めにより、次の各号の一に該当する者とする。

一 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第52条の大学を卒業した者

二 学校教育法第68条の2第3項の定めにより学士の学位を授与された者

三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

四 昭和28年2月7日文部省告示第5号により文部大臣の指定した者

- 五 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本大学院が認めた者
- 六 大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者

(入学志願)

第10条 本大学院に入学を志願する者は、入学願書に所定の入学検定料及び別に定める書類を添えて提出しなければならない。

(入学選考)

第11条 入学志願者に対して、別に定めるところにより選考を行う。

(転入学)

第12条 他の大学院に在学している者で、本大学院に転入学を希望する者がある場合は、欠員のあるときに限り、選考の上、相当の学年に転入学を許可することができる。

- 2 転入学を志願する者は、現に在籍している学長の許可書を提出しなければならない。
- 3 転入学に関する必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第13条 本大学院を退学した者又は除籍された者が再入学を願い出た場合は、選考の上、相当の学年に再入学を許可することができる。

- 2 再入学に関する必要な事項は、別に定める。

(入学手続)

第14条 選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに連帯保証人連署の誓約書及びその他の必要書類を提出し、入学金及び当該期の授業料を納付しなければならない。

- 2 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(連帯保証人)

第15条 連帯保証人は、独立の生計を営み、連帯保証人としての責務を確実に果たし得る者でなければならない。

- 2 連帯保証人が死亡したとき、又はその資格を失った場合は、新たに連帯保証人を定め直ちに届け出なければならない。

(住所変更)

第16条 学生又は連帯保証人が住所及び氏名を変更した場合は、直ちに届け出なければならない。

第5章 入学検定料、入学金及び授業料

(入学検定料、入学金、授業料)

第17条 入学検定料、入学金及び授業料の金額は、次のとおりとする。

- 一 入学検定料 30,000 円
- 二 入学金 330,000 円
- 三 授業料 690,000 円

(入学検定料、入学金の納入)

第18条 入学検定料は入学願書提出の際に、入学金は入学手続の際にそれぞれ納入しなければならない。

- 2 納入した入学検定料及び入学金は返還しない。

(授業料の納入)

第19条 授業料は、入学手続き時を除き、次の時期に納入しなければならない。

- 一 前期分 4月30日まで
- 二 後期分 10月15日まで
- 2 納入した授業料は返還しない。ただし本学則第14条による入学手続き後、所定の期間内に入学を辞退する場合、別に定める手続きにより学長の許可を得た者に授業料を返還することがある。
- 3 特別の事情により授業料の納入が困難な場合、別に定めるところにより学長の許可を得て延納し、又は再分納することができる。

(留学、休学期間の授業料)

第20条 前期又は後期の全期間を通じて留学し、あるいは他の大学院、研究所において研究指導を受ける学生は、その期の授業料の半額を納入しなければならない。

- 2 休学する学生については、その期の授業料の納入を免除する。ただし、期中途中で休学する場合には、その期の授業料を全額納入しなければならない。

(除籍、退学の授業料)

第21条 期中途中で除籍又は退学の場合は、その期の授業料を全額納入しなければならない。

第6章 教育課程、単位及び履修方法

(授業及び研究指導)

第22条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という）によって行うものとする。

（教育方法の特例）

第22条の2 本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

（授業科目及び単位数）

第23条 本大学院に開設される授業科目及び単位数は、別表第1に掲げる通りとする。ただし、他の大学院との単位互換協定制度により認定科目単位数を別に定める場合は、この限りでない。

- 2 学生は、研究指導教員（以下「指導教員」という。）の指導により、研究科委員会の議を経て、松蔭大学の授業科目を履修することができる。
- 3 履修に関する必要事項は、別に定める。

（単位の計算方法）

第24条 各授業科目の単位は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、該当授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

- 一 講義及び演習：15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。
- 二 実習：30時間から45時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

（科目履修及び単位認定）

第25条 学生は、履修しようとする授業科目について、学年の始めに履修届をしなければならない。

- 2 履修した授業科目の単位認定は、研究報告又は筆記、口述の試験などにより、授業科目担当教員が行う。
- 3 履修届、単位の認定及び試験に関する必要事項は、別に定める。

（授業科目の成績）

第26条 授業科目の成績は、試験に基づき、S・A・B・C・Dの5段階をもって評価し、S・A・B及びCを合格とする。

（長期にわたる教育課程の履修）

第27条 看護学研究科においては、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的履修を認めることができる。

（他大学院等での修得単位の認定）

第28条 教育研究上有益と認められる場合、学生が本大学院に入学する以前に、他大学院において修得した単位、あるいは科目等履修生として修得した単位について、併せて15単位を超えない範囲で本大学院

における授業科目の履修により修得したものとみなし、課程修了の要件となる単位として認定することができる。

(協定他大学院での修得単位の認定)

第29条 学則第33条の定めにより協定他大学院において修得した単位は、15単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位として認定することができる。

2 単位の認定方法等に関する必要事項は、別に定める。

(留学等で修得した単位の認定)

第30条 学則第34条による留学、又は学則第35条による他大学院での研究指導により修得した単位については、前条各項の規定を準用し認定することができる。

(他大学院の単位互換及び入学前既修得単位の認定)

第30条の2 学則第28条、第29条第1項、及び第30条により修得した単位については、併せて15単位を超えない範囲で認定するものとする。

第7章 課程修了及び学位授与

(課程の修了)

第31条 経営管理研究科の修士課程を修了するには、本大学院の経営管理研究科に2年以上在学し、所定の授業科目を修士論文提出者にあつては32単位以上、研究報告書提出者にあつては34単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文等（修士論文及び研究報告書をいう。）の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、研究科委員会の議により、これを1年間以上在学すれば足りるものとすることができる。

第31条の2 看護学研究科の修士課程を修了するには、本大学院の看護学研究科に2年以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文（修士論文）の審査及び最終試験に合格しなければならない。

2 課程の修了に関する必要事項は、別に定める。

(学位の授与)

第32条 本大学院の課程を修了した者には、研究科委員会の議を経て、学長が修士（経営管理）、修士（看護学）の学位を授与する。

2 学位の授与に関する必要事項は、別に定める。

第8章 委託交換学生、留学、科目等履修生、研究生、及び外国人留学生等

(委託交換学生)

- 第33条** 教育研究上有益と認められる場合は他の大学院と単位交換協定をし、学生を交換学生として派遣して、当該大学院の授業科目を履修させることができる。
- 2 前項により派遣する交換学生を委託交換学生という。
 - 3 委託交換学生を希望する者は、所定の申請書を提出し、研究科委員会の議を経て学長の許可を得なければならない
 - 4 委託交換学生の期間は学期ごととし、その期間は原則として1年間以内とする。
 - 5 委託交換学生の期間は、本学則第3条第2項の標準修業年限に加えることができる。
 - 6 委託交換学生に関する必要な事項は、別に定める。

(留学)

- 第34条** 教育上有益と認められる場合は、外国の大学院、又はそれに相当する高等教育研究機関に留学し、必要な研究指導を受けることができる。
- 2 留学を希望する者は、所定の申請書を提出し、研究科委員会の議を経て学長の許可を得なければならない。
 - 3 留学の期間は学期ごととし、その期間は原則として1年間以内とする。
 - 4 留学した期間は、本学則第3条第2項の標準修業年限に加えることができる。
 - 5 留学に関する必要事項は、別に定める。

(他大学院での研究指導)

- 第35条** 教育研究上有益と認められた場合は、学生は他の大学院又は研究所等において研究指導を受けることができる。
- 2 前項の取扱いについては、前条の第2項以下の規定を準用する。

(科目等履修生)

- 第36条** 本大学院の授業科目等の履修を希望する者がある場合、選考の上、科目等履修生として受け入れることができる。
- 2 科目等履修生の履修した授業科目について、本学則第25条及び第26条を準用して単位を与えることができる。
 - 3 科目等履修生に関する必要な事項は、別に定める。

(研究生)

- 第37条** 本大学院において、専門事項について研究を希望する者がある場合、選考の上、研究生として受け入れることができる。
- 2 研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

- 第38条** 外国人で本大学院に入学を志願する者がある場合、特別に選考の上、外国人留学生として入学を許可することができる。
- 2 外国人留学生に関する必要な事項は別に定める。

(委託生)

- 第39条** 行政機関又は公共団体あるいは企業等から、その所属職員について本大学院への入学を願い出た場合は、特別に選考の上、委託生として入学を許可することができる。
- 2 委託生に関する必要な事項は、別に定める。

(受託交換生)

- 第40条** 他の大学院生で、単位交換制度により本大学院の授業科目の履修を希望する者がある場合、当該大学院と協議の上、受託交換生として受け入れることがある。
- 2 受託交換生に関する必要な事項は、別に定める。

(訪問研究員)

- 第41条** 他の大学の教職員又は研究所の研究員等で、大学院において特定の課題をもって研究しようとする者がある場合は、当該大学又は研究所等との協定により、訪問研究員として受け入れることができる。
- 2 訪問研究員に関する必要な事項は、別に定める。

(外国人特別研究生)

- 第42条** 外国人で大学院において研究する目的をもって入国し、本大学院において特定の課題をもって研究しようとする者がある場合は、選考の上外国人特別研究生として受け入れることがある。
- 2 外国人特別研究生に関する必要な事項は、別に定める。

(適用除外)

- 第43条** 科目等履修生、受託交換生並びに外国人特別研究生については本学則第31条及び第32条の規定を、また、研究生については本学則第26条、第28条、第32条及び第33条の規定を適用しない。

第9章 休学、退学、転学及び除籍

(休学)

- 第44条** 病気その他の事由により、引き続き3ヶ月以上修学ができない者は、診断書又は事由書を添えて願い出て、学長の許可を得て休学することができる。
- 2 休学の期間は、当該年度末までとする。ただし、休学期間の終期に至っても休学の事由が消滅しない場合は、学長の許可を得て引き続き1年以内に限り休学することができるが、通算して3年間を超えることはできない。
- 3 病気その他の事由により修学することが不相当とみなされる者について

は、学長は休学を命じることができる。

4 休学期間は在学期間に算入しない。

(復学)

第45条 休学期間中にその事由が消滅した場合は、学長が復学を許可する。

2 休学期間が3ヶ月を超える者は、原則として学年の始めでなければ復学できない。

(退学)

第46条 病気その他の事由によって退学しようとする者は、連帯保証人連署の退学願を提出し、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第47条 他の大学院に転学を希望する者は、連帯保証人連署の転学届を提出し、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第48条 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。

- 一 疾病その他の事由で就学の見込みがないと認められた者
- 二 第3条第4項に定める在学期間を超えた者
- 三 第20条に定める授業料を納入せず、督促してなお納入しない者
- 四 第44条第2項に定める休学期間を超え、なお就学できない者
- 五 他の大学院に籍を置く者
- 六 長期行方不明の者
- 七 死亡した者

2 前項第1号、第3号及び第6号により除籍された者が、改めて入学を願った場合の取扱いは、学則第13条による。

第10章 教員組織

第49条 (削除)

(研究科科长)

第50条 研究科に科長を置く。

2 研究科科长は、学長の命を受け、研究科を総括する。

(授業担当教員)

第51条 本大学院の授業担当教員は、専任教員をもって充てる。

2 必要に応じて兼任の教員が授業を担当することがある。

3 前項の教員を「客員教員」という。

(指導教員)

第52条 本大学院は、各学生に指導教員を置き、学生の研究指導に当たる。

2 前項の指導教員は研究科委員会において定める。

第11章（削除）

第53条（削除）

第12章 大学院研究科委員会

（研究科委員会の設置）

第54条 本大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会の細部に関する必要事項は、別に定める。

（研究科委員会の構成）

第55条 研究科委員会は、学長、研究科科长及び授業担当の専任教員をもって構成する。

（審議事項）

第56条 研究科委員会は、次の事項を審議する。

- 一 授業科目、単位及び履修方法等の教育課程並びに研究計画に関する事項
- 二 試験及び学位論文並びに課程修了の認定に関する事項
- 三 学位の授与に関する事項
- 四 入学、留学、休学及び退学等学生の身分に関する事項
- 五 学生の表彰及び懲戒に関する事項
- 六 学則及びその他の規定の制定並びに改廃に関する事項
- 七 その他当該研究科に関する事項

（招集）

第57条 研究科委員会は、学長が招集する。

2 研究科委員会構成員の3分の1以上の者が要請した場合、学長は研究科委員会を招集しなければならない。

（議長）

第58条 学長は、研究科委員会の議長となる。

（議決）

第59条 議事は、出席者の過半数の賛成をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

（理事会の承認）

第60条 理事会の議決により、学長の権限に属する事項については、その都度理事会の議を経ることなくその承認があったものとみなす。

第13章 大学院事務機構

(事務所管)

第61条 本大学院に関する学務は、学長が統轄し、研究科の学務は、研究科科長がこれを管轄する。

2 本大学院に関する事務は、大学院事務所管において行う。

第14章 表彰及び懲戒

(表彰)

第62条 学生として特に優良と認められる者に対して、学長は、研究科委員会の議を経て表彰することがある。

(懲戒)

第63条 本大学院の学則に違反し、又は学生としての本文に背く行為のあった者に対して学長は、研究科委員会の議を経て懲戒する。

2 懲戒は、訓告、停学及び退学とする。なお、退学については、次の各号に該当する者に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 正当な理由がなくして出席が常でない者
- (3) 本大学院の秩序を乱し、その他の学生として本分に反した者

第15章 改 廃

(改廃)

第64条 本学則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

本学則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

1. 本学則は、平成23年4月1日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する平成22年度までの入学者に係る教育課程については、別表第1の改正規程にかかわらず、なお、

従前の通りとする。

附 則

1. 本学則は、平成24年4月1日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する平成23年度までの入学者に係る教育課程については、別表第1の改正規程にかかわらず、なお、従前の通りとする。

附 則

1. 本学則は、平成27年4月1日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する平成26年度までの入学者に係る教育課程については、別表第1の改正規程にかかわらず、なお、従前の通りとする。

附 則

1. 本学則は、平成28年4月1日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する平成27年度までの入学者に係る教育課程については、別表第1の改正規程にかかわらず、なお、従前の通りとする。

附 則

1. 本学則は、平成30年4月1日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する平成29年度までの入学者に係る教育課程については、別表第1の改正規程にかかわらず、なお、従前の通りとする。

附 則

1. 本学則は、平成31年4月1日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する平成30年度までの入学者に係る教育課程については、別表第1の改正規程にかかわらず、なお、従前の通りとする。

附 則

1. 本学則は、令和3年4月1日から施行する。
2. この学則施行の際、現に在学する令和2年度までの入学者に係る教育課程については、従前の通りとする。

附 則

1. 本学則は、令和5年4月1日から施行する。

松蔭大学大学院学則 変更部分の新旧対照表

旧	新	備考																				
<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">新規</p> <p>(略)</p> <p>第2章 課程、研究科、学生定員及び修業年限</p> <p>(略)</p> <p>(研究科、専攻名及び収容定員)</p> <p>第4条 本大学院に置く研究科、専攻名並びに入学定員、収容定員は次の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="277 1211 740 1285"> <thead> <tr> <th>研究科名</th> <th>専攻名</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営管理研究科</td> <td>経営管理専攻</td> <td>10名</td> <td>20名</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">新規</p> <p>(略)</p>	研究科名	専攻名	入学定員	収容定員	経営管理研究科	経営管理専攻	10名	20名	<p>第1章 総則</p> <p>(略)</p> <p><u>(看護学研究科の目的)</u></p> <p>第1条の2 <u>看護学研究科修士課程は、本研究科の目的である地域包括ケアシステムの構築に基づいて、人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活および社会の変化から生じた施設内看護、地域・精神保健における看護ケアの課題を解決できる指導力、教育力、研究力を有し、それらの能力を活かして、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。</u></p> <p>(略)</p> <p>第2章 課程、研究科、学生定員及び修業年限</p> <p>(略)</p> <p>(研究科、専攻名及び収容定員)</p> <p>第4条 本大学院に置く研究科、専攻名並びに入学定員、収容定員は次の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="772 1227 1235 1352"> <thead> <tr> <th>研究科名</th> <th>専攻名</th> <th>入学定員</th> <th>収容定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経営管理研究科</td> <td>経営管理専攻</td> <td>10名</td> <td>20名</td> </tr> <tr> <td>看護学研究科</td> <td>看護マネジメント専攻</td> <td>6名</td> <td>12名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	研究科名	専攻名	入学定員	収容定員	経営管理研究科	経営管理専攻	10名	20名	看護学研究科	看護マネジメント専攻	6名	12名	
研究科名	専攻名	入学定員	収容定員																			
経営管理研究科	経営管理専攻	10名	20名																			
研究科名	専攻名	入学定員	収容定員																			
経営管理研究科	経営管理専攻	10名	20名																			
看護学研究科	看護マネジメント専攻	6名	12名																			

松蔭大学大学院学則 変更部分の新旧対照表

旧	新	備考
<p>第6章 教育課程、単位及び履修方法 (略)</p> <p style="text-align: center;">新規</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">新規</p> <p>(略)</p>	<p>第6章 教育課程、単位及び履修方法 (略)</p> <p><u>(教育方法の特例)</u></p> <p><u>第22条2 本大学院において、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(長期にわたる教育課程の履修)</u></p> <p><u>第27条 看護学研究科においては、別に定めるところにより、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的履修を認めることができる。</u></p> <p>(略)</p>	

松蔭大学大学院学則 変更部分の新旧対照表

旧	新	備考
<p>(他大学院等での修得単位の認定)</p> <p><u>第27条</u> 教育研究上有益と認められる場合、 学生が本大学院に入学する以前に、他大学院において修得した単位、あるいは科目等履修生として修得した単位について、併せて15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、課程修了の要件となる単位として認定することができる。</p> <p>(協定他大学院での修得単位の認定)</p> <p><u>第28条</u> 学則<u>第32条</u>の定めにより協定他大学院において修得した単位は、15単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位として認定することができる。</p> <p>2 単位認定方法等に関する必要事項は、別に定める。</p> <p>(留学等で修得した単位の認定)</p> <p><u>第29条</u> 学則<u>第33条</u>による留学、又は学則<u>第34条</u>による他大学院での研究指導により修得した単位については、前条各項の規定を準用して認定することができる。</p> <p>(他大学院の単位互換及び入学前既修得単位の認定)</p> <p><u>第29条の2</u> 学則<u>第27条</u>、<u>第28条</u>第1項、及び<u>第29条</u>により修得した単位については、併せて15単位を超えない範囲で認定するものとする。</p>	<p>(他大学院等での修得単位の認定)</p> <p><u>第28条</u> 教育研究上有益と認められる場合、 学生が本大学院に入学する以前に、他大学院において修得した単位、あるいは科目等履修生として修得した単位について、併せて15単位を超えない範囲で本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなし、課程修了の要件となる単位として認定することができる。</p> <p>(協定他大学院での修得単位の認定)</p> <p><u>第29条</u> 学則<u>第33条</u>の定めにより協定他大学院において修得した単位は、15単位を超えない範囲で課程修了の要件となる単位として認定することができる。</p> <p>2 単位認定方法等に関する必要事項は、別に定める。</p> <p>(留学等で修得した単位の認定)</p> <p><u>第30条</u> 学則<u>第34条</u>による留学、又は学則<u>第35条</u>による他大学院での研究指導により修得した単位については、前条各項の規定を準用して認定することができる。</p> <p>(他大学院の単位互換及び入学前既修得単位の認定)</p> <p><u>第30条の2</u> 学則<u>第28条</u>、<u>第29条</u>第1項、及び<u>第30条</u>により修得した単位については、併せて15単位を超えない範囲で認定するものとする。</p>	<p>1条繰り下げ</p>

松蔭大学大学院学則 変更部分の新旧対照表

旧	新	備考
<p>第7章 課程修了及び学位授与 (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>新規</u></p> <p>(学位の授与)</p> <p><u>第31条</u> 本大学院の課程を修了した者には、研究科委員会の議を経て、学長が修士(経営管理)の学位を授与する。</p> <p>2 学位の授与に関する必要事項は、別に定める。</p> <p>(略)</p> <p>(適用除外)</p> <p><u>第42条</u> 科目等履修生、受託交換生並びに外国人特別研究生については本学則<u>第30条</u>及び<u>第31条</u>の規定を、また、研究生については学則<u>第26条</u>、<u>第27条</u>、<u>第31条</u>及び<u>第32条</u>の規定は適用しない。</p> <p>(略)</p>	<p>第7章 課程修了及び学位授与 (略)</p> <p><u>第31条の2</u> <u>看護学研究科の修士課程を修了するには、本大学院の看護学研究科に2年以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、学位論文(修士論文)の審査及び最終試験に合格しなければならない。</u></p> <p>2 課程の修了に関する必要事項は、別に定める。</p> <p>(学位の授与)</p> <p><u>第32条</u> 本大学院の課程を修了した者には、研究科委員会の議を経て、学長が修士(経営管理)、<u>修士(看護学)</u>の学位を授与する。</p> <p>2 学位の授与に関する必要事項は、別に定める。</p> <p>(略)</p> <p>(適用除外)</p> <p><u>第43条</u> 科目等履修生、受託交換生並びに外国人特別研究生については本学則<u>第31条</u>及び<u>第32条</u>の規定を、また、研究生については学則<u>第26条</u>、<u>第28条</u>、<u>第32条</u>及び<u>第33条</u>の規定は適用しない。</p> <p>(略)</p>	

松蔭大学大学院学則 変更部分の新旧対照表

旧	新	備考
<p>(除籍)</p> <p><u>第47条</u> 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 疾病その他の事由で就学の見込みがないと認められた者 二 第3条第4項に定める在学期間を超えた者 三 第20条に定める授業料を納入せず、督促してなお納入しない者 四 <u>第43条</u>第2項に定める休学期間を超えた者 五 他の大学院に籍を置く者 六 長期行方不明の者 七 死亡した者 <p>2 前項第1号、第3号及び第6号により除籍された者が、改めて入学を願い出た場合の取り扱いは、学則第13条による。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">新規</p>	<p>(除籍)</p> <p><u>第48条</u> 次の各号の一に該当する者は、研究科委員会の議を経て、学長が除籍する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 疾病その他の事由で就学の見込みがないと認められた者 二 第3条第4項に定める在学期間を超えた者 三 第20条に定める授業料を納入せず、督促してなお納入しない者 四 <u>第44条</u>第2項に定める休学期間を超えた者 五 他の大学院に籍を置く者 六 長期行方不明の者 七 死亡した者 <p>2 前項第1号、第3号及び第6号により除籍された者が、改めて入学を願い出た場合の取り扱いは、学則第13条による。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>本学則は、令和5年4月1日から施行する。</u></p>	

変更事項を記載した書類

新研究科設置に伴い以下の項目を変更する。

1. 学則第1条に定める目的に看護学研究科の目的を追加する。
2. 学則第4条に看護学研究科の研究科名、専攻名、入学定員、収容定員を追加する。
3. 学則第22条2として「教育方法の特例」を新たに設ける。
4. 学則第27条として「長期にわたる教育課程の履修」を新たに設ける。この条文の新設に伴い以下の条文を1条繰り下げる。また、第28条以下の各条文中の条文を変更する。
5. 学則第31条に看護学研究科の修了要件を定める。

松蔭大学 教授会規則

(目的)

第1条 この規則は、松蔭大学学則第51条の規定に基づき、松蔭大学に置く教授会に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 教授会は、学長、副学長及び教授で組織する。ただし、学長が必要と認めたときは、准教授その他の職員を教授会の組織に加えることができる。

2 学長が必要と認めたときは、准教授その他の職員を出席させ意見を聴取することができる。

(審議事項)

第3条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- 一 学生の入学、退学、休学、転学、卒業等の認定に関する事項
- 二 学位の授与に関する事項
- 三 教育課程の編成に関する事項
- 四 学生の授業及び試験に関する事項
- 五 学生の厚生補導に関する事項
- 六 学生の賞罰に関する事項
- 七 前各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの

(会議の運営)

第4条 教授会は、学長が招集し、その議長となる。

2 学長に事故あるときは、副学長又はあらかじめ学長が指定する教授が議長となる。

3 議事については、学長の指名する者が進行する。

(会議の開催)

第5条 教授会は、原則として毎月1回開催するものとする。

2 教授会を開催する定例日は、毎月第3木曜日とする。ただし、これによりがたい場合は変更することができる。

3 前二項の規定にかかわらず、学長が必要と認めたときは、臨時に教授会を開催することができる。

(議事)

第6条 教授会の議案は、学長が定め、あらかじめ構成員に通知するものとする。

(理事会の承認)

第7条 理事会の議決により、学長の権限に属する事項については、その都度理事会の議を経ることなくその承認があったものとみなす。

(会議の事務)

第8条 教授会に関する事務は、教務部及び総務部において処理する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、教授会の運営に関する必要事項は、教授会が定める。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

松蔭大学大学院 研究科委員会に関する規則

(根拠)

第1条 この規則は、松蔭大学大学院（以下、「本大学院」という）学則第53条第2項に基づき、研究科委員会の細部に関する必要な事項を定める。

(組織)

第2条 研究科委員会は、本大学院学則第55条に掲げる審議事項の責務を果たすため、次に掲げる常設委員会及びその他の臨時委員会（以下、「委員会」という。）を設けることができる。

- ① 教務委員会
- ② 学生委員会
- ③ 入試委員会
- ④ 就職委員会

2 前項の委員会の構成並びに任務は別に定める。

3 臨時委員会は、その任務を了ったとき、解散する。

(委員会の任務及び権限)

第3条 委員会の審議決定した事項は、研究科委員会の議を経た後、その効力を生じる。ただし、研究科委員会の議を経て、委嘱された事項についてはこの限りではない。

(委員会の構成)

第4条 委員会構成員は、学長、副学長、研究科長及び授業担当の専任教員をもって構成する。

2 委員会構成員の任期は、原則として2年とする。ただし、再任することを妨げない。

(委員会委員長)

第5条 常設及び臨時委員会には、1名の委員長を置く。

2 前項の委員長は、研究科長をもって充てる。

(委員会の開催)

第6条 委員会は、委員長がこれを招集する。

2 委員会は、必要に応じて適時開催する。

3 委員会は、所轄事項を審議するにあたり、必要な場合は当該事項に関連して他の委員会との合同会議をもつことができる。その招集等については、当該事案に関係を有する委員長がこれを指揮する。

(事務職員の出席)

第7条 学長は、必要と認めた事務職員を研究科委員会に出席させることができる。

2 前項により出席した職員は、学長が認めた範囲内において、付議案件の説明並びに当該付議案件の陳述をすることが出来る。

3 委員会には、当該委員会を所掌する事務職員が出席する。

4 前項により出席した事務職員は、意見を述べることができる。

(会議の開催)

第8条 研究科委員会は、特に付議すべき案件がない場合を除き、毎月1回開催する。

(議事録の作成と保管)

第9条 研究科委員会の議長は、書記を定め、その議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、次の事項を記録しなければならない。

- ① 会議の名称
- ② 会議の日時
- ③ 会議の場所
- ④ 出席者及び欠席者の氏名
- ⑤ 第4条により出席した事務職員の氏名
- ⑥ 付議案件
- ⑦ 議事経過の概要

3 書記は、議決事項及びその他重要と思われる事項につき議長の確認を受ける。

4 議事録は、事務局の責任においてこれを保管するものとする。

(議事録の閲覧)

第10条 研究科委員会の構成員は、議事録を閲覧することが出来る。

2 研究科委員会の構成員は、議事録を校務遂行上必要ある場合を除き、その他の目的に利用することが出来ない。

(職員への通知)

第11条 学長は、事務局長を通じて研究科委員会の審議結果のうち関連事項を、各部署の事務職員に通知する。

(機密の保持義務)

第12条 研究科委員会の構成員は、委員会で知り得た情報の機密を保持しなければならない。

(研究科委員会出席義務)

第13条 研究科委員会の構成員がやむ得ない事由により欠席、遅刻、早退するときは、事前にあるいは事後にその事由を付した書面をもって議長に届け出るものとする。

(研究科委員会の庶務及び書記)

第14条 議長は、研究科委員会の議を経て、研究科委員会の庶務及び書記を事務局に委嘱することが出来る。

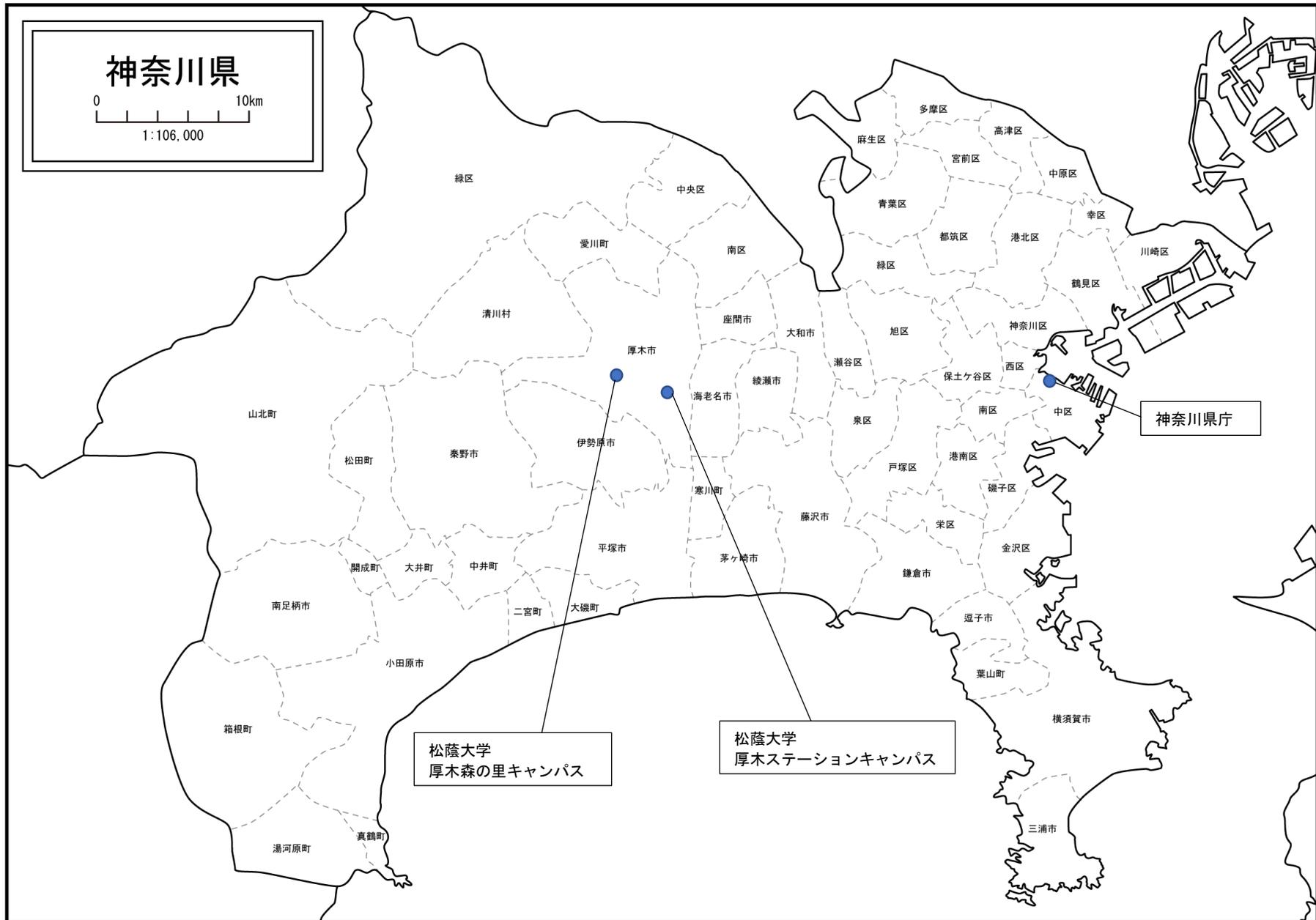
(規則の改廃)

第15条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、平成18年4月1日より施行する。

都道府県内における位置関係の図面



自地図専門店 freemap.jp

最寄駅からの距離や交通機関がわかる図面



<所在地>

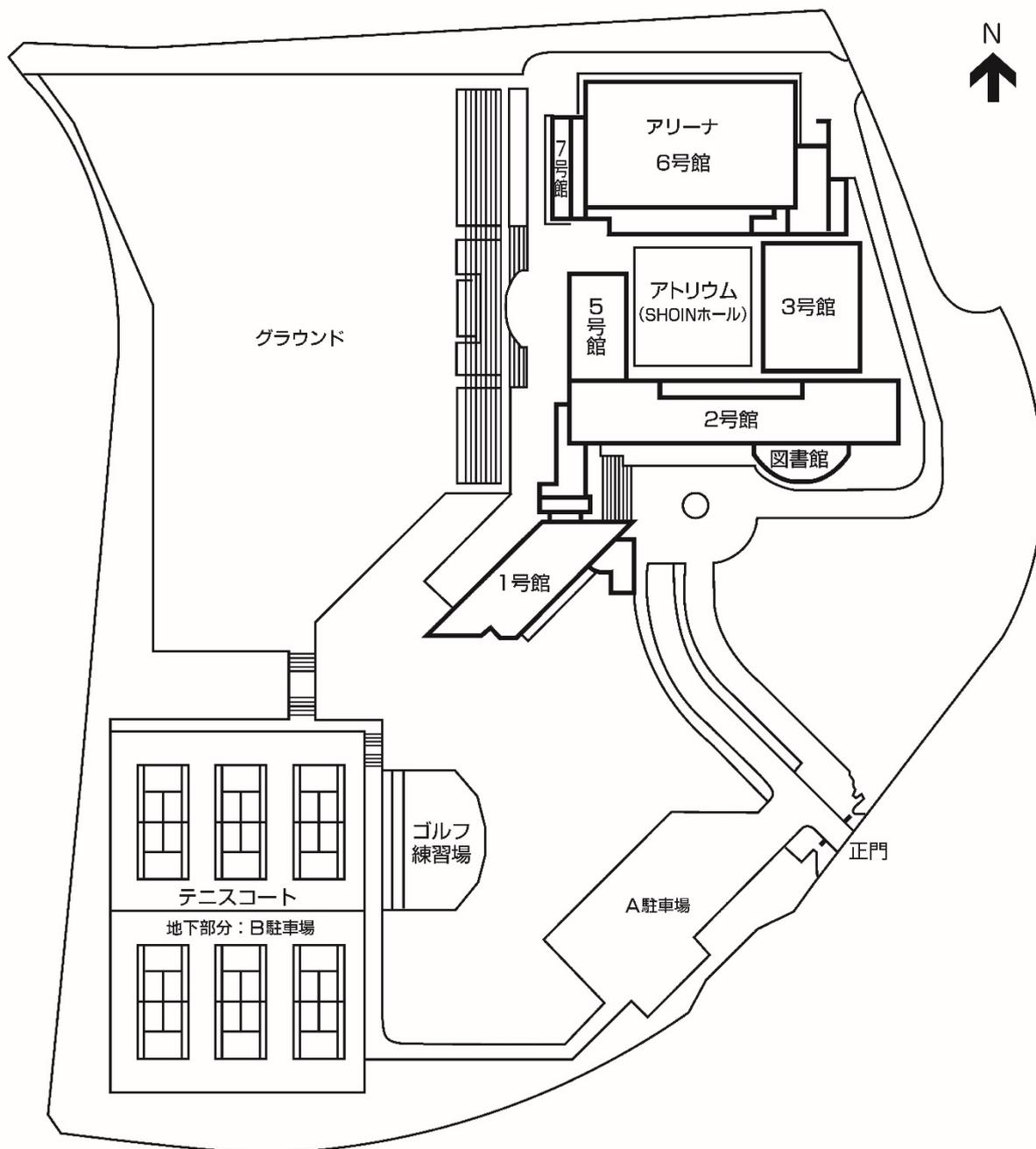
松蔭大学 厚木森の里キャンパス <神奈川県厚木市森の里若宮9番1号>

最寄駅からの交通機関：小田急線「愛甲石田」駅 神奈川中央交通バス「松蔭大学」下車、「本厚木」駅 大学専用直通バス 約15分

松蔭大学 厚木ステーションキャンパス <神奈川県厚木市中町4-3-1> 最寄駅からの交通機関：小田急線「本厚木」駅 徒歩2分

厚木森の里キャンパス

校舎等配置図



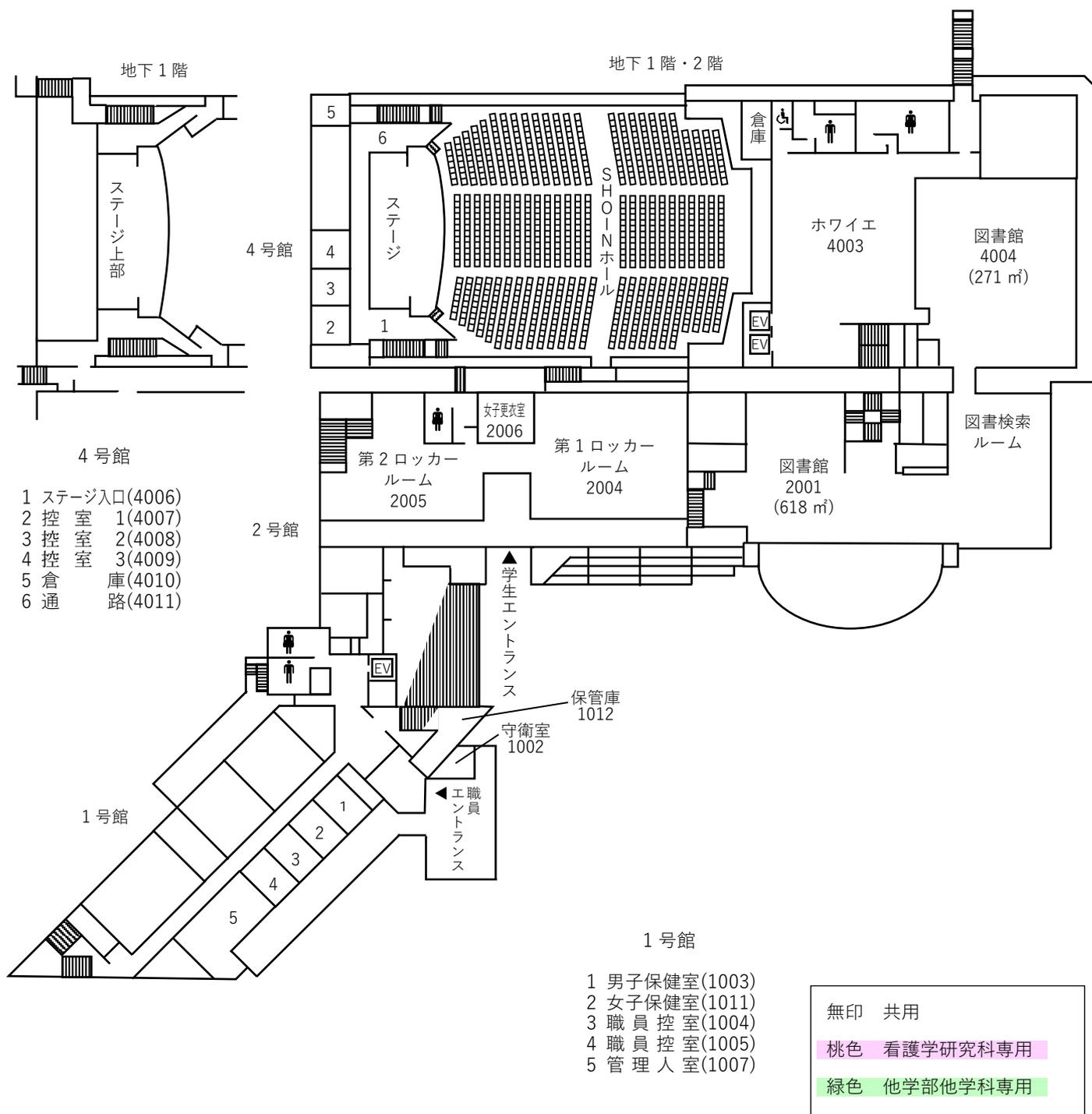
厚木森の里キャンパス

校地面積 39,315.00 m²

校舎面積 17,722.38 m²

※ すべて校地面積に算入

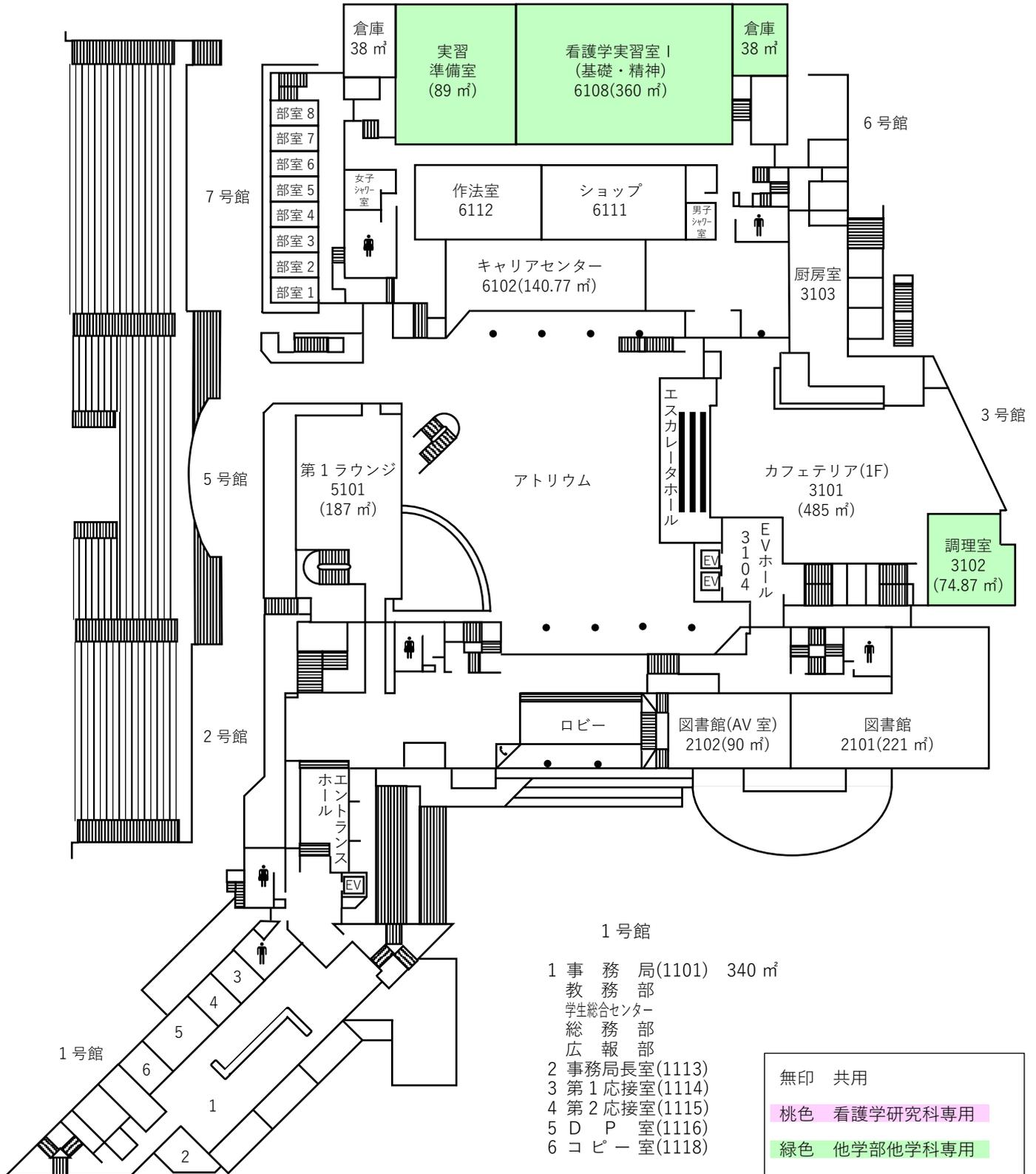
地下1階・2階案内図



1階案内図

7号館

- 部室 1(7101) 部室 5(7105)
- 部室 2(7102) 部室 6(7106)
- 部室 3(7103) 部室 7(7107)
- 部室 4(7104) 部室 8(7108)



1号館

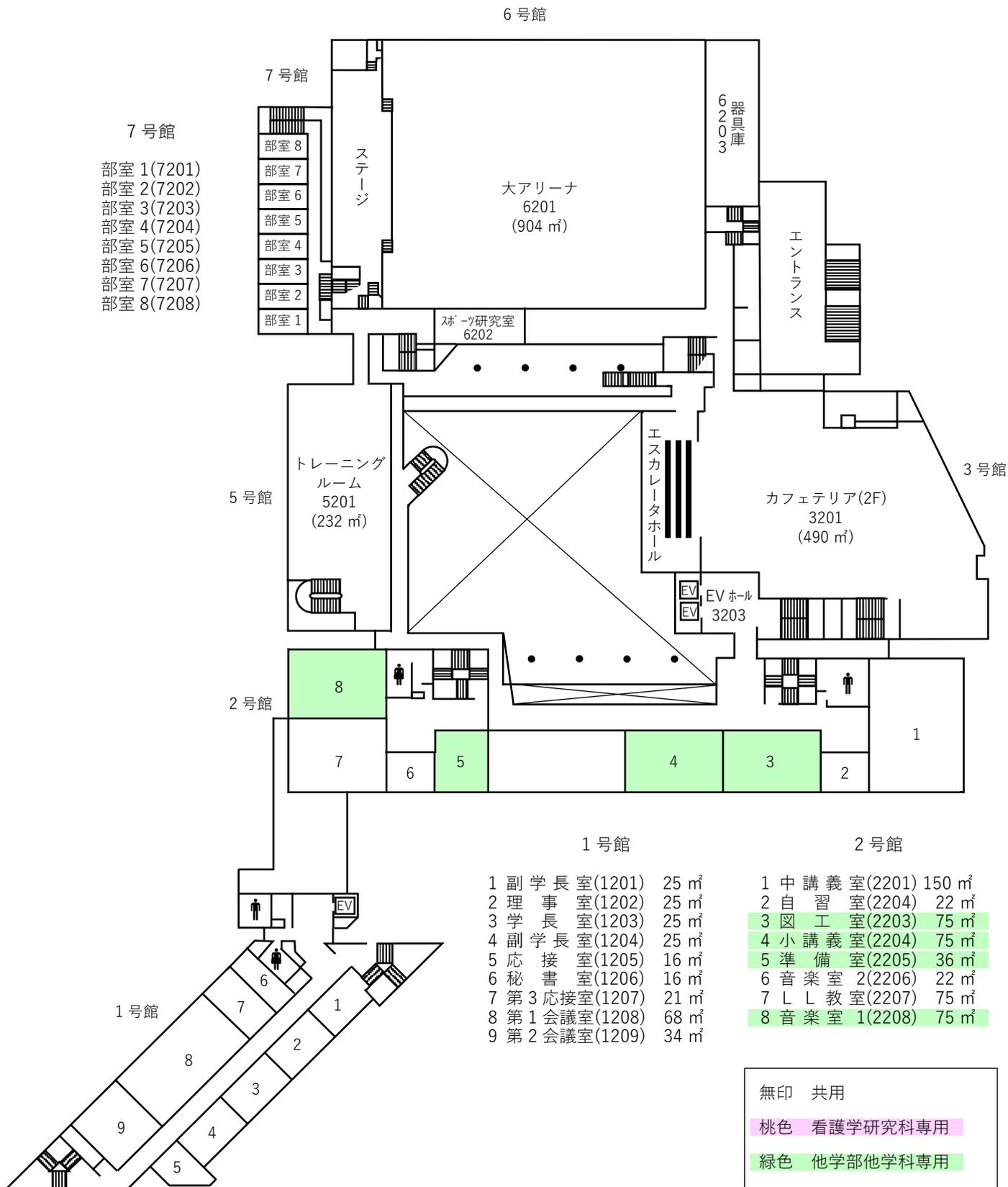
- 1 事務局(1101) 340 m²
教務部
学生総合センター
総務部
広報部
- 2 事務局長室(1113)
- 3 第1応接室(1114)
- 4 第2応接室(1115)
- 5 D P 室(1116)
- 6 コピー室(1118)

無印 共用

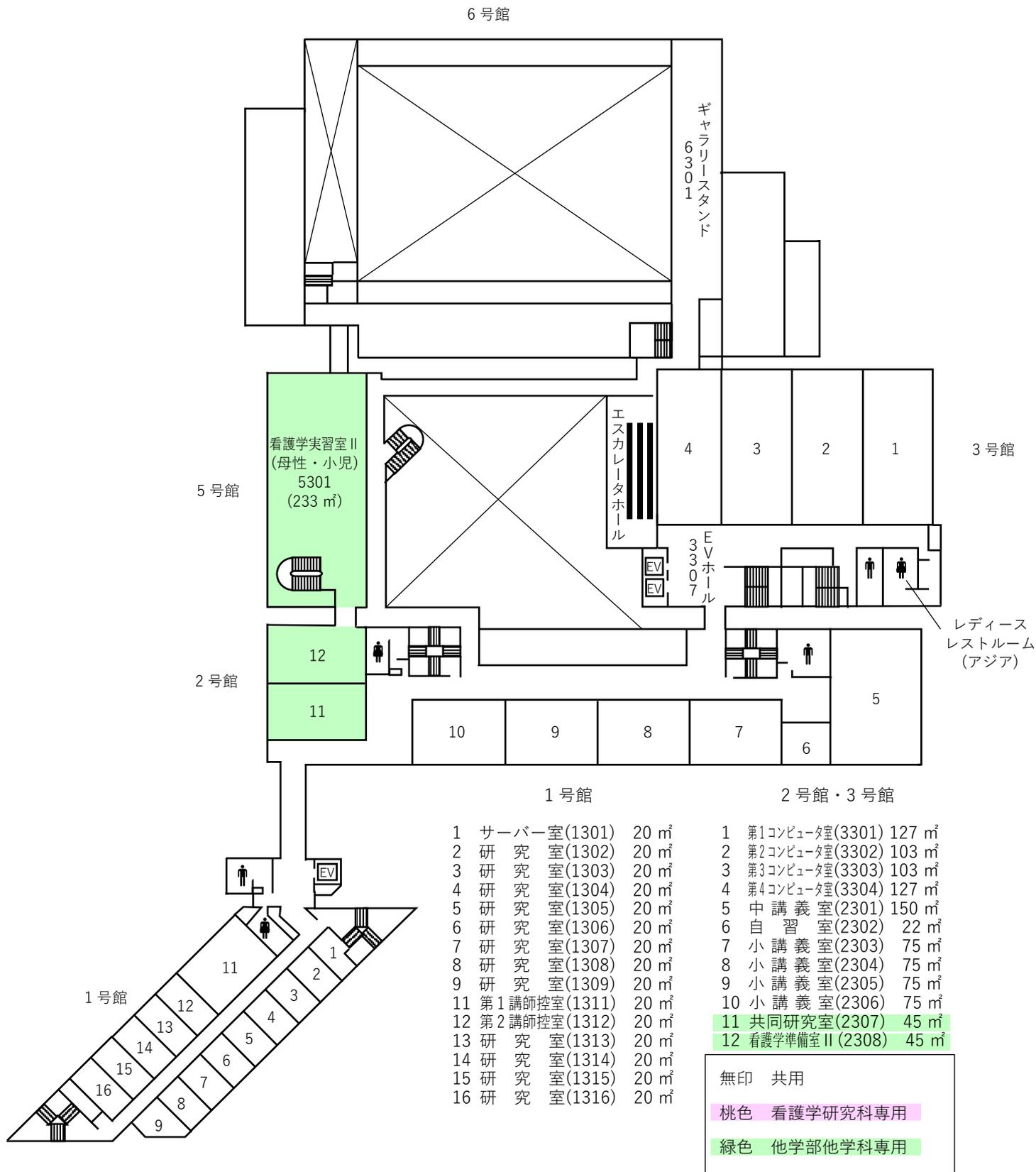
桃色 看護学研究科専用

緑色 他学部他学科専用

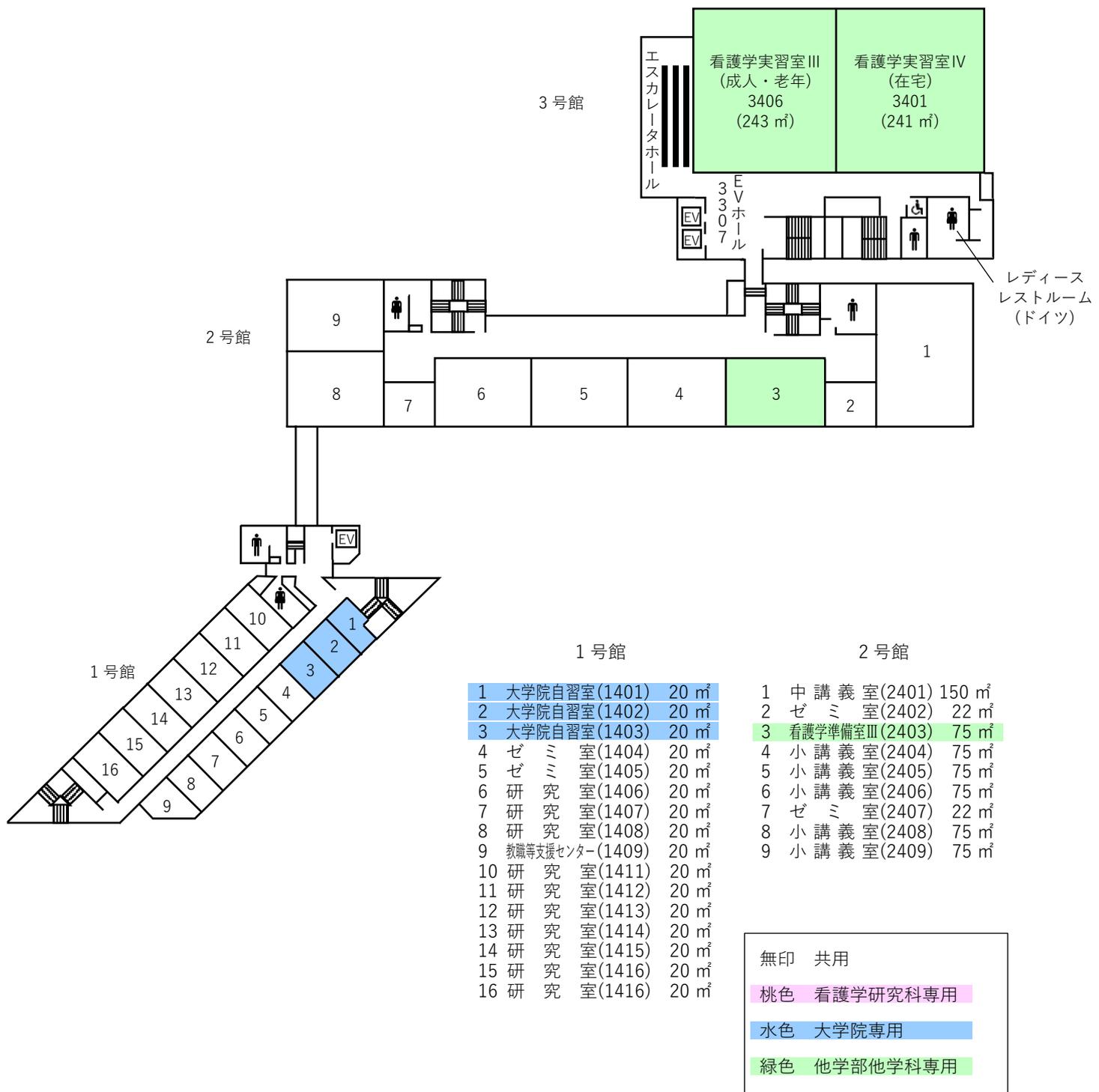
2階案内図



3階案内図

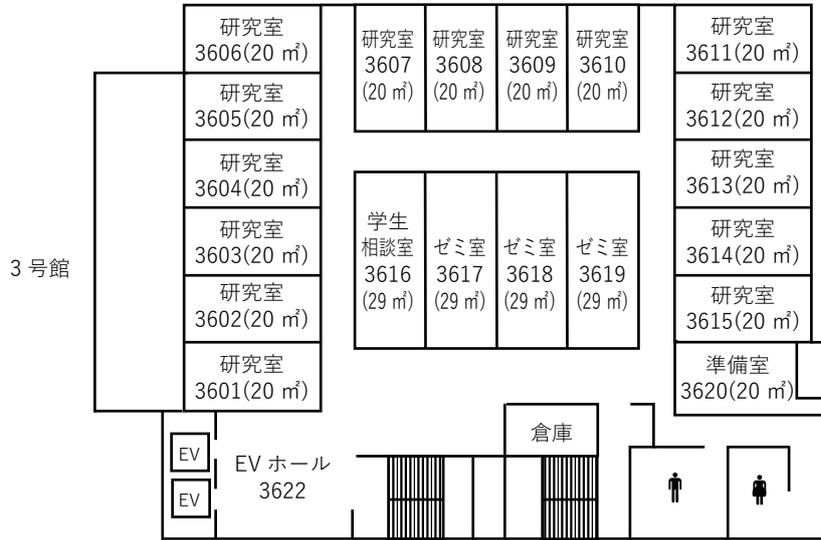


4階案内図

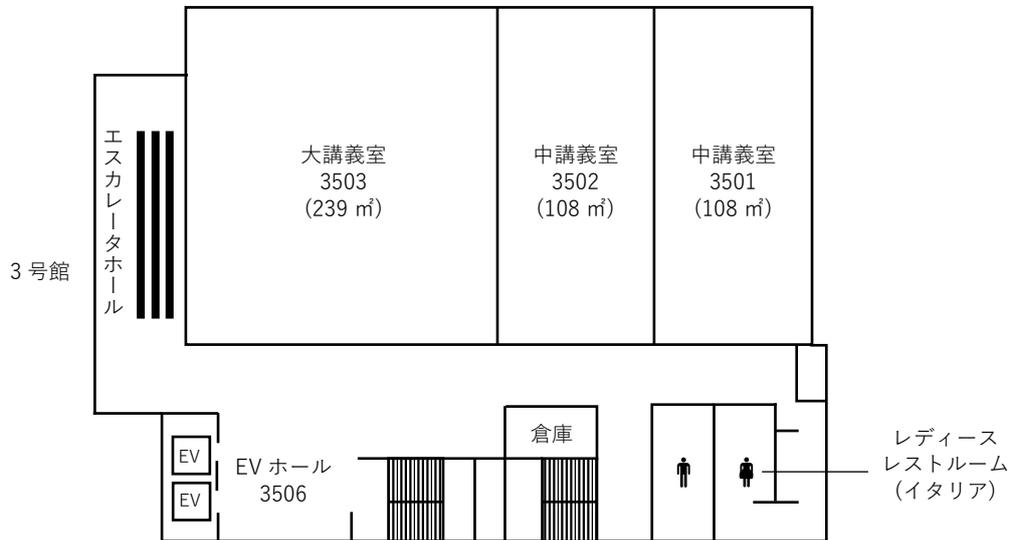


5階・6階案内図

6階



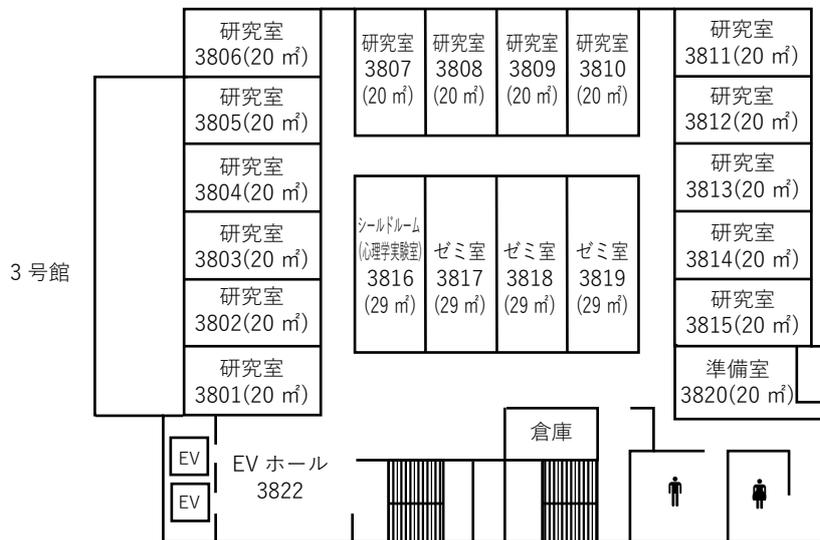
5階



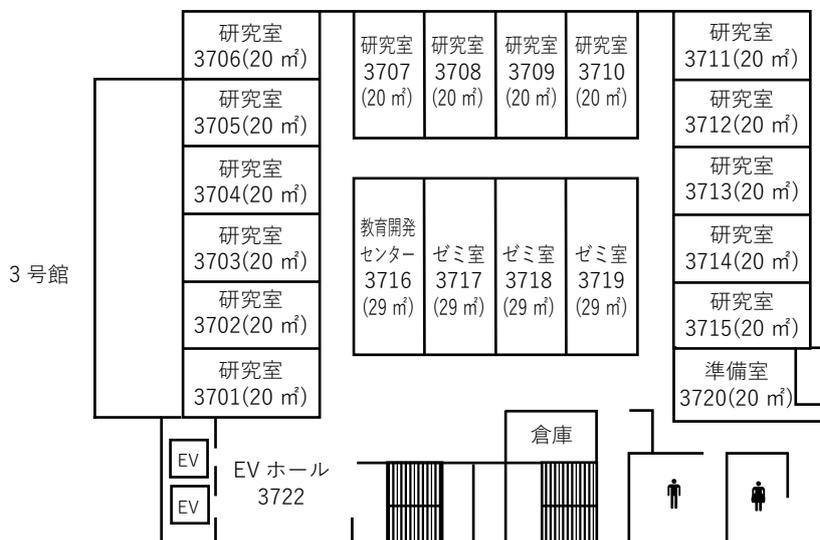
無印	共用
桃色	看護学研究科専用
緑色	他学部他学科専用

7階・8階案内図

8階



7階



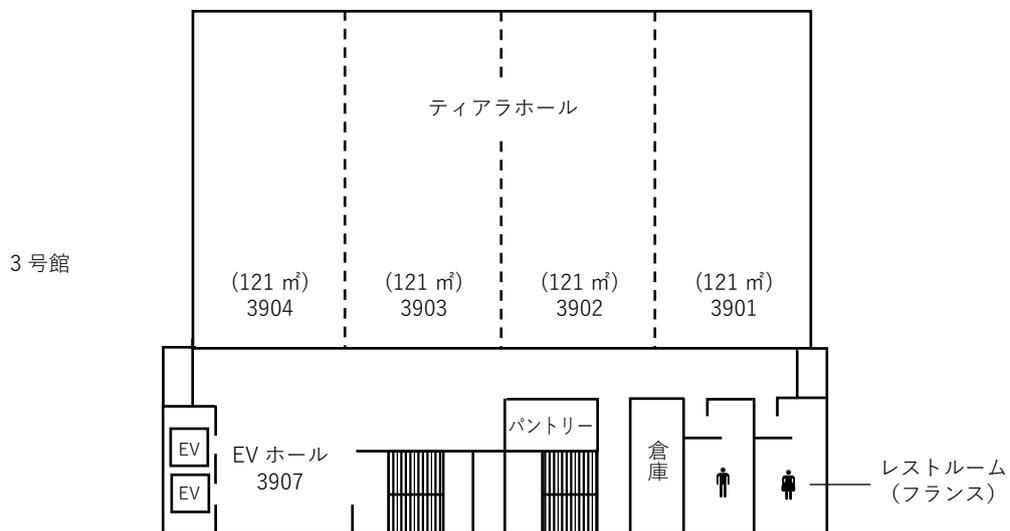
無印 共用

桃色 看護学研究科専用

緑色 他学部他学科専用

9階案内図

9階



無印 共用

桃色 看護学研究科専用

緑色 他学部他学科専用

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任（予定）年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 （千円）	現 職 （就任年月）
—	学長	マツウラ マサテル 松浦 正晃 <平成16年4月>		修士 （商学）		学校法人松蔭学園理事長（平10.4） 松蔭大学学長（平16.4）

教 員 の 氏 名 等												
(看護学研究科看護マネジメント専攻)												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数	現 職 (就任年月)	申請に係 る大学等 の職務に 従事する 週当たり 平均日数
①	専任	教授 (研究 科長)	カウチ テル 垣内 史堂 <令和5年4月>		医学博士		健康マネジメント概論 健康寿命特論 感染症特論	1前 1後 2前	2 1 2	1 1 1	松蔭大学 看護学部 看護学科 教授 (平27.4)	5日
②	専任	教授	カハタ キミ 川畑 貴美子 <令和5年4月>		博士 (医療福祉 経営学)		健康マネジメント概論 看護管理特論 看護政策特論 看護管理演習 課題研究	1前 1前 1後 2前 1通~2通	2 2 1 2 10	1 1 1 1 1	松蔭大学 看護学部 看護学科 教授 (平29.4)	5日
①	専任	教授	トミ サチ 富田 幸江 <令和5年4月>		博士 (看護学)		看護理論特論 看護倫理特論 看護倫理演習 看護管理演習 課題研究	1前 1前 1後 2前 1通~2通	1 1 2 2 10	1 1 1 1 1	松蔭大学 看護学部 看護学科 教授 (平31.4)	5日
4	専任	教授	フジ チエ 藤井 智恵子 <令和5年4月>		博士 (保健学)		健康マネジメント概論 健康と環境 社会保障論 環境産業保健学特論 保健行動学特論 保健行動学特論演習 課題研究	1前 1後 1後 1前 1後 2前 1通~2通	2 1 1 2 1 2 10	1 1 1 1 1 1 1	松蔭大学 看護学部 看護学科 教授 (平29.4)	5日
②	専任	教授	ワタベ ツキ 渡部 月子 <令和5年4月>		博士 (学術)		健康マネジメント概論 ヘルスケア倫理学 日本の社会と健康観 地域医療とICT 看護政策特論 保健行動学特論演習 課題研究	1前 1前 2前 2前 1後 2前 1通~2通	2 1 1 1 1 2 10	1 1 1 1 1 1 1	松蔭大学 看護学部 看護学科 教授 (令3.4)	5日
6	専任	教授	オウキ シュン 大脇 淳子 <令和5年4月>		博士 (医科学)		健康マネジメント概論 研究方法論 日本の社会と健康観 課題研究	1前 1前 2前 1通~2通	2 1 1 10	1 1 1 1	松蔭大学 看護学部 看護学科 教授 (平28.10)	5日
7	専任	教授	マルヤマ アキ 丸山 昭子 <令和5年4月>		博士 (看護学)		健康マネジメント概論 研究方法論 精神保健特論Ⅰ 精神保健特論Ⅱ 精神保健特論演習 課題研究	1前 1前 1前 1後 2前 1通~2通	2 1 1 1 1 10	1 1 1 1 1 1	松蔭大学 看護学部 看護学科 教授 (平28.4)	5日

教 員 の 氏 名 等												
(看護学研究科看護マネジメント専攻)												
調書 番号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目の名称	配当 年次	担当 単位数	年間 開講数	現 職 (就任年月)	申請に係る 大学等の 職務に 従事する 週当たり 平均日数
③	専任	准教授	シマノ ヒサコ 嶋野 ひさ子 <令和5年4月>		修士 (感染看護学)		感染症特論 看護管理特論 課題研究	2前 1前 1通～2通	2 2 10	1 1 1	松蔭大学 看護学部看護 学科 准教授 (平27.4)	5日
④	専任	准教授	コバヤシ ユキコ 小林 由起子 <令和5年4月>		博士 (保健医療学)		看護倫理演習 課題研究	1後 1通～2通	2 10	1 1	松蔭大学 看護学部看護 学科 准教授 (令4.4)	5日
⑥	専任	准教授	シモムラ アキコ 下村 晃子 <令和5年4月>		博士 (保健学)		看護倫理特論 看護倫理演習 課題研究	1前 1後 1通～2通	1 2 10	1 1 1	松蔭大学 看護学部看護 学科 准教授 (令3.4)	5日
⑦	専任	准教授	クサハ フクナ ジュンコ 草地(福田) 潤子 <令和5年4月>		修士 (看護学) ※		健康マネジメント概論 保健行動学特論演習 課題研究	1前 2前 1通～2通	2 2 10	1 1 1	松蔭大学 看護学部看護 学科 教授 (平30.4)	5日
△ 3	専任	講師	マサヤマ リカ 増山 利華 <令和5年4月>		修士 (開発学)		課題研究	1通～2通	10	1	松蔭大学 看護学部看護 学科 准教授 (平31.4)	5日
⑧	専任	講師	サウ キョウコ 佐藤 京子 <令和5年4月>		博士 (看護学)		看護管理特論 課題研究	1前 1通～2通	2 10	1 1	松蔭大学 看護学部看護 学科 講師 (平29.7)	5日
⑨	専任	講師	キクチ ソウ 菊地 創 <令和6年4月>		博士 (心理学)		精神保健特論演習	2前	0.4	1	松蔭大学 コ ミュニケーシ ョン文化学部 日 本文化コミュニ ケーション学科 講師 (令4.4)	5日
13	兼担	教授	サカマ ノブオ 佐久間 信夫 <令和5年4月>		博士 (経済学)		経営管理特論	1後	1	1	松蔭大学 経営文化学部 金融経済学科 教授(令2.4)	
14	兼担	准教授	ミズモト ミキ 水本 深喜 <令和5年4月>		博士 (心理学)		保健統計 コンサルテーション論	1前 1後	1 1	1 1	松蔭大学 コミュニケーション文化 学部生活心理 学科 准教授 (平31.4)	
15	兼担	教授 (副学長)	マツウラ ヒロアキ 松浦 広明 <令和5年4月>		Sc. D. (Global Health and Population) (米国)		健康と人権の政治経済学 地域医療とICT 看護政策特論	1前 2前 1後	2 1 1	1 1 1	松蔭大学 観光 メディア文化学部 メディア情報文化 学科 教授・副 学長(平25.4)	

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	人	1人	2人	4人	7人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	0人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	0人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	0人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	0人	
准教授	博 士	人	人	人	1人	人	1人	人	2人	
	修 士	人	人	人	1人	人	人	1人	2人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	0人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	0人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	0人	
講 師	博 士	人	1人	人	1人	人	人	人	2人	
	修 士	人	人	人	人	1人	人	人	1人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	0人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	0人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	0人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	0人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	0人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	0人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	0人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	0人	
合 計	博 士	人	1人	人	2人	1人	3人	4人	11人	
	修 士	人	人	人	1人	1人	人	1人	3人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	0人	
	短期大士	人	人	人	人	人	人	人	0人	
	その他	人	人	人	人	人	人	人	0人	

（注）

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、専任教員についてのみ、作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

設置の趣旨等を記載した書類

<目次>

① 設置の趣旨及び必要性	2
② 研究科の将来構想	7
③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	7
④ 教育課程の編成の考え方及び特色	8
⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件	12
⑥ 基礎となる学部との関係	15
⑦ 「大学院設置基準」第2条の2 又は第14条による教育方法の実施	15
⑧ 入学者選抜の概要	17
⑨ 教員組織の編制の考え方及び特色	18
⑩ 施設・設備の整備計画	19
⑪ 管理運営	20
⑫ 自己点検・評価	20
⑬ 認証評価	21
⑭ 情報の公表	21
⑮ 教育内容等の改善のための組織的な研修等	24

① 設置の趣旨及び必要性

1) 松蔭大学の教育理念

松蔭大学は（以下「本学」という。）、平成 27（2015）年 4 月に看護学部看護学科（以下「看護学部」という。）を設置した。本学看護学部は、学校法人松蔭学園の建学の精神「知行合一（ちこうごういつ）」及びホスピタリティ（他者を思いやる心）を備えた学生を育成するため、広い教養と人間味あふれる人間性を養い、看護専門職として必要な看護実践能力をもち、将来にわたり看護に対する研鑽能力を培い、自らも向上するとともに社会の人々の保健福祉看護に貢献できる人材の育成を教育理念としている。これまで、着実に教育研究を行ってきており、令和 3 年度末には 4 期生が卒業を迎える。

2) 看護学研究科（修士課程）設置の趣旨と設置を必要とする理由

(1) 設置の趣旨

大学における看護系人材の養成は、看護師の基礎教育を 4 年間の学士課程のなかで体系的に行うことにより、看護の質の向上を目指すものであった。昭和 27 年我が国最初の大学における看護教育機関としての看護学科が県立高知女子大学に設置され、今日に至るまで、学士看護師として基礎的な専門知識を備えた医療・看護ニーズに対応できる人材の育成に貢献してきた。平成 4 年「看護師等の人材確保に関する法律」の施行に伴い、看護大学の設置数は伸び、令和 2 年 4 月現在 274 校、入学定員は 24,878 人である（文部科学省高等教育局医学教育課調べ）。

中央教育審議会の答申「新時代の大学院教育」（平成 17 年 9 月）では、今後の大学院教育の基本的考え方を、①大学院教育の実質化、②国際的な通用性、信頼性の向上を通じ、世界規模での競争力の強化を図ることを重要な視点とし、教育研究機能の強化を推進していくとされている。さらに、教育の在り方として、学部段階における教養教育と、これに十分裏打ちされた専門的素養の上に立ち、専門性の一層の向上を図るための、深い知識、学識を涵養する教育を行うことを基本としている。平成 23 年 3 月に提出された「大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会の最終報告」では、〈大学院における看護系人材養成の目指すもの〉として、大学院教育の基本的な考え方を前提に、看護系大学院における人材育成については、看護学の学術研究を通じて社会貢献できる研究者や教育者の養成、学士課程では養成困難な、特定領域の高度専門職業人や保健・医療・福祉等に携わる専門職の協働においてマネジメント能力を発揮できる人材の養成を目指すとし、さらに、今後の看護ニーズの一層の拡大に対応するため、それぞれの大学院は教員の業務量に十分配慮しながら、社会人等の受け入れ体制を整備しておくことが望ましいとされた。また、修士課程の課程数が充実してきたことや学生の多様化が進んでいることなどを踏まえ、大学院においては、社会のニーズや自大学の教員資源に基づき、養成する人材像を一層明確化することを通じて、主体的に機能分化を図っていくことが望ましい、としている。

本学が位置している神奈川県では、子ども、女性、高齢者等のライフステージに応じた未病対策として未病改善・健康づくりなどに視点を置き、健康支援を実施している。

また、厚木市では、県健康づくりの重点施策を受け「未病改善」「ヘルスケア・フロンティアの推進」を基に、第1次プランを「健康で、自分らしい生き生きとした暮らしの実現に向けて、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを進めよう」「食でひろがるあつぎの未来～楽しく食べて、生きる力を育もう～」という基本理念を設定している。

さらに第2次プランで「健康寿命の延伸、みんなで描く、健幸生活」を基本目標に追加している。

本学は、2015年看護学部開設時から、地域連携委員会による地元厚木市の住民との交流会で生活習慣病やリプロダクト・ヘルス看護の健康教育について講演や救急看護訓練などを行ってきた。さらに現在、愛川町在住の外国人の子どもの精神相談活動などにも寄与している。

これらの実践成果から「地域包括ケアシステム」の中での看護の役割は、施設内における看護のみではなく、広い意味での看護マネジメントの必要性があることを強く感じた。そこでは、卓越した看護知識・技術を有した看護専門職者が、地域社会・職場・学校など公的な場と家庭などの支援の場において、身体的・精神的・社会的な健康に関わる課題を見出し、解決していくことが重要である。そのような能力を身につけた看護専門職者は施設内における看護と地域における看護、そして対象者が自己の健康管理に関わる確実な意識改革とその実践を指導することにも寄与できる。地域包括ケアシステムにおける看護管理は施設内の看護に留まらず、地域を含めた広い視野が求められていることがわかる。

このような考え方を基に、個々のニーズや生活および社会の変化から生じた施設内看護、地域・精神保健における課題を解決することを、本研究科では「看護マネジメント」と定義する。「看護マネジメント」では、看護ケアにおける課題を解決するマネジメント力をもつ看護専門職者の育成を目指しており、看護管理者の育成とは異なる。

本学大学院看護学研究科看護マネジメント専攻（以下「本研究科」という。）においても、社会のニーズと教員の資源をもとに、学部教育を基盤として、次のような人材を育成する。

すなわち、地域包括ケアシステムの構築に基づいて、人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活および社会の変化から生じた施設内看護、地域・精神保健における看護ケアの課題を解決できる指導力、教育力、研究力を有し、それらの能力を活かして、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

本研究科が掲げる「看護ケア」の範囲は、厚生労働省が提唱した「地域包括ケアシステムの構築」に基づいて、医療・介護・予防・住まい・生活支援における看護のうち、施設内看護、地域・精神保健の看護ケアとする。【資料11 地域包括ケアシステムの構

築について】

本研究科（修士課程）の修了認定・学位授与方針（以下、ディプロマ・ポリシー）は、以下の通りである。

<ディプロマ・ポリシー>

標準修業年限（2年）在学し、修了要件となる単位を修得し、次の資質・能力を身につけるとともに、修士論文の審査および最終試験に合格した人に対し、学位（修士（看護学））を授与する。

1. 学際的な豊かな知識と高い倫理観をもって、看護ケアの健康課題を包括的に理解し、かつ既存の枠組みにとどまらず、健康課題に関する判断能力、および看護マネジメントの基盤を身につけている。
2. 看護マネジメントに関する計画、調整、相談、教育・指導などの卓越した能力を身につけている。
3. 各自の経験を通じて得られた課題を基に、理論的枠組みを用いて課題解決を目指して、豊かな学識を基盤に自立した研究活動を進めることができる能力を身につけている。

次に教育課程編成方針・実施の方針（以下、カリキュラム・ポリシー）は、以下の通り設定した。

<カリキュラム・ポリシー>

本研究科は、地域包括ケアシステムの構築に基づいて、人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活および社会の変化から生じた施設内看護、地域・精神保健における看護ケアの課題を解決できる指導力、教育力、研究力を有し、それらの能力を活かして、社会に貢献できる人材の育成を目的とするための科目として設定した。

学修成果は、授業科目ごとに到達目標と成績評価方法をシラバスに明示し、総合的に評価する。課題研究については、研究計画書に基づいて研究を遂行し、中間発表を経て、修士論文の審査および試験を適切に実施し、評価する。審査については、主査1名と副査2名の審査員で行う。

<カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）>

1. 学際的な豊かな知識を身につける科目と高い倫理観を身につける科目を設定した。
2. それぞれの専門分野（施設内看護、地域・精神保健）における最新の知見を得て、教育・指導力を身につける人材の育成を図れるように科目を設定した。
3. それぞれの専門分野（施設内看護、地域・精神保健）における課題解決ができるように研究倫理を遵守し、論文の作成が行えるように科目を設定した。

本研究科では、教育研究上の到達目標を、学生各自が、修了時の研究を松蔭大学看護学部紀要（現在6号刊行）及び関係する学会に投稿することを目標とする。

以上、これらの学修成果を得るため、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの相関を示す。

【資料1 ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの相関図】

(2) 大学院の設置を必要とする理由

①神奈川県地域の保健・医療の概要

神奈川県年齢別人口統計調査結果報告（令和2年1月現在）によれば、我が国の65歳以上の老年人口は3,593万人（28.5%）であり、平成31年1月調査と比べると31万人の増加である。また、神奈川県の令和2年1月1日の人口の年齢3区分別割合を見ると、年少人口（0歳～14歳）が109万人（12.0%）、生産年齢人口（15歳～64歳）が571万人（62.6%）、老年人口（65歳以上）が231万人（25.4%）であり、老年人口は前回に比べると23,393人の増加であり、調査開始以来一貫して増加している。

これらのことから、神奈川県においては、高齢者や家族を対象に未病改善・健康づくりなどに視点を置き、健康支援を実施している。こうした神奈川県における少子高齢社会の進展と介護が必要な高齢者の増加に伴い、介護予防、慢性期医療等のニーズが今後ますます高まることが予測される。急激な少子高齢化、医師の地域偏在・診療所偏在、疾病構造の変化、新興再興感染症など、保健医療を取り巻く状況の変化を踏まえ県民の高齢者の増加、価値観の多様化、経済状況の変化に伴い、住み慣れた家庭や地域で療養することを希望する人が増えてきている。そのような在宅療養のニーズの増加にともない、地域医療の確保や本人・家族の健康管理意識の向上が喫緊の課題となっている。国は医療制度改革において、患者の視点にたった安全・安心の医療と生活習慣病対策の体制構築をめざす方針を示している。特に、がんや脳卒中、救急医療、周産期医療、感染症など、疾病・事業ごとに求められる医療機能を明らかにしたうえで、めざすべき医療連携のあり方を具体的に提示している。これを受けて神奈川県は、重点施策として「未病改善」、「ヘルスケア・フロンティアの推進」を具体的に提示している。

神奈川県では、全国に先駆けて、心身の状態を健康と病気の二分論の概念で捉えるのではなく、「健康」「病気」の間を連続的に変化するものとして捉え、この全ての変化の過程を表す概念を「未病」としている。

神奈川県は日常の生活において、「未病改善」により、心身をより健康な状態に近づけていくことを、健康寿命の延伸に向けた取り組みの重点施策としている。

②県央地域の概要

ア 地域の特性

本学の位置する県央地域（相模原市、厚木市、大和市、海老名市、座間

市、綾瀬市、愛川町、清川村)は、神奈川県を中心に位置し、6つの市と1つの町及び1村であり、山・森林や河川などの地域的特徴をもち、神奈川県年齢別人口統計調査結果によれば、令和2年1月1日現在の総人口は1,576,940人であり、人口の年齢3区分別割合を見ると、年少人口(0歳~14歳)が約18.8万人(12%)、生産年齢人口(15歳~64歳)約97万人(62.1%)、老年人口(65歳以上)約41万人(25.9%)であり、今後も老年人口は増加すると予想される。

イ 厚木市の重点課題

厚木市では、神奈川県健康づくりの重点施策を受け「未病改善」「ヘルスケア・フロンティアの推進」を基に、第1次プランを「健康で、自分らしい生き生きとした暮らしの実現に向けて、それぞれのライフステージに応じた健康づくりを進めよう」「食でひろがるあつぎの未来~楽しく食べて、生きる力を育もう~」という基本理念を設定している。第2次プランで「健康寿命の延伸、みんなで描く、健幸生活」を基本目標に追加している。

③大学院修士課程の設置に対する地域からの要請

公益社団法人神奈川県看護協会からは、県央地域、県西地域は、看護系大学を4大学有するが、大学院前期課程後期課程を学修する教育機関は2機関であるため、特に、看護管理やポピュレーション・ヘルスなどの知識を専門的に学修することのできる機関は、看護の発展に大きく寄与することが期待できるという賛同意見があった。

県央地域の医療機関からは、「在院日数を短くし、できるだけ早期に家庭や社会復帰ができるよう支援している。そのためにますます専門的観点から効果的に患者家族を支援できる看護師の存在が重要となっている、高度な看護実践ができる専門職業人の育成を目的とした大学院看護学研究科修士課程の設置の要請をする」という要望があった。

さらに、厚木医師会からは、「近年の急激な少子高齢化、疾病構造の変化や医療技術の進展及び新興再興感染症等は医療環境に大きな影響を与えている。先進医療や専門医療に対する高度な知識と技術を有し、他の専門職と協働して活動することができる看護職者の需要が高まってきているため、看護専門職の養成を目的とした大学院看護学研究科修士課程の設置の要請をする」という要望があった。

このように看護協会、県央地域の医療機関(学士実習実践医療機関)、また医師会から大学院看護学研究科修士課程への要請がある。

神奈川県下には、本学を含んで看護系大学が13校あり、医学部をもつ大学も含まれているが、県央地域には看護系大学院は1校のみである。看護領域から要望を受けて本研究科を設置することにより、地域包括ケアシステムの構

築に基づいて、人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活および社会の変化から生じた施設内看護、地域・精神保健における看護ケアの課題を解決できる指導力、教育力、研究力を有し、それらの能力を活かして、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

そのため、働きながら学ぶことができる環境を整備することとし、授業は平日の夜間と土曜日に行うこととする。

② 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か

本研究科は、施設内看護、地域・精神保健における看護ケアの課題を解決できる指導力、教育力、研究力を有し、それらの能力を活かして、社会に貢献できる人の育成を目的とすることに力点を置いているため、現時点では修士課程のみの設置を計画している。博士課程については、将来的な課題として、神奈川県での医療看護の長期的な動向などを見ながら判断していくこととする。

③ 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

神奈川県においては、高齢者や家族を対象に未病改善・健康づくりなどに視点を置き、健康支援を実施している。こうした神奈川県における少子高齢社会の進展と介護が必要な高齢者の増加に伴い、介護予防、慢性期医療等のニーズが今後ますます高まることが予測される。県央地域においても入院日数の短縮に伴い家庭における療養・介護が増加している。高齢者は病院退院後、病気や障害を持ちながら生活する場合には、老人保健施設にてトレーニングを受けることがすすめられているが、その利用者の多くは、経済的な負担が大きいという理由で、病院から自宅に直接帰宅することを選び、介護保険を利用して家族が交代で世話をしているのが現状である。学部生の臨地実習において、近年、利用者の激減に伴い介護老人保健施設が縮小され、勤務する看護師数削減で実習施設が減少しているのが実態である。

それらを踏まえて、退院後に病気の悪化や再発及び新しい疾病にかからないように予防する知識などを、個人のニーズに合わせ具体的に入院中の患者・家族等に指導・支援することは重要な看護職の責務と考える。健康から病気、回復から健康そして未病の部分の部分を大切に維持するために、在院中に看護職が疾病管理や健康予防等について知識・技術と高い倫理観をもって教育指導することが効果的であると考えた。

特に、県央地域の住民の個々人のもつリスクに応じた健康支援、その支援を必要とする人々の認識に立ち、身体・心理・社会的ニーズ評価から、地域包括ケアシステムの構築に基づいて、人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活および社会の変化から生じた施設内看護、地域・精神保健における看護ケアの課題を解決できる指導力、教育力、研究力を有し、それらの能力を活かして、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。

地域包括ケアシステムにおいては、施設内の看護に留まらず、地域を含めた広い視野での看護マネジメントが求められていることから、本研究科の名称を松蔭大学大学院看護学研究科看護マネジメント専攻とした。学位は修士（看護学）とする。

英訳の名称は次のとおりである。

松蔭大学大学院：Shoin University Graduate School

看護学研究科：Graduate School of Nursing Science

看護マネジメント専攻：Department of Nursing Management

学位の英訳の名称は次のとおりである。

修士（看護学）：Master of Nursing Science

<ディプロマポリシー>

本研究科（修士課程）の修了認定・学位授与方針（以下、ディプロマ・ポリシー）は、以下の通りである。

標準修業年限（2年）在学し、修了要件となる単位を修得し、次の資質・能力を身につけるとともに、修士論文の審査および最終試験に合格した人に対し、学位（修士（看護学））を授与する。

1. 学際的な豊かな知識と高い倫理観をもって、看護ケアの健康課題を包括的に理解し、かつ既存の枠組みにとどまらず、健康課題に関する判断能力、および看護マネジメントの基盤を身につけている。
2. 看護マネジメントに関する計画、調整、相談、教育・指導などの卓越した能力を身につけている。
3. 各自の経験を通じて得られた課題を基に、理論的枠組みを用いて課題解決を目指して、豊かな学識を基盤に自立した研究活動を進めることができる能力を身につけている。

④ 教育課程の編成の考え方及び特色

1) 教育課程の考え方

本研究課程は、設置の趣旨、教育目的・目標を達成するために必要な授業科目及び研究指導を体系的・組織的に展開し、大学院制度の趣旨に沿った教育の課程と研究指導の確立を目指すものである。教育課程の編成に当たっては、学部教育との関連を踏まえて、「基礎科目」「専門科目」「研究科目」の3区分に大別し、本研究科が養成する人材像を目指すための教育課程とした。

2) 教育課程の特色

(1) 教育課程の編成

本研究課程の開講科目を「基礎科目」「専門科目」「研究科目」の3つに区分し、基礎科

目については、保健医療看護の研究に不可欠であり、かつ、大学の理念である知行合一（知識・実践・連携・統合）に基づく科目を配置し、さらには、看護ケアの課題を解決ができる指導的役割を担える人材育成を想定したカリキュラム・ポリシーは、次のとおり設定した。

＜カリキュラム・ポリシー＞

本研究科は、地域包括ケアシステムの構築に基づいて、人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活および社会の変化から生じた施設内看護、地域・精神保健における看護ケアの課題を解決できる指導力、教育力、研究力を有し、それらの能力を活かして、社会に貢献できる人材の育成を目的とするための科目として設定した。

学修成果は、授業科目ごとに到達目標と成績評価方法をシラバスに明示し、総合的に評価する。課題研究については、研究計画書に基づいて研究を遂行し、中間発表を経て、修士論文の審査および試験を適切に実施し、評価する。審査については、主査1名と副査2名の審査員で行う。

＜カリキュラム・ポリシー（教育課程編成方針）＞

1. 学際的な豊かな知識を身につける科目と高い倫理観を身につける科目を設定した。
2. それぞれの専門分野（施設内看護、地域・精神保健）における最新の知見を得て、教育・指導力を身につける人材の育成を図れるように科目を設定した。
3. それぞれの専門分野（施設内看護、地域・精神保健）における課題解決ができるように研究倫理を遵守し、論文の作成が行えるように科目を設定した。

（2）教育課程の概要

（ア）基礎科目

人間に対する洞察力、倫理観をもち、研究的視点により、健康にかかわる課題を理論的、科学的に探究し、看護ケアの質の維持ができる、さらに包括医療の場やそこで働く医療職者に対し、教育的指導力を発揮できる看護専門職者の育成に向けて基盤となる能力を身につける。さらに、個々のニーズや生活及び社会経済の変化により生じる医療看護の課題について科学的根拠をもって解決できる人材育成を目指し、基礎的な知識について学修するために「健康マネジメント概論」2単位、「健康と環境」1単位、「健康と人権の政治経済学」2単位、「ヘルスケア倫理学」1単位、「研究方法論」1単位、「保健統計」1単位、「看護理論特論」1単位、「社会保障論」1単位、「経営管理特論」1単位、「コンサルテーション論」1単位、「健康寿命特論」1単位、「日本の社会と健康観」1単位、「地域医療とICT」1単位、「感染症特論」2単位の13科目17単位を基礎科目として設定した。特に、看護専門職者として、人間に対する尊厳をもち、人々の健康生活に関する課題について科学的な根拠に裏付けされた広い視野の管理力や指導力・教育力を提供できる能力を身につけるために「健康マネジメント概論」2単位、「ヘルスケア倫理学」1単位、「研究方法論」1単位、「社会保障論」

1 単位、「経営管理特論」1 単位の 5 科目 6 単位を必修科目とした。

(イ) 専門科目

専門科目では、基礎科目を基盤として、専門分野の看護管理能力の修得を目指し、それぞれの科目の「特論」では、その分野の中核的な考え方や最新の知見を学修し理論と実践を統合し深化させる。「演習」は、「特論」の学修を基にそれぞれの課題について文献のレビューや先行研究のクリティークを行い、国内外の最新の知見や動向について主体的に考え、自己の研究課題及び研究方法を見出す。

学生は、「看護管理特論」2 単位、「看護倫理特論」1 単位、「看護政策特論」1 単位、「看護倫理演習」2 単位、「看護管理演習」2 単位、「環境産業保健学特論」2 単位、「精神保健特論Ⅰ」1 単位、「保健行動学特論」1 単位、「精神保健特論Ⅱ」1 単位、「保健行動学特論演習」2 単位、「精神保健特論演習」1 単位、の 11 科目の中より、10 単位を修得するように設定した。

3) 科目の概要

(1) 基礎科目の概要

健康課題の解決に向けて、マネジメント能力、コーディネート能力、新たな看護マネジメントシステムを構築する能力を身につけるために「健康マネジメント概論」を必修科目として開講する。

今日、倫理的綱領に抵触するような事象が多くみられる。そこで、看護における倫理の変遷を概観しながら、医療、看護の倫理的諸課題や諸問題をヘルスケアという広い範囲から考究し、解決方法について探究し、論理的判断能力を養う。さらに専門職者の責務・役割など看護管理実践上のヘルスケアの倫理に対して適切な判断能力を向上させるために「ヘルスケア倫理学」を必修科目として開講する。

健康課題に関する管理者として、我が国の社会保障の変遷を学ぶとともに、働く人々を取り巻く法律（健康増進法、労働法、労働安全衛生法等）についての知識をもち、健康経営と社会保障制度との関係や高齢者の社会保障制度を学修し、現状を踏まえた活用及び今後の社会保障の動向を考えるために「社会保障論」を必修科目として開講する。

健康課題に関する管理者として、組織の中で目標を達成するために部下を意図する方向に導いていかなければならない。個々の能力が高くとも目指す方向が一致していなければ、その力は半減してしまう。故にリーダーシップ力が重要となる。将来を読み解く目測力、チームを引っ張っていく統率力、そして辛抱強くメンバーに説き、行動に移させる説得力が求められる、感性が鋭く、圧倒的な器量の大きさを感じさせるリーダーづくりのための「経営管理特論」を必修科目に加えた。

看護ケアに関わる管理者として、人々の健康生活に関する課題について、科学的な根拠に裏付けされた広い視野の研究に取り組むため、「研究方法論」を必修科目として開講する。その研究をささえるものとして「保健統計」を選択科目とした。

看護マネジメントでは、卓越した質の良い健康を維持するうえで看護ケアを提供す

る人々が協働するため、業務問題や人事課題などの相談を受け、それを解決する能力のレベルアップを図り、さらに、科学的根拠に基づいた管理実践力向上のため資源及び心理社会面を含めたコンサルテーション能力を身につけるために「コンサルテーション論」を選択科目として開講する。

管理する者の役割として、健康及び医療・看護における資源配分の問題を経済学、政治学、倫理学の視点から学ぶ「健康と人権の政治経済学」を選択科目として開講する。

また、昨今、頻発する自然災害が健康に及ぼす影響について「健康と環境」の科目で学び文献のクリティークを通して学修する。

厚生労働省が健康寿命延伸に向けて取りまとめた「健康日本 21（第二次）」に基づいて、健康寿命延伸に向けた各個人の取り組みを支援し指導できる能力を身につけるために「健康寿命特論」、医療の高度化に伴い ICT を用いた地域情報ネットワークが進展する中で、ビックデータを地域医療で活用するために「地域医療と ICT」および我が国特有の人々の社会とその健康観について理解するために「日本の社会と健康観」などの 9 科目を選択科目として開講する。

(2) 専門科目の概要

看護の多様な場の活動における管理に関わる看護専門職者として、人々のニーズに応えるために必要な管理の基本知識、保健医療福祉システム、人的資源の活用、医療安全と質の関係、看護サービスと災害看護について学修し、効果的な看護管理システムを構築する能力を向上させるために「看護管理特論」を開講する。

「看護倫理特論」では、概念に関する倫理的行動の基準、倫理的感受性、倫理的意思決定と価値観との関係につき理解を深め、基本的な知識を身につけるために開講する。

我が国の看護制度や保健・医療・看護政策等を理解することで、医療や看護の質の向上のために制度等の改善を含む政策的な働きかけに必要な知識を学修し、そのために、医療政策の構造とその決定過程を理解し、看護政策の構造と課題、更に、地方行政レベルでの看護政策の課題とその政策形成の方向、手法等について探求するために「看護政策特論」を開講する。

上記の科目と、学生の思考力、洞察力、探究力及び革新力等を実践するために「看護倫理演習」、「看護管理演習」を開講する。

地域包括ケアシステムの中で、看護専門職者の役割をより専門的に実施するためには、日本の社会を支えている労働者と地域で生活する人々とその家族を対象とし、医療機関を離れ社会生活や職場及び家庭生活の場で、健康の維持・促進、病気の治療、養生等を行えるように、人々の看護ケアをマネジメントし、課題を解決ができる看護専門職者としての知識・能力等を身につけるため、「環境産業保健学特論」を開講する。

また、地域における健康問題の構造を理解し、健康行動を行う上での理論について学修する「保健行動学特論」、現在、ポピュレーション・ヘルスマネジメントとして、対応する動きがある中で、個人と集団の精神的健康上のリスクを全体的に軽減するため

の支援であり、健康行動を行う上での保健行動理論と健康への力に関する学修を「精神保健特論Ⅰ」、社会に視野をおき、各集団の特徴を踏まえた精神保健の問題とその発生における社会文化的要因に着目して、これらの予防的対策としての行政による施策・制度、ヘルスプロモーション、社会的偏見や社会資源を理解し、人々の看護ケアのマネジメントに活用できるように「精神保健特論Ⅱ」をそれぞれ開講する。

上記の科目を基に、各自の研究課題を明確にし、研究遂行上必要な専門知識と関連知識について具体的な要因やアセスメント等を学修するための科目として「保健行動学特論演習」と「精神保健特論演習」を開講する。

主要な科目に設定している、「看護管理特論」、「精神保健特論Ⅰ」と「保健行動学特論」について選択必修科目にしているのは、看護の多様な場において、それぞれの専門分野（施設内看護、地域・精神保健）で学生自身が各自の研究課題及び研究方法を明確に見出すことができるようにするために「看護管理特論」2単位、または「精神保健特論Ⅰ」と「保健行動学特論」2科目計2単位のどちらかを選択必修科目として選んで履修ができるためである。

(3)「研究科目」の概要

「研究科目」は、基礎科目、専門科目の特論・演習からの学修を基に、明確にした研究課題から、適切な研究方法を検討するために「課題研究」を科目として配置する。さらに研究の背景、文献検討、研究目的、研究デザイン、具体的な研究方法、倫理的な配慮等を学修し、研究計画を作成し、倫理審査を受ける。研究計画に沿って、データ収集、分析、考察を行い、論文を作成する。

看護マネジメント領域の研究活動により、各自の専門性を高め、教育力、指導力、研究力を兼ね備えた看護専門職者になることによって看護ケアの質の向上や改善に寄与する。

本研究科では、設置した科目の新しい知見や科目内容を幅広く深く学修できるように、専門性の高い教員複数担当する共同方式を採用することによって、視野を広げ質の高い研究課題を見いだせる。講義の担当者は、科目担当責任者のもとで、事前打ち合わせや授業進行中の話し合いを行い、科目の一貫性を保ち学生がスムーズに学修できるように配慮する。また、評価は講義担当教員全員で検討会をもち、学生の学びを適正に評価する。

⑤ 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1) 教育方法

本研究科の標準履修年限は、2年（長期にわたる教育課程の履修適用の場合は3年又は4年）とし、最大4年とする。

学期は、前期（4月1日～9月30日）と後期（10月1日～3月31日）に分けて教育を行う。

また、学生は、社会人が多いと予測されることから、大学院設置基準第14条特例

(以下「14条特例」という。)により、平日夜間と土曜日に授業を開講する。

授業の形態は、講義の他に演習を取り入れた編成としている。「演習」は、「特論」の学修を基に、それぞれの課題について文献検討を行い、管理実践の課題を探究し、自らの研究課題を見出していくことを目的とした。

授業科目の履修としては、1年次前期には専門科目や研究を進めるために必要な基礎科目を配置している。研究方法論は、課題研究修士論文へと発展させるために、研究のプロセスを理解し、学修を進める。さらに、基礎科目で得た基盤となる知識を基に、専門分野の学びを深める。1年後期においては、学生が専攻する分野の演習科目を学修する。**【資料2 履修モデル案】**

オムニバス方式及び共同科目における評価は、科目責任者が当該科目を担当する教員と調整し、単位の認定を行う。

演習科目に引き続き、学生は重要であると考えたテーマについて、修士論文としてまとめるための「課題研究」を10単位履修し、合計30単位以上を履修する。修了のためには、課題研究での必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出し、修士論文の審査及び最終試験(口頭試問)に合格しなければならない。授業科目に対する学生個々への配慮として、学生の十分な学修時間を確保できるように、図書館の開館時間の延長や学生の事情に合わせた指導方法をとる。

2) 履修指導

学生が入学してから修士課程を修了するまでの履修指導及び研究指導は、次のようなスケジュールで行う。

(1) 指導教員の決定(1年次4月)

- ①学生は、希望する研究領域及び指導教員を看護学研究科委員会(以下「研究科委員会」という。)に提出する。
- ②研究科委員会は、学生の希望をもとに、研究領域及び研究指導に適する指導教員1名を決定し、学生に通知する。

(2) 履修指導及び研究課題の決定(1年次4月～5月)

- ①指導教員は、学生の研究に直接必要となる授業科目や看護ケアに関わる課題解決ができる看護専門職者として必要な基礎学力を養う授業科目など、個々の学生に適した授業科目の履修を指導する。
- ②指導教員は、学生の希望する研究課題、指導教員の専門分野、指導環境等を勘案して、学生と相談しながら研究課題を決定し、研究科委員会に報告する。

(3) 研究計画の立案及び指導(1年次5月～9月)

- ①学生は、決定した研究課題についての研究計画を立案し、研究科委員会に報告する。
- ②指導教員は、研究方法、文献の検索方法、文献抄読により、学生の研究計画の立案を指導する。

③研究計画に関しては、必要に応じ、倫理的側面から本学倫理委員会の審査をうける。

【資料 3-1 松蔭大学規則集 研究倫理委員会規則】

【資料 3-2 松蔭大学規則集 研究倫理支援室規則】

(4) 研究の遂行及び指導 (1 年次 10 月～2 年次 9 月)

①学生は、研究計画に従い研究を遂行する。1 年次では、予備実験・解析等を行い、研究の成果のまとめへ向かう。

②指導教員は、研究の進捗確認、文献抄読等を行うほか、研究遂行に関わる全般的な指導を行い、研究成果のまとめ方を指導する。

③指導教員及び研究科委員会は、1 年次 1 月と 2 年次 6 月に学生の研究進行状況を確認し、学生の研究の進行状況に応じた指導を行う。

④研究科委員会は、学生の研究に関するビジョンを確認する場とし、2 年次 4 月に研究デザインを確認する (研究デザインの発表会)。

(5) 主査及び副査の決定 (2 年次 7 月)

①研究科委員会は、学生の研究に関わる主査 1 名及び副査 2 名を決定し、学生に通知する。

②主査は、指導教員以外の教員から選任する。

③副査は 2 名とし、主査の推薦に基づき、研究科委員会で決定する。

(6) 中間発表 (2 年次 10 月)

①研究科委員会は、学生のそれまでの研究成果の発表の場として、学内の中間発表会を開催する。

②主査及び副査は、発表内容に関わる問題点等を指摘・助言する。また、指導教員は、主査及び副査から指摘された問題点等の解決方法について指導を行う。

(7) 修士論文の作成及びその指導 (2 年次 10 月～1 月)

①学生は、中間発表までの研究成果をもとに修士論文の作成を開始し、発表会までの質疑、主査及び副査からの指摘を踏まえ、論文をまとめる。

②指導教員は、学生の修士論文について、論文の全体構成、資料・データの整理法、図・表の作成、文献検索など、論文完成までの指導を行う。

(8) 研究発表 (2 年次 1 月)

①研究科委員会は、修士論文に関わる研究成果の発表の場として、公開の研究発表会を開催する。

②主査及び副査は、発表内容に関わる問題点等を指摘・助言する。また、指導教員は、主査及び副査から指摘された問題等の解決方法についての指導を行う。

(9) 修士論文の提出及び最終試験・合格判定 (2 年次 2 月～3 月)

①学生は、完成させた修士論文を所定の期日 (2 月下旬) までに提出する。

②主査及び副査は、提出された修士論文を審査するとともに、その論文の内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行い、これらの結果を研究科委員会に報告する。

③研究科委員会は、主査及び副査による修士論文の審査結果及び最終試験の判定結果並びに当該学生の単位修得状況により、修士課程修了の可否を判定する。

(10) 修士課程の修了及び学位授与

①学長は、研究科委員会の判定結果に基づき、学生の修士課程の修了を認定し、修士の学位を授与する。

②学位の授与は学位記を交付する。

(11) 修了要件

本研究科の修了の要件は、2年以上在学し、所定の単位（30単位以上）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格すること。

⑥ 基礎となる学部との関係

看護学部の看護学教育研究対象を学問分野としつつ、大学の建学の理念を継承し、保健医療看護の学際的な知識、技術を総合的に駆使できる能力を身につけた看護ケアの課題を解決できる看護専門職者を育成する教育研究を展開する。

⑦ 「大学院設置基準」第2条の2又は第14条による教育方法の実施

本研究科においては、社会人学生が就業と修学の両立ができるように、平日夜間及び土曜日に授業を実施する。また、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施する。

1) 修業年限

修業年限は、2年とする。ただし、長期履修制度を適用する場合はこの限りではない。

2) 授業の実施方法

社会人学生の事情を考慮して、平日の6時限目及び7時限目と土曜日の1時限目、2時限目、3時限目、4時限目に開講し、これらの受講で修了できるようにする。【資料4 授業時間割表案】

3) 長期にわたる教育課程の履修

社会人学生の有する事情から、一般の学生に比べて年間に修得できる単位数や研究活動・学修活動のための時間が限られており、通常の修業年限2年で修了することが困難な学生については、4年を上限とする長期の修業年限を計画的に設定して履修させる制度の対象とする。

なお、授業料については、標準の修業年限（2年）に支払うべき授業料総額を、あらかじめ設定した修業年限（3年ないし4年）で除した額をそれぞれの年に支払うものとする。【資料5 長期履修制度に関する規則案】

4) 履修指導及び研究指導の方法

指導教員は、履修科目及び研究活動全般について、学生の相談に応じ、学修及び研究の進行に必要な指導を行う。

また、自己学習室などの夜間利用については、指導教員が必要と認める場合は、指導教員の指導監督の下に行わせることを前提に認めるものとする。

5) 教員の負担の程度

本研究科の教員は、看護学部の教育も担当する。加えて学部教育には臨地実習の指導のため週2日程度の負担増となる。14条特例の実施による勤務形態の変化等により、看護学部の時間割の見直しや出勤時間の調整を行う等の負担軽減に努める。また、看護学部専任教員の若干の定員増も行う計画である。現在の専門業務型裁量労働制の柔軟な実施により、教員の負担軽減の方策がとられるよう配慮する。

なお、大学院手当の支給による待遇改善を図ることとする。

6) 図書館等の利用方法

図書館は、学部学生と同じ条件で利用可能である。現在の図書館の開館時間は、月曜日から金曜日は9:00～18:00、土曜日は9:00～16:00であり、本研究科の設置に伴い、開館時間の延長を図り、大学院学生の利便性を図ることとする。本学図書館のみの閲覧だけでなく、大学院の学生の研究室に必要相当の図書の準備、情報処理に係るパソコン、コピー機、カラー対応印刷機等の設置による情報検索、電子ジャーナル等の利用も可能にする。

7) 大学院事務課の対応

社会人学生からの各種の届け出や相談等に対応するため、窓口では月曜日から金曜日は9:00～21:20、土曜日は9:00～16:30まで受付を行う。

⑧ 入学者選抜の概要

保健・医療では、人々の生きる、老いる、病になる、そして死を迎えることに寄り添い、その人の目指す健康を志向する手助けをする。時代の変遷に伴い、人々の健康に関するニーズは多様化している。各自の家族や友人などの人間関係を理解し、的確な健康課題を解決するために学問的知識・技術は不可欠である。

AI時代といわれる中、保健・医療に関する学問の独自性がこれまで以上に問われることになる。これまで培った知識や経験を基盤にし、看護ケアの課題を解決ができる能力を有し、社会に貢献する人を育成するために次の通りに入学者受け入れ方針（以下、アドミッション・ポリシー）を設定した。

1) アドミッション・ポリシー

松蔭大学の教育理念及び教育研究上の目的に則り、人間の存在や生命の尊厳への深い理解を基盤とし、広い視野に立ち精深な学識を修め、看護ケアの課題を解決できる指導力、教育力、研究力を有し、それらの能力を活かして、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。この教育目標を達成するために、次のような能力や態度を備えた入学者を求める。

1. 保健・医療の各領域の基礎的な知識・技術を有する人
2. 人々の看護ケアにおいて教育・研究・実践の発展に貢献することを志す人
3. 倫理的な感受性と判断力をもって行動でき、協調性があり、積極的に意見を表明することのできる人

2) 募集人員

募集定員は、看護マネジメント専攻として入学定員6名とする。

3) 出願資格

本研究科に入学しようとする者は、学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令11号）第70条の定めにより、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）第52条の大学を卒業した者
- 二 学校教育法第68条の2第3項の定めにより学士の学位を授与された者
- 三 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- 四 昭和28年2月7日文部省告示第5号により文部大臣の指定した者
- 五 大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育における15年の課程を修了し、所定の単位を優れた成績をもって修得したと本大学院が認めた者
- 六 大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院が認めた者

4) 入学選抜方法

入学者の選抜は、「総合型選抜」で行う。

(1) 第1回事前面接

厚木森の里キャンパスで行う。

- ①出願資格申請書、②志望理由書、③研究計画書、④経歴書、⑤最終学校の卒業証明書を提出し、事前に出願資格認定の審査を受けなければなら

らない。事前に研究計画書、実務経験等について、教員との十分な相談、調整を行う機会を設ける。

(2) 「総合型選抜」入学試験

①出願資格申請書、②志望理由書、③研究計画書、④経歴書、⑤最終学校の卒業証明書を提出し、出願の承認を受けた者について行う。

試験は、①小論文、②個人面接とする。

入学選抜は、本研究科において実施され、入試委員会の審議を経て、学長が可否を決定する。

⑨ 教員組織の編制の考え方及び特色

教員組織編成においては、看護系教員を中心とした構成とする。専任教員の構成は、専攻分野の業績が豊富であり修士以上の学位を有し、かつ、専攻分野の研究活動及び教育経験のある専任教員を研究指導教員とする。

主要科目である「健康マネジメント概論」、「看護管理特論」、「精神保健特論Ⅰ」、「保健行動学特論」は、専任教授が担当する。

教員の年齢構成については、令和4年4月1日現在において70歳以上3名（教授2名、准教授1名）、60歳以上6名（教授5名、准教授1名）、50歳以上4名（准教授2名、講師2名）、30歳以上1名（講師）であり、完成年度の令和7年3月31日時点において、教授4名と准教授2名、講師1名が定年（本学規程定年（教授70歳、准教授・講師60歳））を迎える。これらの教員の後任については以下のとおりとする。

開学3年目以降（令和7年4月～令和14年3月）定年を迎えた教員の補充については、教育研究水準の維持向上及び研究の活性化に支障のないよう平均55歳以下の教員補充を行う。教育経験や研究業績によっては40歳未満でも採用すること検討し、教員補充が適切にできるように公募や昇任を図る。

また、昇任については、現在博士の学位を持たない教員の学位取得の奨励や論文指導を含めた教育および研究マネジメント能力のスキルアップを図れるように推進していく。

これらを踏まえ、設置計画と同じ教員数を確保することを前提に定年退職する大学教員の補充を行う10年間分の大学院教員の補充計画を作成し、開設後3年目以降は平均年齢が60歳未満になるよう将来構想を明確にした【資料6-4 大学院教員の退職及び補充計画について】。

なお、基礎となる学部の教育については、学部教育の充実やさらなる発展のために各専門領域の後任教授及び准教授の増員を行い、大学院開設年度の令和5年4月より、新規採用を行うことに努めるものとする。

以上のとおり、教員の研究指導体制には問題がない。

【資料6-1 学校法人松蔭学園就業規則第4節退職及び解雇 第16条定年（抜粋）】

【資料6-2 学校法人松蔭学園再雇用職員取扱規程】

【資料6-3 松蔭大学規則集 特別任用教育職員規則】

本研究科の基盤となる看護学部においては、今後、大学院の現教員体制による豊富な教育研究経験、業績を有する教授陣の指導のもとで、本学における教育・研究活動を積み上げ、学位取得を奨励することにより研究者としてのスキルアップをはかり、将来的に大学院担当者としての登用をはかっていく。また、将来本研究科における研究指導が可能な資質を備えた人材を採用するとともに、今以上に教員の研究活動を推進していく。

さらに、内部教員の教育・研究活動状況や組織全体の教員構成に応じ、優秀な外部人材の招聘も計画し、外部から新たな人材を迎えることで、組織の活性化にも繋げていくことを考えている。

本研究科は、地域包括ケアシステムの構築に基づいて、人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活および社会の変化から生じた施設内看護、地域・精神保健における看護ケアの課題を解決できる指導力、教育力、研究力を有し、それらの能力を活かして、社会に貢献できる人材の育成を目的とするため、このような素養を教授できる文科系教授を兼担として配置する。

⑩ 施設・設備の整備計画

- 1) 学生の自習室については、1号棟4階のゼミ室（面積20㎡、3室）を転用するとともに、共用の書籍等の保管庫を用意する。また、パソコン、ロッカー及びレーザープリンター1台を整備する。パソコンはインターネットに接続し、研究のための情報検索ができるようにする。自習室の整備は、開設年度の前年度にすべて行うので、完成年度までの間には経費を計上しなくても問題はない。
- 2) 講義・演習室
講義室及び演習室は学部の講義室・演習室を共用する。
- 3) 教育・研究用機材、器具等
基本的には看護学部と共用することとし、教育・研究用機材、器具等の備品についても、看護学部と共用するものとする。
- 4) 図書等
教育・研究に関する図書については、基本的には図書館に既に看護学部用に整備している図書を共用するが、大学院におけるカリキュラム等を考慮し、必要な図書を購入していく。具体的には以下のような考えで整備する。
看護マネジメント専攻は、看護実践応用学分野、看護管理学分野と健康学全般及び産業保健学など人間の社会生活・家庭生活にかかわる専門書を整備する。最新の学術文献を用いた自己学習・演習が必要とされることから、電子ジャーナルの整備も行う。
基礎科目としての保健医療看護支持科目では、日々発達する医学科学の情報・知識を獲得できるよう、健康学や感染症及び高次脳機能に関する図書を中心に整備する。
- 5) 図書館・情報システム

図書館については、学生の長期休業及び土日・祝日を除き、平日は、午前9時から午後6時まで開館している。本研究科の開設後は、7時限後に学生が図書館を使用できるよう開館時間を変更する。

電子ジャーナルについては、「Medical Finder」など、大学全体として現在4タイトルが利用できる。

情報システムについては、本学においては、大学の教育・研究の支援、事務の効率化を図るため、情報ネットワークシステム（学内LAN）を整備している。学生については、学生自習室にパソコンを配置し、インターネットを常時利用できる環境を用意し、また、電子ジャーナル等を利用できるようにする。

6) その他の厚生施設

本学の厚生施設を利用することができる。

⑪ 管理運営

本研究科の管理運営を適切に行うため、研究科委員会を置く。本研究科が、教育研究活動を行っていくうえでの重要な事項については、研究科委員会に置いて審議を行い、決定する。

1) 研究科委員会の設置

大学院に関する重要な事項を審議するため、大学院に研究科委員会を設置する。

研究科委員会は、学長、副学長、研究科科长及び大学院で科目を担当する専任教員で構成する。

研究科委員会に関する事務は、大学運営に関する事務を所掌する大学院事務課で行う。

2) 研究科委員会の審議事項

研究科委員会においては、大学院に関する教育・授業（教育課程、研究計画に関する事項）、学則及びその他の規程の制定・改廃、学生の入学等身分に関する事項、学生の厚生、研究指導教員等の資格審査などについて審議する。

これらの審議事項については、学部教授会とは独立して審議を行うこととする。

3) 委員会組織について

従来から設置されている看護学部の委員会を利用することを原則とするが、入試に関する事務等、別個に設置した方が効率的な事務を所掌する委員会については、大学院の小委員会を設置するなどの対応を行う。

⑫ 自己点検・評価

本学看護学部においては、平成27年開設以来、教育水準の向上を図り、看護学部の設置目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況及び看護学部運営全般について自己点検・自己評価を行い、自己点検・評価報告書を作成した。

【資料 7-1 2019年度看護学部自己点検・評価報告書】

【資料 7-2 2020年度看護学部自己点検・評価報告書】

1) 本研究科における実施体制及び実施方法

本研究科についても、大学院が開設される令和5年4月から、自己点検・評価委員会が中心となり、修士課程基準による確認を行っていくこととする。

⑬ 認証評価

本学は、文部科学大臣が認証する公益財団法人日本高等教育評価機構による認証評価（第三者評価）を受け、平成22（2010）年3月24日、平成21（2009）年度大学機関別認証評価の判定結果として、「松蔭大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準を満たしている」と認定された。

平成28（2016）年6月、本学は、公益財団法人日本高等教育評価機構が定める大学評価において「保留」の判定を受け、平成30（2018）年6月、本学は、同大学評価結果で「不適合」の判定を受け、次回の評価を受けるため準備中である。

⑭ 情報の公表

情報公表の実施方法は次のとおりである。

1) 実施方法

本学では、教育研究活動等の状況を本学ホームページ、各種刊行物、学会発表等の手段を用いて発信している。

2) 情報提供項目

① 大学案内

大学の教育理念、教育目標、教育カリキュラム、各学部・学科紹介、取得可能な資格、入学試験、卒業後の進路に関する情報、施設紹介、キャンパスライフ、サークル活動、クラブ活動、国家試験合格の状況、教員紹介等

② 大学のホームページ

大学案内、公開講座の開催情報、出前講演のテーマ、オープンキャンパス、入試情報、教員の研究活動・業績等及び健康教育講座の日程、教員募集などを公示している。

ア 大学の教育研究上の目的に関すること

http://www.shoin-u.ac.jp/univ/campus/univ_rules/

トップ>大学生活>学則

イ 教育研究上の基本組織に関すること

<http://www.shoin-u.ac.jp/univ/info/joho/>

トップ>学園紹介>基本情報>運営組織

ウ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

<http://www.shoin-u.ac.jp/univ/research/teacher/>

トップ>研究・教育活動>教員紹介

- ・教員の社会における活動

<http://www.shoin-u.ac.jp/univ/research/research/>

トップ>研究・教育活動>教員の社会における活動

- ・教員の研究

<http://www.shoin-u.ac.jp/grad/info/research/>

トップ>研究科案内>研究活動

- エ 入学者に関する受け入れ方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

- ・受入れ方針

<http://www.shoin-u.ac.jp/grad/campus/ap/>

トップ>大学院生活>学則・アドミッションポリシー

- ・在籍学生数・入学者数

<http://www.shoin-u.ac.jp/univ/info/joho/>

トップ>学園紹介>基本情報>入試結果・学生に関するデータ

- オ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- カ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

オとカは以下にまとめている。

- ・授業科目

<http://www.shoin-u.ac.jp/grad/info/curriculum/>

トップ>研究科案内>開講科目・カリキュラム

- ・授業の方法

<http://www.shoin-u.ac.jp/grad/info/hoshin/>

トップ>研究科案内>編成方針（カリキュラムポリシー）

- ・年間授業計画

<http://www.shoin-u.ac.jp/grad/zaikosei/>

トップ>在校生の方へ

- ・学位論文に係る評価

<http://www.shoin-u.ac.jp/grad/info/curriculum/>

[http://www.shoin-](http://www.shoin-u.ac.jp/grad/info/img/%E6%9D%BE%E8%94%AD%E5%A4%A7%E5%AD%A6%20%E5%A4%A7%E5%A6%99%A2%E6%88%90%E7%B8%BE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E5%9F%BA%E6%BA%96.pdf)

[u.ac.jp/grad/info/img/%E6%9D%BE%E8%94%AD%E5%A4%A7%E5%AD%A6%20%E5%A4%A7%E5%A6%99%A2%E6%88%90%E7%B8%BE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E5%9F%BA%E6%BA%96.pdf](http://www.shoin-u.ac.jp/grad/info/img/%E6%9D%BE%E8%94%AD%E5%A4%A7%E5%AD%A6%20%E5%A4%A7%E5%A6%99%A2%E6%88%90%E7%B8%BE%E8%A9%95%E4%BE%A1%E5%9F%BA%E6%BA%96.pdf)

トップ>研究科案内>開講科目・カリキュラム>成績評価基準

- ・修了の認定

<http://www.shoin-u.ac.jp/grad/info/tokushoku/>

トップ>研究科案内>特色と研究内容

- キ 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

<http://www.shoin-u.ac.jp/univ/campus/info/>

トップ>大学生活>施設・設備

- ク 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること

<http://www.shoin-u.ac.jp/univ/exam/payment/>

トップ>受験者情報>学納金

- ケ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する
こと

- ・学生の修学に係る支援

<http://www.shoin-u.ac.jp/univ/research/originality/>

トップ>研究・教育活動>特色ある教育

- ・学生の進路選択に係る支援

<http://www.shoin-u.ac.jp/univ/job/info/>

トップ>就職・キャリア支援>ディプロマポリシーと卒業生の進路

- ・学生の心身の健康等に係る支援

<http://www.shoin-u.ac.jp/univ/campus/soudan/>

トップ>大学生活>学生相談

- コ その他（教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報、学
則等各種規程、設置認可申請書、設置届出書、設置計画履行状況等報告書、自
己点検・評価報告書、認証評価の結果 等）

- ・自己点検・評価報告書、認定評価の結果

<http://www.shoin-u.ac.jp/univ/info/hyoka/>

トップ>学園紹介>第三者評価

上記の他に、学校法人全体の事業報告、財務情報として貸借対照表、資金収支計
算書、消費収支計算書等 (http://www.shoin-u.ac.jp/univ/info/post_1/) も本学
公式ホームページ等を使って情報の提供を行っている。

③ 入学選抜要項

入学選抜に関わる情報

④ 松蔭大学年報

本学の1年間の諸活動の報告

⑤ 学生便覧（キャンパスライフ）

学生生活・施設設備の手引き、学習手引き、学生関係諸規程等

⑥ 自己点検・評価報告書

教育水準の向上を図り、設置目的及び社会使命を達成するために行った教育・研究活動の状況について行った点検評価の状況

⑦ オープンキャンパス

本学入学希望者に対して、本学の概要説明、模擬授業、施設案内などにより情報を提供する。

⑧ 公開講座

開かれた大学を目指して、大学の有する知的資源を広く地域の人々に提供するため、一般市民を対象とした一般公開講座、専門職に対し、専門分野の研修機会や病院看護師に対する個別研究指導、市民に対する救急救命技術指導、地域高齢者への健康教育講座などを行っている。

⑮ 教育内容等の改善のための組織的な研修等

1) 教育開発センターの設置

本学では、大学における教育に関し、全学的視野から研究を行い、その成果に基づいて、教育の改善活動を企画・評価し、本学における大学教育の改善支援を行うため、平成 25（2013）年 4 月に教育開発センターを設置した。

教育開発センターでは、

- ① 教育システムに関する教育カリキュラムの調査・研究及び改訂企画等
- ② 教育評価法の調査・研究
- ③ 教授法等教育方法の調査・研究、教職員の研修等の企画支援、教材研究支援
- ④ 入学前教育及び卒業後の教育の企画

などを行う。

【資料 8 松蔭大学規則集 教育開発センター規則】

2) 教員の資質維持

本研究科では、研究科教員として相応しい教育・研究能力の維持と更なる向上のために、教員資質開発に力をいれる。教育的資質向上のため、社会状況に応じた専門化及び複雑化に耐えうる根拠のある確かな知識と効果的な専門的教育方法を保持しつつ学生の学修を促進させる人材育成能力の開発を目指す。また、研究的資質向上として、高度な学術的研究遂行能力と客観的かつ倫理的な洞察力の促進を支援し、安定的に教育研究能力の向上を図るものとする。現在設置されている看護学部「FD／自己評価点検委員会」、全学「FD・SD委員会」に準拠し、本研究科においてもFD活動の中心となる委員会を発足し、計画的に有識者による講演会や教員間の研修会を設け、学長及び研究科科长を含めた全教員での教育水準の維持向上に取り組むものとする。講演会や研修会の定期的な開催によって自己研鑽を重ね、教職員の意識の向上を図り、実りあるFD活動を展開していく。

【資料 9-1 松蔭大学規則集 FD・SD委員会規則】

【資料9-2 看護学部規程集 FD/自己評価点検委員会規程】

3) 学生による授業評価

授業評価として、授業の最終日に授業評価アンケート調査を実施する。アンケート用紙回収後、データの分析を行い、問題点を抽出など客観的に行う。分析では、授業形態や授業方法の適切性及び有効性と共に、シラバスとの整合性を評価し、学生のニーズを明確にした上で、課題を明らかにしていく。各授業担当教員には個別に結果を通知し、課題と改善策の検討を行う。また、必要時、学長及び研究科科長より、該当教員への改善指導を行う。

なお、検討内容は、学生に随時公開していき、フィードバックする過程で学生と共に授業効果を高めて行くようなシステムとする。

4) 自己点検・評価の取り組み

看護学部同様に定期的に自己点検と評価を行い、教員による教育研究の遂行が適切かつ優良に行えているかを確認する。教員には自己点検・評価における基準資料として、対外的に公表された研究成果、学会活動状況、外部資金獲得状況、社会活動等について、年度毎に報告書の提出と、本学ホームページ上の公開を義務づけ、教員の自発的な資質向上を喚起する。

5) 教員マニュアルの作成

本学の教育・研究活動に必要な情報の共有化を図り、本学の教育・研究活動がスムーズに行われるよう、教育・研究活動に必要な情報を集約した「教員マニュアル」を作成し、全教員に配付している。

新採用教員に対しては、教員マニュアルを使用したオリエンテーションを行うことにより、採用直後からスムーズに教育・研究活動が行えるように配慮している。

6) 外部研究費獲得の奨励等

教員に対し、文部科学省科学研究費補助金等の外部資金の獲得に向けて、積極的に申請をするように奨励している。

学内研究費においては、研究の向上のため、個人研究費より支出の研究室のパソコンやプリンター機器や専門書及び演習に必要な教育資材等の購入、教員の学術学会への参加費用など教員の教育・研究遂行を促進させるように積極的に支援する。

7) 地域社会との連携

本学の建学の精神に基づき、人を思いやり、知識は学問のみではなく実践に生かすため、看護ケアの課題を解決ができる看護専門職者として、その専門的能力を地域の保健・医療に貢献する活動を近隣の要請に沿い、看護学関連の支援を行っている。今後も教員が自治体の地域健康づくり活動に、さらなる社会貢献と地域連携の強化に取り組めるようにする。

設置の趣旨等を記載した書類（資料）

<目次>

資料1	ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関連図	2
資料2	履修モデル案	3
資料3-1	松蔭大学規則集 研究倫理委員会規則	5
資料3-2	松蔭大学規則集 研究倫理支援室規則	7
資料4	授業時間割表案	9
資料5	長期履修制度に関する規則案	11
資料6-1	学校法人松蔭学園就業規則 第4節退職及び解雇 第16条定年（抜粋）	15
資料6-2	学校法人松蔭学園再雇用職員取扱規程	16
資料6-3	松蔭大学規則集 特別任用教育職員規則	19
資料7-1	2019年度看護学部自己点検・評価報告書	20
資料7-2	2020年度看護学部自己点検・評価報告書	25
資料8	松蔭大学規則集 教育開発センター規則	30
資料9-1	松蔭大学規則集 FD・SD委員会規則	32
資料9-2	看護学部規程集 FD／自己評価点検委員会規程	34
資料10	大学院教員の退職及び補充計画について	36
資料11	地域包括ケアシステムの構築について	37

松蔭大学大学院 看護学研究科 看護マネジメント専攻
ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの相関図

養成する人材像		
<p>地域包括ケアシステムの構築に基づいて、人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活および社会の変化から生じた施設内看護、地域・精神保健における看護ケアの課題を解決できる指導力、教育力、研究力を有し、それらの能力を活かして、社会に貢献できる人材の育成を目的とする。</p>		
ディプロマ・ポリシー	カリキュラム・ポリシー	
<p>修了要件となる単位を修得し、次の資質・能力を身につけるとともに、修士論文の審査および最終試験に合格した人に対し、学位(修士(看護学))を授与する。</p>	<p>本研究科は、地域包括ケアシステムの構築に基づいて、人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活および社会の変化から生じた施設内看護、地域・精神保健における看護ケアの課題を解決できる指導力、教育力、研究力を有し、それらの能力を活かして、社会に貢献できる人材の育成を目的とするための科目として設定した。</p> <p>学修成果は、授業科目ごとに到達目標と成績評価方法をシラバスに明示し、総合的に評価する。課題研究については、研究計画書に基づいて研究を遂行し、中間発表を経て、修士論文の審査および試験を適切に実施する。審査については、主査1名と副査2名の審査員で行う。</p>	
	【教育課程編成方針】	【関連科目】
<p>1.学際的な豊かな知識と高い倫理観をもって、看護ケアの健康課題を包括的に理解し、かつ既存の枠組みにとどまらず、健康課題に関する判断能力、および看護マネジメントの基盤を身につけている。</p>	<p>1.学際的な豊かな知識を身につける科目と高い倫理観を身につける科目を設定した。</p>	<p>健康マネジメント概論 健康と環境 健康と人権の政治経済学 ヘルスケア倫理学 看護倫理特論 看護倫理演習 感染症特論 日本の社会と健康観 健康寿命特論 看護理論特論</p>
<p>2.看護マネジメントに関する計画、調整、相談、教育・指導などの卓越した能力を身につけている。</p>	<p>2.それぞれの専門分野(施設内看護、地域・精神保健)における最新の知見を得て、教育・指導力を身につける人材の育成を図れるように科目を設定した。</p>	<p>地域医療とICT 社会保障論 経営管理特論 コンサルテーション論 看護管理特論 看護政策特論 看護管理演習 環境産業保健学特論 保健行動学特論 保健行動学特論演習 精神保健特論Ⅰ 精神保健特論Ⅱ 精神保健特論演習</p>
<p>3.各自の経験を通じて得られた課題を基に、理論的枠組みを用いて課題解決を目指して、豊かな学識を基盤に自立した研究活動を進めることができる能力を身につけている。</p>	<p>3.それぞれの専門分野(施設内看護、地域・精神保健)における課題解決ができるように研究倫理を遵守し、論文の作成が行えるように科目を設定した。</p>	<p>研究方法論 保健統計 課題研究</p>

【資料2 履修モデル案】

(履修案) 施設内看護を選択する場合

科目 区分	1年次		2年次		単位数
	前期	後期	前期	後期	
基礎 科目	○健康マネジメント概論 (2単位)	○社会保障論 (1単位)	△日本の社会と健康観 (1単位)		17単位
	△看護理論特論 (1単位)	○経営管理特論 (1単位)	△地域医療とICT (1単位)		
	△健康と人権の政治経済学 (2単位)	△コンサルテーション論 (1単位)	△感染症特論 (2単位)		
	○ヘルスケア倫理学 (1単位)	△健康寿命特論 (1単位)			
	○研究方法論 (1単位)	△健康と環境 (1単位)			
	△保健統計 (1単位)				
	専 門 科 目	<input type="checkbox"/> 看護管理特論 (2単位)	△看護政策特論 (1単位)	△看護管理演習 (2単位)	
	△看護倫理特論 (1単位)	△看護倫理演習 (2単位)			
小計	11単位	8単位	6単位		25単位
研究 科目	課題研究 (10単位)				10単位
				合計	35単位

※○は必修科目、□は選択必修科目、△は選択科目

(履修案) 地域・精神保健を選択する場合

科目 区分	1年次		2年次		単位数
	前期	後期	前期	後期	
基礎 科目	○健康マネジメント概論 (2単位)	○社会保障論 (1単位)	△日本の社会と健康観 (1単位)		17単位
	△看護理論特論 (1単位)	○経営管理特論 (1単位)	△地域医療とICT (1単位)		
	△健康と人権の政治経済学 (2単位)	△コンサルテーション論 (1単位)	△感染症特論 (2単位)		
	○ヘルスケア倫理学 (1単位)	△健康寿命特論 (1単位)			
	○研究方法論 (1単位)	△健康と環境 (1単位)			
	△保健統計 (1単位)				
	専 門 科 目	□保健行動学特論 (1単位)	△環境産業保健学特論 (2単位)	△保健行動学特論演習 (2単位)	
□精神保健特論Ⅰ (1単位)		△精神保健特論Ⅱ (1単位)	△精神保健特論演習 (1単位)		
小計	11単位	7単位	7単位		25単位
研究 科目	課題研究(10単位)				10単位
				合計	35単位

※○は必修科目、□は選択必修科目、△は選択科目

【資料3-1 松蔭大学 研究倫理委員会規則】

研究倫理委員会規則

(設置)

第1条 松蔭大学学術研究所の下に研究倫理に関する事項を審議するため研究倫理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、専任教育職員の研究を奨励し、教育職員のキャリアアップを支援し、専門学問の充実を図りよりよい教育の質の維持に貢献することを目的にする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 研究のための外部調査の許可に関する事項
- 二 研究のための実験・実施に関する事項
- 三 学生に対する各種学内調査に関する事項
- 四 研究倫理に関する事項
- 五 利益相反に関する事項
- 六 その他研究に関連する事項

2 委員会において審議した事項は、教授会に報告するものとする。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- 一 学長の指名する者
 - 二 必要に応じ学外学識経験者1名
- 2 委員会に委員長を置き、学長の指名する者とする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、再任することを妨げない。

(会議の開催)

第6条 委員会は必要の都度、開催するものとする。

- 2 委員長は委員会を召集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会には、委員長が必要と認めた者を出席させることができる。

(研究倫理支援室)

第7条 委員会に研究倫理支援室を置く。

- 2 研究倫理支援室については別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、教務部において処理する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

【資料3-2 松蔭大学 研究倫理支援室規則】

研究倫理支援室規則

(設置)

第1条 松蔭大学研究倫理委員会規則第7条に基づき、松蔭大学研究倫理支援室(以下「支援室」という。)を置く。

(目的)

第2条 支援室は、松蔭大学(以下「大学」という。)において研究を行う教育職員、研究員、学生等に対し、研究倫理に関する支援、情報提供、教育普及等を行うことにより、適正な研究倫理意識の涵養を図ること、維持・管理を図ること及び研究倫理に関する支援・管理の充実を図ることを目的とする。

(任務)

第3条 支援室は、次の各号に掲げる業務を行うことを任務とする。

- 一 教員・研究員・学生による研究倫理とその支援に関する相談への対応
- 二 研究倫理審査委員会の円滑な運営に関する助言
- 三 内外の研究倫理に関する資料の収集
- 四 研究倫理教育の普及(教材作成、研修など)
- 五 研究活動・成果発表における倫理的な観点からの監督
- 六 利益相反に関する事項
- 七 その他本学における研究倫理支援に必要な事項

(組織)

第4条 支援室は、室長及び職員をもって組織する。

- 2 室長は、学長の指名する者とし、支援室の管理・運営を統括するとともに、学長の命を受けて研究倫理に関して是正を勧告することができる。
- 3 職員は、本学の専任教育職員の中から学長の指名する者とする。
- 4 職員は、第3条各号に定める業務を室長に従って行う。

(アドバイザー)

第5条 支援室の運営において指導・助言を求めため、アドバイザーを置くことができる。

(協力)

第6条 室長は、支援室の業務を円滑に遂行するため、職員以外の職員に協力を求めることができる。

(事務)

第7条 支援室の事務は、教務部において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、支援室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

【資料4 授業時間割表案】

松蔭大学大学院看護学研究科看護マネジメント専攻時間割

1年次（前期・後期）

時限	時間	月	火	水	木	金	土
1限目	9:00～						●（前期） ヘルスケア倫理学
	10:30						●（後期）社会保障論
2限目	10:40						●（前期）研究方法論
	～ 12:10						●（後期）経営管理特論
3限目	13:00						●（前期）保健統計
	～ 14:30						●（後期）コンサルテーション 論
4限目	14:40						●（前期） 健康と人権の政治経済学
	～ 16:10						○（後期）看護倫理演習
5限目	16:20						
	～ 17:50						
6限目	18:00		○（前期）看護管理特論		●（前期） 健康マネジメント概論	（通年）課題研究	
	～		○（前期） 環境産業保健学特論				
	19:30		○（後期）看護政策特論		●（後期） 健康寿命特論		
			○（後期）保健行動学特論				
7限目	19:40		●（前期）看護理論特論		○（前期）看護倫理特論		
	～				○（前期）精神保健特論Ⅰ		
	21:10		●（後期）健康と環境		○（後期）精神保健特論Ⅱ		

※●：基礎科目 ○：専門科目

松蔭大学大学院看護学研究科看護マネジメント専攻時間割

2年次（前期・後期）

時限	時間	月	火	水	木	金	土
1 限目	9:00 ～ 10:30						○（前期）精神保健特論演習
2 限目	10:40 ～ 12:10						●（前期）地域医療と ICT
3 限目	13:00 ～ 14:30						○（前期）保健行動学特論演習
4 限目	14:40 ～ 16:10						
5 限目	16:20 ～ 17:50						
6 限目	18:00 ～ 19:30		●（前期）日本の社会と健康観		●（前期）感染症特論	（通年）課題研究	
7 限目	19:40 ～ 21:10				○（前期）看護管理演習		

※●：基礎科目 ○：専門科目

【資料5 松蔭大学大学院 長期履修制度に関する規則案】
長期履修制度に関する規則案

(目的)

第1条 この規則は、松蔭大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第27条の規定に基づき、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了する制度（以下「長期履修制度」という。）に関して必要な事項を定める。

(対象)

第2条 この規則の適用対象は、看護学研究科看護マネジメント専攻とする。

(申請資格)

第3条 長期履修制度について申請することができる者は、看護学研究科健康マネジメント専攻に入学する者で標準修業年限内での修学が困難な事情のある次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有している者（自営業、アルバイト、パートタイム等を含む）
- (2) 出産、育児、介護等を行う者
- (3) 前2号のほか病気その他やむを得ない事情を有し、学長が認めた者

(申請手続)

第4条 長期履修を申請する者は、指定された期日までに、次の各号に定める書類を添えて学長に願出しなければならない。

1. 長期履修申請書（所定様式）
2. 申請理由を証明するために必要と認める書類

(許可等)

第5条 前条の規定に基づく申請については、看護学研究科委員会の議を経て学長が許可する。

(長期履修期間及び在学年限)

第6条 長期履修を申請し、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することが認められる期間（以下「長期履修期間」という。）は年度単位とする。ただし、長期履修期間は、大学院学則第3条第3項に定める在学年限を超えることはできない。

2 休学の期間は、前項の長期履修期間に算入しない。

(期間の変更申請)

第7条 長期履修を許可された者（以下「長期履修学生」という。）が、履修期間の短縮の変更をしようとする場合は、指定された期日までに必要な申請手続を行い、看護学研究科委員会の議を経て学長の許可を受けなければならない。

2 長期履修期間の短縮は、在学中1回に限るものとし、短縮を認めることのできる期間は、大学院学則第3条第2項に規定する標準修業年限までとする。

3 長期履修期間の延長は認めない。

(長期履修の許可の取り消し)

第8条 長期履修学生が、学生としての本分に違反する行為をしたとき又は長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、看護学研究科委員会の議を経て学長は長期履修の許可を取り消すことができる。

(授業料等)

第9条 長期履修学生の授業料等の年額は、別に定める。

(改廃)

第10条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式 1

長期履修申請書

西暦 年 月 日

松蔭大学学長 様

看護学研究科 修士課程

学籍番号 (受験番号)

氏名

下記のとおり長期にわたる教育課程の履修を申請いたします。

記

入学年月日	西暦 年 月 日	
長期履修期間	西暦 年 月 日から西暦 年 月 日	
現住所	〒 ー	
電話番号		
メールアドレス		
勤務先	名称	
	職種	
	所在地	〒 ー
	電話番号	
申請理由		
履修計画	別紙のとおり	
指導教員の所見		

長期履修計画書

西暦 年 月 日

看護学研究科科長 様

看護学研究科 修士課程

学籍番号 (受験番号) _____

氏名 _____

履修計画

履修年度	前期	後期
入学年度 (西暦 年度)		
西暦 年度		

※入学時点から休学した期間も含めて記載すること。

【資料 6-1 松蔭大学 就業規則第 4 節退職及び解雇 第 16 条定年（抜粋）】

第 16 条（定年）

1. 職員の定年年齢は満 60 歳とする。ただし、任期制によらない大学教授の定年は満 70 歳とする。
2. 職員にして、特別の事情のある場合は、前項と異なる定年を定めることがある。（嘱託）
3. 学年の中途において定年に達した場合は、その学年度末をもって定年退職とする。
4. 定年に達した職員にして、再雇用を希望する者についての取扱いは、別に定める再雇用職員取扱規程による。

【資料6-2 再雇用職員取扱規程】

再雇用職員取扱規程

第1条（目的）

この規程は、就業規則第16条第4項の規定に基づき、定年退職する職員のうち、再度の雇用を希望する者について、その取り扱い、条件等を定める。

第2条（定義）

この規程において、次の用語の意味は、各号に定めるとおりとする。

- ①定年退職者 就業規則第16条により定年退職する者をいう。
- ②再雇用 学園が前号の者を、再度雇用することをいう。
- ③再雇用職員 前号により再雇用された者をいう。

第3条（対象者）

この規程は、定年退職時に教育職員、事務職員または用務職員で、再雇用を希望する者を対象者とする。

第4条（再雇用の要件）

再雇用職員は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

- ①職員本人が60歳定年退職後引き続き勤務することを希望する旨所定の手続により事前に申し出ていること。
- ②就業規則第13条または第14条に定める解雇事由またはこれに準ずる事由がないこと。
- ③心身ともに健康な状態にあり、業務遂行に必要な知識・技術・経験を有すること。
- ④60歳以降の就業につき健康上の問題がない旨の学園の指定する医師による健康診断結果が提出されていること。

第5条（再雇用職員の身分、雇用期間）

再雇用職員は、嘱託とする。

- 2 再雇用の雇用期間は、原則として、各年の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
- 3 雇用期間満了の1カ月前の時点で、再雇用職員の健康状態および勤務遂行状況等に照らして勤務継続に支障のないとき、ならびに学園の業務縮小等特段の事由のない限り、原則として、次条の上限年齢まで雇用契約を更新する。

第6条（雇用上限年齢）

再雇用職員の雇用上限年齢は、満65歳とする。

第7条（再雇用の手続）

再雇用を希望する職員は、学園に対して次に掲げる手続を所定の日までに完了しなければならない。

- ①「再雇用希望申請書」の提出
- ②面接
- ③学園が指定した健康診断結果の提出

第8条（職場および職務）

再雇用職員の職場および職務は、本人の希望・知識・技能・経歴・適性・健康状況ならびに要員・雇用状況等を総合的に勘案し、学園が決定する。

第9条（個別労働条件）

再雇用職員の勤務日、勤務時間、給与その他の労働条件は個別労働契約において定める。

第10条（給与）

給与は、学園が本人から事情聴取したうえで、次の事項を考慮して1年ごとに支給額を決定する。

- ①本人の担当職務、職務遂行能力等
- ②私学共済年金等の受給額
- ③高年齢雇用継続基本給付金の受給額

2 月例給与は、毎月25日に支給する。ただし、25日が所定休日の場合は、その前日に支給する。

3 通勤交通費は、別に支給する。

第11条（年次有給休暇）

定年退職時に保有する年次有給休暇は、定年に達した年度に取得したものに限り、再雇用後に持ち越すこととする。

2 年次有給休暇の付与日数の計算上勤続年数は定年前と定年後を通算する。

第12条（社会・労働保険の継続加入）

再雇用職員の私学振興共済事業団、雇用保険等への加入、取り扱いは、定年退職前から継続して行うものとする。

第13条（退職）

再雇用職員が次の各号のいずれかに該当するときは、退職とする。

- ①本人が死亡したとき
- ②雇用期間が満了し、更新しないとき
- ③雇用上限年齢に達したとき
- ④本人が自己都合により退職を希望するとき

2 再雇用職員の退職に際し退職金は支給しない。

第14条（就業規則の準用）

この規程および個別労働契約に定めのない事項については、嘱託の再雇用職員には就業規則を準用し、非常勤の再雇用職員には非常勤職員就業規則を準用する。

第15条（労働条件通知書の交付）

学園は、再雇用を行う際、およびその雇用契約を更新する際には、再雇用職員に対して、労働条件通知書を交付し、労働条件を明示する。

附則

第1条（施行）

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附則

第1条（施行）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附則

第1条（施行）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

【資料6-3 松蔭大学 特別任用教育職員規則】

特別任用教育職員規則

(目的)

第1条 この規則は、松蔭大学特別任用教育職員（以下「特任教員」という。）に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(採用)

第2条 特任教員は、次の各号の一に該当する場合に採用することがある。

- 一 定年に達した教育職員のうち、教育上特に必要があると認められる者
- 二 第一号の他、本学において教育上特に必要があると認められる者

(選考の方法)

第3条 特任教員の選考は、学長が行う。

(選考結果の報告)

第4条 学長は、特任教員を選考したときは、その氏名、経歴、業績その他必要な書類を整え、意見を付して理事長に提出するものとする。

(任期)

第5条 特任教員の任期は、1年とする。ただし、再任することを妨げない。

(手当)

第6条 特任教員には、月手当及び通勤手当を支給する。ただし、退職手当は支給しない。

2 月手当額は、理事長が決定する。

3 通勤手当は、実費を支給する。

(出校日)

第7条 学長は、特任教員の週当たりの出校日数及びその曜日を指定することができる。

(会議への出席)

第8条 特任教員は、教授会、学部会議及び各種委員会の構成員には加わらない。ただし、学長が教学上特に必要があると認めた特任教員に限り、これらの組織に加えることがある。

(兼職禁止)

第9条 特任教員は、松蔭大学以外の専任教員となることができない。

(共済加入)

第10条 特任教員は、私立学校教職員共済に加入することができる。

(改廃)

第11条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

附則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

【資料7-1 2019年度看護学部自己点検・評価報告書】

【2019(令和元)年度 看護学部 FD/自己点検評価委員会活動報告書】

1. 活動目的と本年度の活動方針

本委員会の目的は「本学部の教育・研究活動を発展させるための方策を講ずるとともに、その活動を自ら点検評価し、本学部の教育・研究水準の向上を図ること」であり、学部開設以来4年目を迎え、着実にその活動を推進してきた。今年度は、昨年度からの課題を受け、以下5点の活動方針を立てて活動した。

- 1) 学生による授業評価の実施率および回収率の向上と閲覧環境の整備
- 2) 助教以上の全教員による授業（相互）評価の授業公開と参観および演習後の検討会の開催
- 3) FD研修の充実による教員の教育力向上および研究活動の推進
- 4) 各教員の活動目標管理と研究活動の自己点検評価
- 5) 新人教員のFD活動への支援

2. 委員構成

- ・委員長 副委員長1人 委員4人
- ・事務局

3. 活動内容と担当役割一覧

活動項目	活動内容	時期	備考
学生による授業評価	・実施計画と実施要領の見直し ・アンケートの集計作業 ・教員からのコメント集計作業 ・報告書の作成と公開（資料）	前期・後期 実施	
教員による授業 （講義）相互評価	・実施計画と実施要領の見直し ・アンケートの集計作業と教員 からのコメントの集約 ・報告書の作成と公開（資料）	前期・後期 実施	
FD研修	・学内研修会の企画・運営、報告 書作成 ・学外研修の公開メールでの公 開	8月 3月（中止）	
自己点検/評価	・自己点検による教員の目標管 理 ・大学の第三者評価	通年	

4. 会議日程および議題

月日	曜日	時間	議 題 予 定	備考(資料)
4/9	木	9:30- 11:00	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全学 FD/SD 委員会報告 2. 2019年度 FD/自己点検評価委員会活動方針 3. 2019年度 FD/自己点検評価委員会活動計画 4. 各担当役割の決定 5. 委員会の会議日程と内容の検討 	①2019年度 松蔭大学看護学部 FD・自己点検評価委員会活動計画及び実施要項(案)
7/18	木	10:00- 11:40	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全学 FD/SD 委員会報告 2. 各活動の進捗状況 <ol style="list-style-type: none"> 1) 学生による授業アンケート 2) 教員による授業(講義)相互評価 3. 第1回 FD 研修計画 <ol style="list-style-type: none"> 1) 日時 2) テーマ 3) 講師の依頼 4) 実施後アンケート 4. 前期学生による授業アンケート結果の還元方法について 5. 後期教員による授業(講義)相互評価の計画 	<p>① 校務=主として委員会等の運営について(改訂版)、効果的な授業を実践するための教育ルール、②受講ルール・マナー、③2019年前期公開授業の公開者・参観者一覧</p> <p>② 2019年公開授業の自己評価及び参観評価一覧、④2015-2018年度の看護学部自己点検報告書(案)、⑤2019年度 松蔭大学看護学部 第1回 FD 研修企画書、⑥令和元(2019)年度第1回看護学部 FD 研修実施後アンケート</p>
10/17	木	10:30- 12:00	<ol style="list-style-type: none"> 1. 全学 FD/SD 委員会報告 2. 各活動の進捗状況の報告 <ol style="list-style-type: none"> 1) 学生による授業アンケート 2) 教員による授業(講義)相互評価 3) FD 研修 <ol style="list-style-type: none"> 3. 次年度以降の学生による授業(臨地実習)評価アンケートの対象の条件見直し 4. 次年度以降の教員による授業(講義)相互評価の公開授業・参観要件の見直し 5. 2019年度事務局員の自己評価表における項目2の達成方法の検討 	<p>① 2019年度 松蔭大学看護学部 FD・自己点検評価委員会活動計画及び実施要項、</p> <p>②①2019年度事務局員の自己評価表(案)</p>
12/19	木	メール会議	<ol style="list-style-type: none"> 1. 第2回学部 FD 研修会 <ol style="list-style-type: none"> 1) テーマおよび講師の決定 2) 講師料申請状況 	

3/18	水	14:00- 16:00	1. 全学FD/SD委員会報告 2. 各活動の進捗状況 3. 2019年度の各担当別活動評価 1) 学生による授業評価 2) 教員による授業相互評価 3) FD研修 4) 新任教員研修 5) 自己点検評価活動の評価 4. 2020年度のFD活動計画の検討 5. 2020年度の自己点検評価の検討	①2019年度FD研修活動報告(案)、②2019年度学生授業評価の活動報告(案) ③2019年度教員による授業相互評価報告、他④2020年度FD/自己点検評価委員会活動計画(案)
------	---	-----------------	--	--

※後期は、3年次生領域別実習開始にともない委員会開催が難しく、授業評価および教員による授業（講義）総合評価の詳細な調整は、担当者（事務局含む）と委員長により行われた。委員会の承認は、メール等にて行った。

5. 2019(令和元)年度の委員会活動の評価による自己点検・自己評価

1) 学生による授業評価の実施率および回収率の向上と閲覧環境の整備

前期・後期、専任および非常勤講師に対する授業評価が行われた。今年度は昨年度同様、オムニバスに担当する助教以上の学部全教員に拡大して実施され、本来の目的はおおよそ達成された。しかし、後期は1-2コマ程度のオムニバス担当教員による評価の実施が実行されない状況があり、科目全体の評価となったことなどから、対象条件の周知徹底に課題がある。その際は、学生への負担を考慮し、回収率を向上させる実施方法を検討する必要がある。また、当該学生への評価結果による授業への反映については、学生の評価結果の返却は前期・後期共に成績判定会議後であるため、物理的に難しい。今後は、当該学生への授業改善はリアクションペーパーなどの有効活用等による反映が望まれる。さらに授業アンケート結果は、昨年度同様、返却方法を集計結果のみとしたこと、時期を成績判定後としたことで、学生への不利益が生じないよう配慮したことは効果的といえる。加えて、結果および教員からのコメントの公開についても、原則公開したことで情報公開の原則を徹底できたと言える。一方、臨地実習評価については、担当教員の個別評価による指導力向上を目的として計画したが、最終的には、実習科目全体の評価のみとなったことで目的達成には至っていない。

今後、個別評価の実施に向けた計画を見直す必要がある。さらに、学生による報告書の閲覧環境については、報告書作成と同時に掲示板による公開場所（図書館・各教室）と時期の情報提供を行うことで、閲覧状況は向上したといえる。閲覧による情報公開は、将来的に、WEB環境の整備による個別公開が望まれるが、その整備までは、今後も公開方法の工夫による学生の閲覧を促進する必要がある。

さらに次年度は、学生と教員の評価がそれぞれの授業へどのように反映されたかを確認できる方法を検討する必要がある。

2) 助教以上の全教員による授業公開と参観および演習後の検討会の開催

本活動の4年目を迎える今年度は、昨年度同様、助教以上の公開授業と参観、演習科目は、公開と参観に加え、終了後の検討会を計画した。参観は、①領域外教員、②前・

後学期1講義および1演習科目以上の参観を計画して実施した。その結果、①②は達成されたが、演習後の検討会の開催は減少した。検討会の開催は2コマ終了後であり、参観者の連続参観や4限目の参観が少なく、検討会開催も減少したことなどから検討会を開催しにくい現状が理由と考える。演習科目の検討会は、公開者と参観者相互のその場での意見交換により、専門領域を超えて広く教育内容および教育技法の共有ができる機会であることから、次年度も検討会が実施できるよう公開や参観条件を見直す必要がある。一方後期は実習等により、特に講師、助教の公開や参観日の変更、欠席等が多く実施状況がやや低下した。次年度は、公開時期の拡大や参観方法などの条件を見直す必要がある。また、終了後の公開者への相互評価結果は、個別に還元することで授業改善への反映が期待され、全体の報告書は、相互評価結果を広く公開する構成にすることで、教員間の授業内容や教授法等の共有を可能とし、教員相互の教授法の向上に活かされたのではないかと推察する。さらに次年度は、相互評価により、公開者の教授法等の改善が明らかとなる評価方法を検討する必要がある。

3) FD研修の充実による教員の教育力向上および研究活動の推進

今年度は、学部教員を対象に前・後期各1回の計2回計画した。第1回目は8月8日に研究支援を目的として学外講師を招聘し「看護研究分野における採択される科研申請書を書くには？」を研修テーマとして実施した。受講者数26名(参加率79%)であり、参加者の満足度は高い一方で、学事等による欠席が2割見られた。研修時期は4月に公開し、全員参加を目標とするが、参加者に課題が残ることから、開催時期の見直しと教員への周知による参観率の向上を目指す必要がある。

第2回目は、3月18日に教育支援を目的として外部講師を招聘し、「看護学実習における『配慮が必要な学生』の指導方法」を研修テーマとして計画した。しかし、新型コロナウイルス感染防止対策の一環として、3月5日の教授会で研修会中止を報告後、看護学部全教員にメールで研修会中止の周知を行った事で、外部講師との調整等への影響を最少にできたことは評価できる。また外部研修については、事務局次長より私立看護系協議会等からの研修公開を適宜メールでの情報公開を実施したが、参加者は少数であり、学外研修の有効活用には課題が残る。

今後は、外部研修を有効活用できる仕組みを検討する必要がある。

4) 各教員の活動目標管理と研究活動の自己点検評価

学部全体の評価については、大学全体の自己点検評価活動に止まり、学部全体の自己点検評価活動の実施には課題が残る。また、各教員の目標管理については、教育開発センターによる2019年度教員の自己評価の集約とともにその活用方法、新任教員への周知徹底には引き続き課題が残る。

5) 新任教員のFD活動への支援

新任教員および昨年度前期の就任教員を対象に、本学におけるFD活動および自己点検評価活動について実施要領を用いて説明する機会を設け、活動への支援を実施した。その結果、本委員会活動に対する理解と協力が得られたのではないかと考えるが、外部研修については、参加状況に課題が残る。今後は、研修出席予定者の事前協力を得て、研修後に報告会を開催するなど、新任教員の教育力向上を目指した活動を行う必

要がある。

6. 次年度への課題

- 1) 学生による授業評価による教授法と実習指導力の向上
 - ・オムニバス担当教員の授業評価を目的としたアンケート時期（前期・後期いずれか、など）など条件の見直し。
 - ・自己評価表の見直しによる「学生の理解」を促進するための教授法の改善を図る。
 - ・授業（臨地実習）評価は、科目評価だけでなく、教員の個別評価による指導力向上を目指す。
- 2) 教員による授業（講義）相互評価の公開時期の拡大と評価後の授業改善の見える化
 - ・早期公開授業の募集開始と公開時期の延長による相互評価の機会を拡大する。
 - ・公開と参観条件を見直す（前期・後期）のことで、対象教員の確実な公開授業と参観、演習後の授業検討会の実施を促進する。
 - ・公開する教員の自己評価表の見直しによる授業改善の見える化を検討する。
- 3) 学外（特に、私立看護系大学協議会主催）研修等の奨励による参加を促進することで、教員個々の教育力・研究力向上を目指す。
- 4) 新任教員の研修
 - ・新任教員へのFD/自己点検活動に関する活動支援の継続
- 5) 各教員の自己点検
 - ・教育開発センターとの連携により、学部全体の教員への「教員の資質・能力向上のための自己評価表」の徹底とその活用方法については、今後も継続して教育開発センターとの情報共有から探る。
- 6) 委員会活動の自己点検
 - ・各委員会報告書による自己点検の継続と「2019年度自己点検評価報告書（看護学部）」の作成

以上

令和2（2020）年3月27日

【資料 7-2 2020年度看護学部自己点検・評価報告書】

【2020（令和2）年度 看護学部 FD/自己点検評価委員会活動報告書】

1. 活動目的と本年度の活動方針

本委員会の目的は「本学部の教育・研究活動を発展させるための方策を講ずるとともに、その活動を自ら点検評価し、本学部の教育・研究水準の向上を図ること」であり、学部開設以来着実にその活動を推進してきた。今年度入学生より新カリキュラムが開始されることから、昨年度の課題を検討し、以下3点の活動方針を立てて活動する。

1) 教育力向上による学生のレディネスに応じたわかりやすい授業の提供

- (1) 学生による授業アンケートによる評価と改善点の共有
- (2) 教員による授業相互評価による教授法の質の向上
- (3) 状況の変化に応じたオンライン等授業方法の工夫

2) 学部全体の委員会活動等自己点検評価の継続と教育開発センター(自己点検評価)との連携と協働

3) 看護系大学の教員としての能力向上に向けた個々の自己点検評価活動への方向性を探る。

2. 委員構成

- ・委員長 副委員長1人 委員4人
- ・事務局

3. 活動内容と担当役割一覧

活動項目	活動内容	時期	備考
学生による授業評価	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画と実施要領の見直し ・アンケートの集計作業 ・教員からのコメント集計作業 ・報告書の作成と公開（資料） 	後期実施	
教員による授業（講義）相互評価	<ul style="list-style-type: none"> ・実施計画と実施要領の見直し ・アンケートの集計作業と教員からのコメントの集約 ・報告書の作成と公開（資料） 	後期実施	
FD研修等	<ul style="list-style-type: none"> ・看護系大学の教員としての個々の自己点検評価法の導入にむけた活動 ・学外研修（オンライン等）のメール等での勧奨 	8月 3月(中止)	
自己点検評価	<ul style="list-style-type: none"> ・自己点検による教員の目標管理 ・委員会活動報告書のとりまとめ ・大学の第三者評価 ・新任教員へのFD/自己点検評価活動のガイダンス 	通年	

4. 会議日程および議題

月日	曜日	時間	議 題 予 定	備考(資料)
4/6	木	14:00～ 16:00	1. 全学 FD/SD 委員会報告 2. 新型コロナウイルス感染にともなう前期授業計画の変更等による FD 活動計画 3. 本年度の活動方針 4. 2020年度「教員による授業相互評価実施の目的と実施方法」及び授業(演習等)の公開及び参観方法の見直し	2020 年度看護学部 FD 活動・自己点検評価活動計画書(案) ② 他大学「FD マップ活用した目標と評価」(参考)
7/16	木	15:00～ 16:20	1. 全学 FD/SD 委員会報告 2. 2020年度後期委員会活動計画の検討 1) 学生による授業及び臨地実習評価の計画 2) 教員による授業(講義)相互評価の計画 3) FD研修の計画 4) 自己点検評価の計画 3. 2020年度 FD 活動/自己点検評価活動計画及び実施要項の検討	① 2020 自己点検評価年度松蔭大学看護学部 FD 活動/自己点検評価活動計画及び実施要項(案)
8/28		メール会議(臨時)	1. 2020年度後期委員会活動計画の検討 2. 2020年度 FD 活動/自己点検評価活動計画及び実施要項の検討	① 2020 自己点検評価年度松蔭大学看護学部 FD 活動/自己点検評価活動計画及び実施要項(修正案)
10/16	木	14:40～ 16:00	1. 全学 FD/SD 委員会報告 2. 各活動の進捗状況の報告 3. 次年度以降の学生による授業(臨地実習)評価アンケートの見直し 4. 次年度以降の教員による授業(講義)相互評価の公開授業・参観要件の見直し 5. 2020年度事務局員の自己評価表における項目2の達成方法の検討	① 2019年度 松蔭大学看護学部 FD・自己点検評価委員会活動計画及び実施要項、 ②① 2019年度 事務職員の自己評価表(案)
12/17	木	15:30～ 17:30	1. 全学 FD/SD 委員会報告 2. 各活動の進捗状況の報告 1) 学生による授業アンケート 2) 教員による授業(講義)相互評価 3) 千葉大学マザーマップの検討	① 2020 FD 公開授業実施状況 ② 2020 FD 公開授業評価表(1・2)の提出状況 ③ 看護学教育における FD マザーマップの開発と

			3. 学部の FD 活動/自己点検評価活動の評価	大学間共同活用の促進プロジェクト ④ 2020年度 FD/自己点検評価活動の担当別活動評価報告(案)
2021年2/19	金	13:30～ 15:30	1. 全学 FD/SD 委員会報告 2. 各担当活動の進捗状況 3. 2020年度の各担当別活動評価 1) 学生による授業評価 2) 教員による授業相互評価 3) 千葉大学マザーマップの検討結果と評価 4) 新任教員研修 5) 自己点検評価活動の評価 4. 松蔭大学看護学部 「学生による臨地実習評価アンケート」修正 5. 2021年度 FD 活動及び自己点検評価活動計画	① 2019年度 FD 研修活動報告(案)、 ② 2019年度学生授業評価の活動報告(案) ③ 2019年度教員による授業相互評価報告、他 ④ 2020年度 FD/自己点検評価委員会活動計画(案)

5. 2020(令和2)年度の委員会活動の評価による自己点検・自己評価

1) 学生による授業評価アンケートの改善点の共有による学生のレディネスに応じたわかりやすい授業提供への支援

今年度は、新型コロナウイルス感染症による非常事態宣言が出され、前期授業の開始が6月からオンライン授業となり、前期本活動は中止した。後期授業は、予定通り開始されるが、対面授業とオンライン授業の併用となったことから、オンライン授業時の評価項目を検討した上で、専任および非常勤講師に対する授業評価を実施した。また、今年度は、科目責任者を対象とし、授業評価本来の目的はおおよそ達成された。回収率は、オンラインと対面授業の併用から、一部の科目で回収率が低下する傾向があり、今後、大学全体でオンラインによる授業アンケートの回収方法を検討する必要がある。また、評価結果は集計次第報告書を作成し、学生と非常勤講師を含む科目責任者へ公開予定であるが、項目別授業評価結果では、これまでの結果通り、予習・復習の評価が低い傾向があった。これも学生のレディネスに応じた教育力としてみるならば、教育する側が学生の学習意欲や準備を作り出す方策の検討が課題となる。さらに、臨地実習評価アンケートについては、次年度以降、オンライン評価の可能性を検討し、評価項目を見直した上で整備した。整備に際しては、紙媒体同様、学生の評価結果は、事務局担当者のみが一括して集約できるようにすることで、科目評価への影響の内容にした。加えて、閲覧による情報公開は、将来的に大学のFD・SD委員会とのWEB公開のルールなどWEB環境の整備による公開が望まれるが、引き続き公開方法の工夫による学生の閲覧を促進する必要がある。さらに、次年度は、授業評価がそれぞれの授業へどのように反映されたかを確認できる方法を検討する必要がある。

- 2) 教員による授業相互評価による教授法の質の向上による学生のレディネスに応じたわかりやすい授業提供への支援同様、前期は中止し、後期は、早々に公開授業と参観者を募集し、実施した。

看護学部の教育は実習も多く、丁寧な教育が求められる関係上教員が多忙であり、なかなか余裕をもってFD活動に邁進するには困難がある。したがって、学内でのこの相互評価の仕組みを継続し、教員の教育力向上に資するようには必要がある。しかし、教員への相互評価に関するアンケート調査では、年に1回の公開を希望する人が90%であったことから、次年度は年に1回とするのが妥当だと考える。また新型コロナウイルス感染拡大の影響があり、後期のみの実施となったが、前期しか公開できない教員もあるため、前期、後期を通じて年1回とするのがふさわしいのではないかと考える。また、事務的な作業を担う上での以下の提案があり、一部修正して実施する必要がある。

〈参観の評価と提案（事務サイドから）〉

- ① ① 先念による参観忘れの防止策→参観近くにmail連絡
- ② ② 1人の参観だと誰が記入したのかわかってしまう→2人以上の参観にする。
- ③ ③ 領域格差が起きないように→各領域1つ以上の公開授業を行う。

- 3) FD研修の充実による教員の教育力向上および研究活動の推進

今年度は、新型コロナウイルス感染症により学内でのFD研修は中止し、オンラインによるFD研修の勧奨を行った。またマザーマップの活用実態から今後のFD/自己点検評価活動の活用の方向性について検討した。

- (1) 看護学部のFD活動は、文系学部とは到達目標も異なるなど大学全体で組織的に、機能するには課題がある。→組織マネジメントの確立が必要。看護学部では領域ごとの評価会、そして学部・事務部全学の評価会を開催するなど内部質保証の確立を図る。

- (2) 松蔭独自のマザーマップを作成するために、FD活動について教員間で共有する機会をもつ必要がある。以下、教員に対するFD研修内容の提案を示す。

・FD活動そのものに関する共通理解の研修

FDとは何か、理想の教育像とは（目指す学生像、自己の目標とする教員像、など）を、ディプロマポリシーに照らし合わせながら、自分達に必要な資質は何か、自分で足りないところは何かを具体化し、教員ごと、領域ごとに年間計画を作成し、評価したり発表したりしてはどうか。）

・教員の能力向上に関する研修（教員間の認識の共有、など）

- (3) 自己点検評価活動への活用方法の提案

教員は、毎年授業を改善する努力をしているが、その効果をどう自己評価するか、評価されるか、課題が残る。業績の教育評価の欄に実践したことや改善した内容を委員会で取りまとめ、紀要に掲載するなど、研究業績のみならず教育業績、研究指導実績なども評価軸と考え自らの研究が学生にどう生かされているか評価することで、自己の教育能力向上や組織全体の質の評価につながる。

4) 新任教員のFD活動への支援

昨年度後期に就任した教員2名を対象に、本学におけるFD活動および自己点検評価活動について実施要項を用いて説明する機会を設け、本活動への支援を実施した。その結果、本委員会活動に対する理解と協力が得られたのではないかと考える。しかし、今年度のFD研修はオンラインが主流であり、特に教育キャリアの浅い教員に対する私立看護系大学協議会主催のオンライン研修会等への推奨を行うが、参加状況の把握に課題が残る。

5) その他

- ・これまで紙媒体のデータ（授業評価のアンケート結果等）を整理し、一部処分した。処分に際しては、学部長の了解を得た。

6. 次年度への課題

1) 学生による授業評価による教授法と実習指導力の向上

- ・自己評価表の見直しによる「学生の理解」を促進するための教授法の改善を図る。
- ・授業（臨地実習）評価は、科目評価だけでなく、教員の個別教授力評価による指導力向上を目指す方向で活動する。
- ・オンライン授業が併用される場合の授業評価の方法（学生の回収率）について検討が必要である。

2) 教員による授業（講義）相互評価の公開時期の拡大と評価後の授業改善の見える化

- ・早期公開授業の募集開始と公開時期の延長による相互評価の機会を拡大する。
- ・公開と参観条件を見直す（前期・後期）ことで、対象教員の確実な公開授業による相互評価活動を推進する。
- ・公開する教員の自己評価表の見直しによる授業改善の見える化を検討する。

3) 学外（私立看護系大学協議会主催）研修等の参加を促進することで、教員個々の教育力・研究力向上を目指す。（継続）

4) 新任教員の研修

- ・新任教員、特に、教員キャリアの低い教員への活動支援による教育力向上を目指す。

5) 各教員の自己点検

- ・教育開発センターとの連携により、学部全体の教員への「教員の資質・能力向上のための自己評価表」の徹底とその活用方法については、今後も継続して教育開発センターとの情報共有について検討する。

6) 委員会活動の自己点検

- ・各委員会報告書による自己点検の継続と「2020年度自己点検評価報告書（看護学部）」の作成

以上

令和3（2021）年3月31日

【資料8 松蔭大学規則集 教育開発センター】

教育開発センター規則

(設置)

第1条 松蔭大学学則第55条第1項の規定に基づき、松蔭大学（以下「本学」という。）に教育開発センターを置く。

(目的)

第2条 教育開発センター（以下「センター」という。）は、本学の教育理念・目的に則り、中・長期的な構想から大学教育の将来に向け、学術の進展、社会の要請に対応して、教育・研究の充実、改善と開発（イノベーション）を図り、第三者評価室、FD・SD委員会及び教育課程委員会を置き、運営を統括し、その目的並びに社会的使命を達成することを目的とする。

(職務)

第3条 教育開発センターにおいては、次に掲げる事項について審議し、センター長に上申し、実務を処理する。

- 一 自己点検評価の前提となる大学の理念、目的、将来構想及び改善方針に関すること
- 二 自己点検評価の結果に基づく検証に関すること
- 三 自己点検評価の結果に基づく改善策の策定に関すること
- 四 自己点検評価に関わる報告書の作成方針及び作成、公表に関すること
- 五 自己点検評価の結果に基づく認証評価（第三者評価受審）に関すること
- 六 認証評価の申請、現地調査、報告、事後処理（改善報告等）その他の対応に関すること
- 七 大学情報（エビデンス）の調査集計に関すること
- 八 前各号のほか、センター長が必要と認めた事項

(組織・構成)

第4条 教育開発センターは、学長が指名する職員をもって組織・構成する。

- 2 教育開発センターにセンター長、副センター長及び職員を置く。
- 3 センター長及び副センター長は、学長の指名する者をもって充て、センター長は議長となり会議を総理する。
- 4 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 職員は、会議に参加し実務に携わる。

(作業部会)

第5条 教育開発センターには、作業部会（ワーキング・グループ）を置くことができる。

- 2 センター長が必要と認めたときは、教育開発センター職員以外の者を含めて作業部会を編成し実務にあたる。
- 3 作業部会（ワーキング・グループ）は、職員と共に、大学院、各学部・学科及び学務関係部署からの検証結果と根拠資料（エビデンス）をまとめ

自己評価報告書の作成に携わる。

(事務)

第6条 教育開発センターの事務は、総務部において処理する。

(改廃)

第7条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(雑則)

第8条 規則に定めるもののほか、教育開発センターの運営に関し必要な事項は、学長が定める。

附則

この規則は平成25年4月1日より施行する。

附則

この規則は平成27年4月1日より施行する。

附則

この規則は平成28年4月1日より施行する。

附則

この規則は平成30年4月1日より施行する。

【資料9-1 松蔭大学規則集 FD・SD委員会規則】

FD・SD委員会規則

(設置)

第1条 松蔭大学教育開発センターに、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）及びスタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）に関する重要事項を審議するためFD・SD委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会はすべての職員で組織する。

3 委員会の中に、FD・SD幹事委員会（以下「幹事委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、教員職員及び事務職員の教育研究活動の向上・能力開発に関して恒常的に検討を行い、その質的充実を図ることをその目的とする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、学長の指名する者とし、幹事委員会委員長を兼ねる。

3 委員長は、幹事委員会及び委員会を招集し、その議長となる。

4 副委員長は、学長の指名する者とし、幹事委員会副委員長を兼ねる。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(組織)

第4条 幹事委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- 一 副学長
- 二 学部長
- 三 学科長
- 四 その他学長が指名する者

(幹事委員会)

第5条 幹事委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- 一 教育研究活動改善の方策に関する事項
- 二 初任者及び現任者の研修計画の立案・実施に関する事項
- 三 学生による授業評価の実施、結果分析及びフィードバックに関する事項
- 四 FD・SDに関する職員への各種コンサルティングに関する事項
- 五 その他FD・SDに関する事項

(委員会)

第6条 委員会は、前条に関する事項を執行する。

2 委員会に専門部会を置くことができる。

3 前項の構成は、委員長が指名する者とする。

(報告)

第7条 幹事委員会において審議した事項は、学長に報告しその承認を得なければならない。

2 幹事委員会において審議した事項は、委員会に報告するものとする。

(事務)

第8条 幹事委員会及び委員会の事務は、総務部において処理する。

(改廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て行うものとする。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

【資料9-2 看護学部規程集 FD/自己評価点検委員会規程】

FD/自己点検評価委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、松蔭大学看護学部教授会規程第8条第3項の規定に基づき、看護学部FD/自己点検評価委員会（以下「委員会」という。）に関して必要な事項を定める。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、看護学部の教育・研究活動を発展させるための方策を講ずるとともに、その活動を自ら点検評価し、看護学部の教育・研究水準の向上を図ることを目的とする。

(構成)

第3条 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 看護学部教授会が指名する委員長（専任教授）
- (2) 副委員長1名（専任教授）
- (3) 看護学部教授会において選出された教員若干名
- (4) 看護学部事務課職員

2 委員長は、松蔭大学のFD/自己点検評価委員会の委員となる。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(開催)

第5条 委員会は、必要の都度、開催する。

2 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、副委員長がその業務を行う。

3 委員会には、委員長が必要と認めた者を出席させることができる。

(審議事項)

第6条 委員会は、次の各号について審議する。

- (1) FD活動の企画及び実行に関する事項
- (2) 学生の授業評価に関する事項
- (3) 自己点検評価に関する事項
- (4) 第三者評価実施に関する事項
- (5) 新規採用教員のガイダンス、勉強会等に関する事項
- (6) その他、FD/自己点検評価に関する事項

2 審議の結果は、看護学部教授会に報告し、承認を得るものとする。

(自己点検評価報告書)

第7条 委員会は、毎年度看護学部の教育研究活動に関する点検及び評価を行い、その結果を報告書にまとめるものとする。

(評価結果の報告等)

第8条 委員会は、前条による報告書を取りまとめたときは、学長及び看護学部教授会に提出するものとする。

2 学長及び看護学部教授会は、報告書の内容を検討のうえ、必要な措置を講
じることとする。

(定足数)

第9条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。

2 議決を要する事項は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは
議長の決するところによる。

(事務)

第10条 委員会の事務は、看護学部事務課が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、看護学部教授会の議を経て行う。

附則

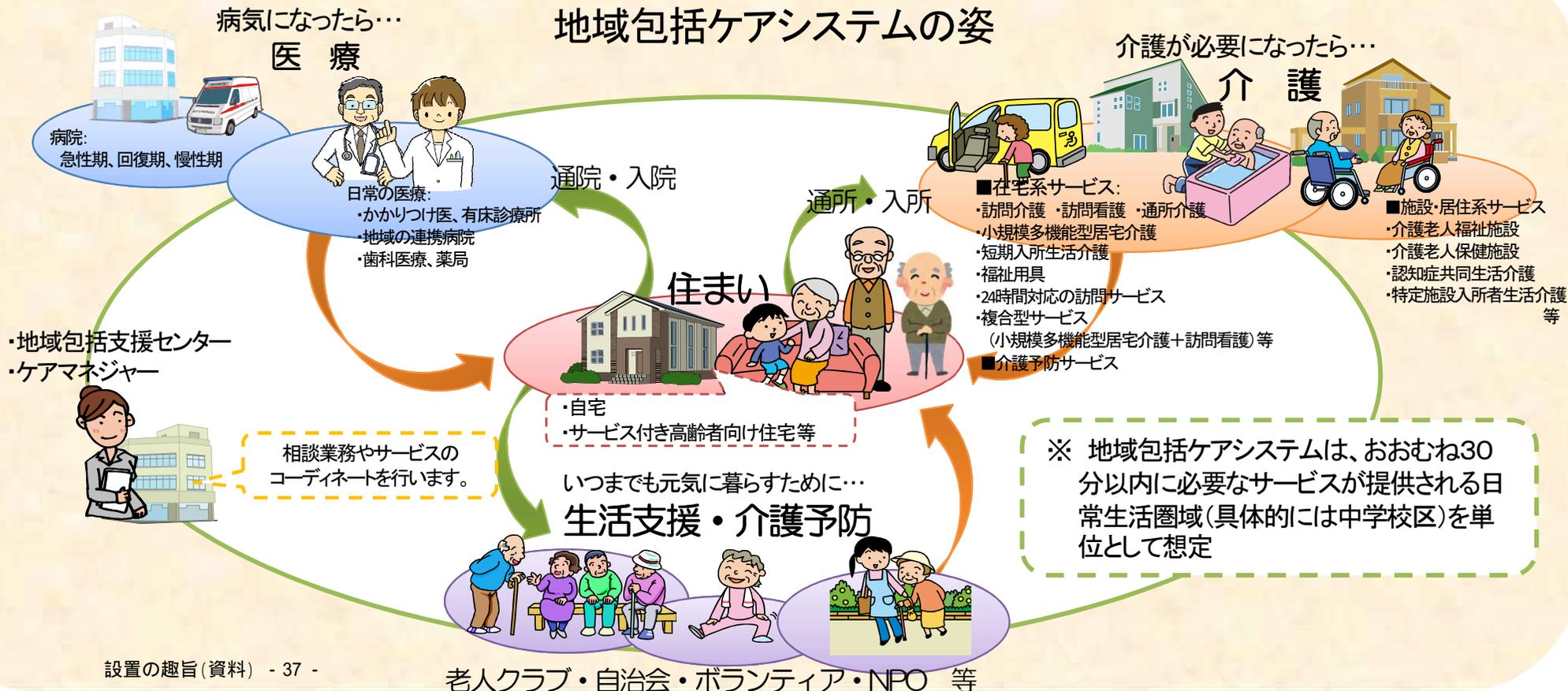
この規程は、平成27年4月1日から施行する。

大学院教員の退職及び補充計画について

年次	開設年	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目	8年目	9年目	10年目
和暦	令和5年	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年
西暦	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032
平均年齢	62.36	63.36	57.07	58.07	59.07	56.71	56.64	57.64	58.21	58.14
専任教員数	14	14	9	14	14	9	13	14	13	13
退職予定者数	0	0	5	0	0	5	1	0	1	1
補充教員数	0	0	5	0	0	5	1	0	1	1
総合計専任教員	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制(地域包括ケアシステム)の構築を実現。**
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差。**
- 地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていくことが必要。**

地域包括ケアシステムの姿



学生確保の見通し等を記載した書類

<目次>

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	2
① 学生の確保の見通し	2
ア 定員充足の見込み	2
イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要	3
ウ 学生納付金の設定の考え方	8
② 学生確保に向けた具体的な取組状況	8
(2) 人材需要の動向等社会の要請	11
① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的 (概要)	11
② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠	11

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

1) 定員設定の考え方

本研究科の定員の設定について、神奈川県及び近県の私立看護系の大学院の修士課程の入学定員状況（保健師・助産師、専門看護師等の資格取得課程は除く）を調査したところ、3名から15名の定員となっており、本研究科は新設研究科であり、大学の立地条件などから見て定員設定を検討した。

また、入学者については、大学院設置基準第14条特例に基づく昼夜開講制を実施することから、昼間仕事を持つ社会人等の入学者が、概ね9割、残り1割がストレートマスター生と想定した。

以上のことから地域で働く看護師数や本学看護学部生の規模と進学ニーズ等を考慮するとともに、教員組織や施設・設備等、学部教育とのバランスを踏まえ、さらには既存の他大学の入学定員の設定状況を参考として、入学定員を6名と設定した。

本学は神奈川県の県央部に位置している。神奈川県下には本学を含めて看護系大学が13校あり、設置数から見ると、他県と比較して大学における看護教育が比較的盛んな県といえる。県内には、看護系大学院（修士課程）をもつ大学が8校あるが、その多くは横浜・川崎地域に位置しており、収容定員をほとんど充足している状況である。本学周辺地域には、2校の大学院があるが収容定員は充足している。本研究科の「看護マネジメント専攻」は厚木市の隣市にある1校の大学院の専攻とは異なるため、今後、医療状況の変化や高齢化社会及び家庭内療養の増加が見込まれること、医療の高度化、訪問医療・看護活動の必要性及び健康の保持増進のための自己健康管理等による高度な看護実践専門職業人の将来的な必要性を鑑み、中・長期的にも安定的にリーダーの需要があると想定される。以上のことから学生確保の見通しを得ることができ、一定の需要が見込まれるが、さらなる広報活動を行い本研究科の周知について、学生確保の確実性を図る。

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

松蔭大学（以下「本学」という。）は、平成 27（2015）年 4 月に看護学部看護学科（以下「看護学部」という。）を開設し、今日に至っている。

看護学部で輩出した卒業生は、令和 3 年 3 月の時点で 142 名である。

卒業生の多くは、神奈川県内において看護職として、医療施設で専門性を生かして活動している。

本学の設置者である松浦昇平は、吉田松陰先生の教えである「知行合一（ちこうごういつ）」について、学んで得た知識を行動に生かし、行動することで、さらにその知識を体得していくことであると説き、これを建学の精神とし、「知る」と「行う」ことが常に表裏一体となった生きた学問を身につける重要性を示した。つまり「知る」と「行う」ことを合わせ「人間力」を養い、心の教育を通して人間形成を図るというものである。

この建学の精神に則り、看護学部では時代と共に変遷する医療の多様なニーズに対応しながら、専門的知識・能力を有する人材を育成しており、この看護学部を基礎として、さらに松蔭大学大学院看護学研究科看護マネジメント専攻修士課程（仮称）（以下「本研究科」という。）を設置することで、より高度な看護実践専門職業人の育成に尽力できるものと考えている。

令和 3（2021）年に実施したアンケート調査の概略は以下のとおりである。

㊦アンケート調査の概略

	医療施設向けアンケート調査	看護学生向けアンケート調査	卒業生向けアンケート調査	現職看護師・看護師養成機関向けアンケート調査
調査対象	神奈川県県央地域の医療機関の病院長、副院長（看護部長）	看護学部において2022年3月卒業予定者及び2023年3月卒業予定者	本学看護学部を2021年3月までに卒業した卒業生	神奈川県県央地域の看護師・看護教員（短大・専門学校）
調査内容	<ul style="list-style-type: none"> ・常勤看護職員数 ・看護系大学院修了者数及び在学者数 ・看護系大学院修士課程修了者を採用するかの有無 ・大学院進学意向者の支援体制の有無。あれば具体的な支援の種類 ・本研究科の修了者に期待する能力 (全5問で4問は選択肢式で、1問は記述式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の基本情報（性別・居住地・年齢） ・大学院進学意向（必要性・意向の有無・重要視する条件） ・本研究科の受験・入学意向 (全9問で8問は選択肢式、1問は記述式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の基本情報（性別・居住地・年齢） ・最終卒業機関 ・取得している免許 ・大学院進学意向（必要性・入学意向の有無・重要視する条件） ・本研究科の受験・入学意向 (全11問で10問は選択肢式、1問は記述式) 	<ul style="list-style-type: none"> ・回答者の基本情報（性別・居住地・年齢） ・最終卒業機関 ・取得している免許 ・大学院進学意向（必要性・入学意向の有無・重要視する条件） ・本研究科の受験・入学意向 (全11問で10問は選択肢式、1問は記述式)
調査期間	2021年6月10日（木）～30日（水）	2021年6月10日（木）～12日（土）	2021年6月10日（木）～30日（水）	2021年6月10日（木）～30日（水）
調査方法	39の機関の看護部長にアンケート調査用紙と返信用封筒を郵送し、各自が記入後、返送を依頼した。	講義終了後、担当教員からアンケート調査用紙を配付し、2日後回収箱から回収した。	アンケート調査用紙を卒業生用連絡ネットワークで、依頼・回収した。	39の医療機関と18の看護師養成機関、21の短期大学の責任者にアンケート用紙と返信封筒を郵送し、配付を依頼し、各自が記入後、返送を依頼した。
実施件数	39医療機関	119名	142名	522名（医療機関看護師360名、看護師養成機関42名、看護系単科大学120名）

※アンケートは個人・施設の特定ができないようにすべて無記名でお願いした。

㊦アンケート調査結果の概略

(1) 令和3年に実施した本研究科に係るニーズアセスメント調査

回答数：19機関（39機関配付）

本研究科に対して、回答のあった医療機関19機関のうち、修了生の採用については、「現時点では未定」としながらも、大学院への進学支援体制について「あり」と回答した機関は8機関があった。

(2) 令和3年6月に実施した看護学生（在校生）へのアンケート調査

回答数：4年次生19名、3年次生21名、計40名（4年次生57名、3年次生62名計119名配付）

大学院資格が必要とした学生16名、その中で本研究科を「受験したい」と意思表示した学生は8名であった。

(3) 令和3年6月の卒業生へのアンケート調査

回答数：29名（142名配付）

本研究科を「受験したい」が1名、「受験を検討したい」が5名、「将来検討したい」が7名であった。

(4) 令和3年6月に実施した近隣病院の看護職者及び養成機関教員へのアンケート調査

回答数：267名（522名配付）

本研究科を「受験したい」「入学したい」と入学の意思を示した者が25名いた。「入学したい」と回答した者は17名であった。

上記のアンケート（1）について、本研究科修了生の採用について、回答があった19機関すべてが「現時点では未定」との回答であったが、これは本研究科の対象が現職の看護師を主とする「現職者教育」であることから、「新規採用」については「現時点では未定」との回答になったものと思われる。

大学院進学支援体制についての質問に「あり」と回答した機関が8機関あったことから、本研究科への進学については期待できるものと考えられる。

アンケートにおいて、コース制について質問したが、19機関うち、9機関のみの回答であったことから、コースの設定はせず、履修指導にて対応することとした。

アンケート（1）、（2）、（3）、（4）の結果により、学生の確保の見通しについては予定した入学定員6名を上まわり、学生確保の見通しを得ることができ、継続的にも一定の需要が見込まれる。

● (1) ニーズアセスメントアンケート集計結果 (抜粋)

質問「本研究科を修了した看護師を採用したいと思いますか」

選択肢	回答数	比率%
採用したい	0	0.00
採用しない	0	0.00
現時点では未定	19	100.00
将来採用したい	0	0.00
未回答・不明	0	0.00
合計	19	100.00

「採用は現時点では未定」と回答した19機関の中で8機関が入学生に対して、次のような支援を行うという回答があった。

選択肢	回答数	比率%
給与の保証	1	12.56
長期研修派遣制度	2	25.00
休暇制度	3	37.50
所属部署の変更	2	25.00
合計	8	100.00

● (4) 近隣病院の看護職者へのアンケート調査 (抜粋)

質問 「本研究科を受験したいと思いますか」

選択肢	回答数	比率%
受験したい	2	0.75
受験を検討したい	28	10.49
受験しない	157	58.80
わからない	80	29.96
未回答・不明	0	0.00
合計	267	100

質問 「受験し合格した場合、入学したいと思いますか」

選択肢	回答数	比率%
入学したい	17	56.67
入学しない	1	3.33
併願大学院の結果によ っては入学したい	8	26.67
わからない	4	13.33
未回答・不明	0	0.00
合計	30	100

【資料1 各アンケート調査票様式】

ウ 学生納付金の設定の考え方

学生納付金の設定については、本学看護学部卒業予定者及び看護職をはじめとする社会人等を対象に、人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活及び社会の変化から生じた健康課題を解決できる指導力、教育力、研究能力を発揮し、社会に貢献できる高度な看護実践専門職業人を育成すべく、学生納付金の設定においては、経済的な負担が大きくなならないよう考慮した。

また、本学周辺の私立大学看護系大学院（修士課程）の学生納付金を参考に、教育の質の維持と他大学とのバランスを考慮し、アンケート結果に配慮し、次のように設定した。

①入学金 33万円（入学時のみ）

②授業料 69万円（年額）

③教育充実費 14万（年額）

④演習費 8万円（年額）

初年度納付金（①+②+③+④）124万円

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

本研究科のアドミッションポリシーに基づき、学生募集を行っていく。本研究科の入学者は、社会人が多いと予測されることから、14条特例により、夜間の開講、土曜日開講で対応する。また、就業と修学を両立できるように、長期履修を希望する場合に標準修業年限を超えて、一定延長期間での計画的な教育課程の履修を認め、課程の修了を可能にし、修業年限、履修方法、授業実施方法を弾力的に行う。

本学看護学部生の神奈川県及び近県の臨地実習先の医療施設を中心に本学の担当者がガイダンスを行う等直接働きかけを行う。また、本研究科の学生募集パンフレット（リーフレット）の郵送・配付や大学ホームページ等の電子媒体等メディアを利用した広報活動、オープンキャンパスを行うとともに、神奈川県臨地実習施設や神奈川県県央地域の医療施設を中心に直接看護職を対象とした説明会を実施する。また、神奈川県看護協会等にも積極的に広報活動を行うなど、広く神奈川県内、近県の看護職者への周知を図って行くこととする。

なお、既設の大学院経営管理研究科経営専攻において定員超過率が0.7倍未満であるが、当該研究科においては、次のとおり学生募集についての対策を立てている。

◎大学院経営管理研究科の学生募集対策について

①これまでの募集対策と課題

1) これまでの募集対策（令和3年度まで）

(i) ホームページにおける掲載、(ii) 新聞への広告掲載、(iii) 大学院案内の発行、(iv) 入学者選抜要項の発行等が行われている。

(ii) 年度別入学者数（入学定員10名、収容定員20名）

- ・平成 31(2019)年度入学者 9 名 (内、秋入学 2 名)
- ・令和 2(2020)年度入学者 4 名 (内、秋入学 0 名)
- ・令和 3(2021)年度入学者 6 名 (内、秋入学 1 名)

②課題

- (i) この間、ホームページにおける掲載、新聞への広告掲載、大学院案内における掲載、入学者選抜要項における掲載において内容・用語等の不一致、分かり難さ等があり、掲載事項等の配慮を必要とするところがある。
- (ii) 入学者減の傾向にある。税理士志望者、そして、留学生の応募・入学に頼っている現状がある。これも維持しながら、学部学生（内部学生）への積極的な募集活動等から、応募者増につなげていく必要がある。

③今後における目標と対策

《目標》

- ・入学定員の確保
- ・学内学部からの入学者の確保（3～5 年をめどに、入学定員の 3 割から 4 割程度の確保）
- ・学外及び社会人入学者の確保（3～5 年をめどに、入学定員の 7 割から 6 割程度の確保）

《指導・進路等》

- ・学術的知識を備えたスペシャリストの育成
進路等：研究者、税理士、公認会計士、経営者、博士課程進学等
(修士論文の作成)
- ・専門性の高い職業を担いうるプロフェッショナルの育成
進路等：税理士、公認会計士、経営者、専門職職員等
(修士論文又は研究報告書の作成)

《対策》

- (1) 入試に関する情報の充実（広報関係）
 - ・上記 1. これまでの募集対策と課題 (1) これまでの募集対策、(i) ホームページにおける掲載、(ii) 新聞への広告掲載、(iii) 大学院案内の発行、(iv) 入学者選抜要項の発行等における用語の一致、内容等の充実を図る。
 - ・入試制度の改善、その具体的実施の施策等を明確とし、広報のあり方について検討を行う。
 - ・社会人への広報の浸透、学部との連携、そのための宣伝活動等について検討を行う。
 - ・検討結果の実現を図るためのシステムの構築(全学・大学院)を図る。
- (2) 学内学部との提携及び広報

- ・ 学内学部生・教職員への広報の充実を図る。
（基礎演習Ⅰ、経営学、経済学、法律学科目等における動機付けの
依頼。広報冊子等の充実・拡充等）
 - ・ 共同研究会、修士論文報告会の森の里キャンパスでの開催
（ただ、土曜日開催となりますと、その実効性の確保に課題あり）
 - (3) 入試制度等の改善等
 - ・ 社会人総合選抜制度の創設（明記）
（入試要項における社会人筆記試験免除制度の明記）
 - ・ 入試問題の出題形式等についての検討
 - (4) 科目等履修制度の充実と広報
 - ・ 科目等履修制度についての広報
科目履修制度については、大方、規程の整備は行われている。その実
施と広報が課題として残されている。
 - (5) その他
 - ・ 学費の減額（学内学部入学者を含む）
 - ・ 科目等履修における学費等の減額（特に、学内学部生）
 - ・ 入学前取得単位の認定についての周知及び一括認定についての検討
等
 - ・ 志願票及び記載方式の学部との分離
 - ・ 院生（留学生を含む）の就職指導（キャリアセンター）の充実
 - ・ 留学生向け、専門教育（学位論文等の指導も含む）に関する日本語指
導の充実
 - ・ 松蔭大学大学院学位規則、松蔭大学大学院科目等履修生に関する規則、
松蔭大学大学院再入学に関する規則、松蔭大学大学院委託交換学生
に関する規則、松蔭大学大学院委託交換学生に関する施行規則、松蔭
大学大学院学納金規則等の『大学院要覧』における掲載。
- (学生の利益等に関する事項と考えられる)
- ・ 図書の実等

(2) 人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

大学の建学の理念「知行合一」を継承し、その意義を包括的に理解するとともに人間に対する深い洞察力と高い倫理観をもち、科学的根拠に基づき、個々のニーズや生活及び社会の変化から生じた健康課題を解決できる指導力、教育力、研究能力を発揮し、社会に貢献できる高度な看護実践専門職業人を育成することを目的とする。

世界経済のグローバル化や情報通信技術の飛躍的な発展・普及、初めて経験する人口減少社会の到来及び新興感染症によるパンデミックなど、わが国の社会経済情勢は、今は、大きく変化している。この変化は本学が位置する神奈川県においても例外ではない。

このような大きな時代の転換期の中にあっては、看護の今後の進むべき道を的確に見据え、新たな時代に対応するため、看護職の観点より、高齢社会や少子化社会及び新興感染症医療などに敏速に対応できる「医療の分野で看護を支える人材の育成」を目的にしている。保健医療に関する幅広い知識、技術と高度な専門性に基づき、各種専門職と連携しながら個々のひとの状況を踏まえた最適な保健医療サービスを統合して提供できる能力をもち、看護の場におけるリーダーとして企画・調整力を発揮できる人材の育成・確保が不可欠と考える。

高度な専門職とは、社会の現状、対象のニーズ、社会システム、制度、看護の限界等を理解し、問題解決のための企画力と実践力を発揮できる者をいう。専門的知識を深く学び、看護の発展に貢献できる研究的態度をもって意欲的に医療現場の改革に取り組むことができる能力を有する人材を育成しなければならないと考える。

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

「神奈川県の地域医療を語る会 2019（平成 31）年 2 月 2 日神奈川県の地域医療の現状」（神奈川県健康医療局保健医療部医療課）によると、神奈川県の病院の施設総数は 341 病院（全国 7 位）であり、就業看護師は、62,794 人（全国 3 位）であり、看護師は、数値上はほぼ充足されているようにみえる。しかし、厚生労働省「医療施設調査（平成 26 年）」の県内の地域別看護師数をみると、その偏在が問題として挙げられる。人口 10 万人当たりの看護師数は、湘南西部地域 600.5 人、川崎南部地域 579.9 人、相模原地域 539.3 人、県西地域 468.0 人、横須賀・三浦地域 427.9 人、県央地域 357.4 人、湘南東部地域 350.1 人、川崎北部地域 338.6 人で、湘南西部地域と川崎南部地域に集中している。本学が位置する県央地域の看護師数は他地域と比べると少ないことがわかる。県央地域においては、限られた医療資源の中で質の良い医療・看護サ

ービスをより効果的に提供することが求められる。そのためには、それらに対応できる高度な専門職人及び研究者の育成が必要である。看護系大学院修了者は、医療現場においてリーダー的役割を担うことが多く、また期待される。特に看護の臨床経験をもつ社会人入学生は、臨床の場より課題をみつけ、研究に取り組むため、実践に生かせる研究成果が得られやすく、また問題解決能力を容易に身につけることができる。こうした能力の啓発が実践の場における人材育成に繋がり、看護の質を高めることになる。また、神奈川県における看護師養成機関についてみると、令和3年10月現在、看護系短期大学(3年間)2校、専門学校(3年間)26校、高校卒から4年間学ぶ定時制1校、総計29校があり、横浜地域に12校と集中している。4年制大学を卒業した看護師数は、まだ少ない状況である。神奈川県内の各看護系大学の就職・進路状況を見ると進学は極わずかであることから、大学院修了の看護師数はきわめて少ないものと考えられる。

以上、みてきたように県央地域に位置する本学本研究科では、看護の場でのリーダーを強化・発展させるための「看護マネジメント」専攻を設置するものである。

公益社団法人神奈川県看護協会、看護学部の実習病院である湘南厚木病院、東名厚木病院、海老名総合病院の3病院、及び本学が位置する厚木市の厚木医師会からも本研究科が養成する人材について、今後、神奈川県や県央地域の病院の看護管理や看護研究能力の向上に期待するとの意向を受けているので、社会的・地域的な需要は高いと考えられる。

【資料2 要請書】

学生確保の見通し等を記載した書類（資料）

<目次>

資料1 各アンケート調査票様式・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

資料2 要望書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

【資料1 各アンケート調査票様式】

松蔭大学大学院 看護学研究科 健康マネジメント専攻 修士課程（仮称） 設置構想の概要

●計画概要（予定）

設置組織：看護学研究科 健康マネジメント専攻 修士課程

標準修業年限：2年制

取得学位：修士（看護学）

学生定員：入学定員6名（男女共学）／収容定員12名

開設時期：令和5年4月（予定）

設置場所：神奈川県厚木市森の里若宮9-1

アクセス：小田急線愛甲石田駅よりバス10分・小田急線本厚木駅よりバス15分

※設置組織、開設時期、入学定員、設置場所等については予定

●看護学研究科（仮称）の目的、設置の理念

「知行合一」の精神のもとに高い看護倫理観・人間性を培い、看護に対し科学的思考をもつ実践者として実践の場や社会におけるあらゆる健康の課題に対応できる能力を修得する。

また、確かな知識・技術を持ち指導的立場に立ち看護の質の改善・向上のために看護学の研究を発展的に推進していくことのできる能力を修得する。さらに複雑に変貌する社会の経済・システム及び医療の動きを鋭い洞察力と柔軟な判断力・思考力をもって寄与できる能力を修得する。

●養成する人材像

現在の多職種連携と地域看護において、研究的視点をもつ実践者としての能力を有し、保健医療の発展に貢献できる看護専門者。

●想定される修了後の進路

医療施設の看護師・看護管理者、行政機関の専門職、看護系養成所・看護大学の教員など

●社会人入学生に対する配慮

- ・社会人が履修しやすい夜間及び土曜日に開講する。
- ・長期履修制度（3年～4年間の計画で履修も可能）

●教育カリキュラム（設置構想中）

看護学研究科 健康マネジメント専攻 修士課程は、2つの専門分野を設ける予定です。各分野を体系的に学修し、研究成果を修士論文としてまとめ、修士論文審査および最終試験に合格した人に「修士（看護学）」の学位が授与されます。

A. 看護実践マネジメント コース（仮称）

B. ポピュレーションヘルス（地域・産業・精神保健等）コース（仮称）

●学費 近隣の私立大学院（修士課程）との学費比較（令和3（2021）年5月調べ）【単位：円】

	入学金	授業料	その他	合計 (初年度)
松蔭大学大学院 看護学研究科 健康マネジメント専攻	330,000	690,000	332,000	1,352,000
慶應義塾大学大学院 健康マネジメント研究科 看護学専攻	60,000	1,630,000	10,600	1,700,600
北里大学大学院 看護学研究科 看護学専攻	200,000	530,000	100,000	830,000
東海大学大学院 健康科学研究科 看護学専攻	300,000	735,000	423,200	1,458,200
横浜創英大学大学院 看護学研究科 看護学専攻	100,000	720,000	156,500	976,500
国際医療福祉大学大学院 医療福祉学研究科 保健医療学専攻	300,000	800,000	200,000	1,300,000
湘南医療大学大学院 保健医療学研究科 保健医療学専攻	300,000	980,000	0	1,280,000
関東学院大学大学院 看護学研究科 看護学専攻	150,000	780,000	301,430	1,231,430

※ 松蔭大学大学院看護学研究科の学費については、変更する場合があります。

令和3年6月吉日

施設の長 様

松蔭大学
学長
(公印省略)

松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻修士看護師の需要等に関する調査について（お願い）

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび、松蔭大学大学院研究科は、「看護学教育者の育成」及び「看護の行政・管理の資質をもつ人材の育成」を目指した看護学研究科健康マネジメント専攻【「看護実践マネジメントコース」及び「ポピュレーションヘルス（地域・産業・精神保健等）コースの2コース】を令和5年4月の開設に向けて構想しております。つきましては、文部科学省に対して行う看護学研究科健康マネジメント専攻設置認可申請の基礎データとして、地域の医療機関における本学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻修士看護師の需要について、別紙アンケートにご協力を賜りたくお願い申し上げます。

ご回答いただきました調査票は、責任をもって管理し、他の目的での利用、第三者への開示はいたしません。また、貴施設を特定した利用はいたしません。

ご多忙の中誠に恐縮ですが、調査にご協力をいただき、**6月21日（月）まで**にご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

お問合せ先

松蔭大学大学院看護学研究科設置構想室

〒243-0124

神奈川県厚木市森の里若宮9-1

TEL 046-247-1511（代表）

Fax 046-247-4234

E-mail kango.master@shoin-u.ac.jp

松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻修了看護師の需要等に関する調査

同封いたしました設置構想の概要をご参考に以下の質問に○印、又は数字でご回答をお願いいたします。

1. 貴施設についてお尋ねいたします。
 - ①常勤看護職員（師）は何人ですか。 () 人
 - ②常勤看護職員のうち、大学院修了者（分野は問いません）は何人ですか。 () 人
 - ③現在、大学院に通学している看護職員は何人いますか。 () 人
2. 本学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻（以下「研究科」という。）修了看護師を採用なさりたいですか。
 - ①採用したい () ②採用しない () ③現時点では未定 ()
 - ④将来採用したい ()
3. 研究科修了者の採用にかかわらず、大学院進学希望者への支援体制についてお聞きいたします。
 - ①支援体制がありますでしょうか。
有り () →②へ 無し () →4-2. へ
 - ②体制が有りの場合、どのような支援がありますでしょうか。
該当する全てに○印を付してください。
 - (1)給与の保証 () (2)長期研修派遣制度 () (3)休職制度 ()
 - (4)所属部署の変更 () (5)勤務内容の考慮 ()
 - (6)勤務時間の考慮 () (7)奨学金制度 ()
 - (8)その他 ()
- 4-1. 2. での設問で「①採用したい」「④将来採用したい」とご回答なされた方にお聞きします。
研究科の修了時に修了生に身につけて欲しい能力は以下のうちどのような能力を希望されますか。（複数回答可）
 - ①専門的知識・技術・実践能力 () ②専門分野における高度な看護ケア能力 ()
 - ③看護実践現場での改革推進、教育、マネジメント能力 ()
 - ④研究能力及び研究指導能力 ()
- 4-2. 研究科に以下の2コースを設けたいと考えております。
採用したいコースはどちらでしょうか。（複数回答可）
 - ①看護実践マネジメントコース ()
 - ②ポピュレーション・ヘルスコース ()
5. その他、研究科に関して、意見、希望等がございましたら記入をお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

令和3年6月吉日

学校長 様

松蔭大学
学長
(公印省略)

大学院設置構想に係わるアンケート調査へのご協力をお願い

謹啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本学は看護学部看護学科の3期生を令和3年3月卒業させ医療の現場に送り出しました。これも皆々様の多大なるご理解とご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

現在は、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底した環境下で、対面授業とオンライン授業の2つの授業形式で教育を進めております。

このような社会環境ではございますが、本学は令和5年4月に大学院看護学研究科健康マネジメント専攻 {修士課程 (入学定員6名)} (仮称) の設置を構想しております。

本構想について、皆様のご意見を頂戴し、設置構想に反映させることが重要と考え、アンケート調査 (無記名ですので、個人が特定されることはありません) を実施させていただきたいと存じます。なお、アンケート調査結果は、設置構想の参考にさせて頂くとともに、その集計結果につきましては文部科学省への申請書類の添付資料として使用させていただきます。

ご多忙の中、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。ご協力頂ける場合は、下記のアンケートについて、同封の返信用封筒にてご返送ください (切手は不要です)。6月末日までにご投函頂ければ幸いです。ご不明なことがありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

末筆ながら、貴校の益々のご発展を心より祈念申し上げます。

謹白

記

① 入学意向アンケート調査 {セット1式} (クリアファイル)

貴校の教員の方々に、ご回答頂ければと存じます。

「設置構想の概要」「アンケート用紙」「返信用封筒」をセットしてございますので、1セットずつお渡しくださいますようお願い申し上げます。

以上

アンケートに関するお問い合わせ

松蔭大学大学院看護学研究科設置構想室

TEL 046-247-1511

E-mail kango.master@shoin-u.ac.jp

令和3年6月吉日

看護部長 様

松蔭大学
学長
(公印省略)

大学院設置構想に係わるアンケート調査へのご協力をお願い

謹啓、時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

本学は看護学部看護学科の3期生を令和3年3月卒業させ医療の現場に送り出しました。これも皆々様の多大なるご理解とご支援の賜物と厚く御礼申し上げます。

現在は、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底した環境下で、対面授業とオンライン授業の2つの授業形式で教育を進めております。

このような社会環境ではございますが、本学は令和5年4月に大学院看護学研究科健康マネジメント専攻 {修士課程 (入学定員6名)} (仮称) の設置を構想しております。

本構想について、皆様のご意見を頂戴し、設置構想に反映させることが重要と考え、アンケート調査 (無記名ですので、個人が特定されることはありません) を実施させていただきたいと存じます。なお、アンケート調査結果は、設置構想の参考にさせて頂くとともに、その集計結果につきましては文部科学省への申請書類の添付資料として使用させていただきます。

ご多忙の中、誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解の上、ご協力賜りますようお願い申し上げます。ご協力頂ける場合は、下記のアンケートについて、同封の返信用封筒にてご返送ください (切手は不要です)。6月末日までにご投函頂ければ幸いです。ご不明なことがありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

末筆ながら、貴院・貴職様の益々のご発展を心より祈念申し上げます。

謹白

記

② 入学意向アンケート調査 {セット1式} (クリアファイル)

貴院の看護師の方々に、ご回答頂ければと存じます。

「設置概要」「アンケート用紙」「返信用封筒」をセットしてございますので、1セットずつお渡しさせていただきますようお願い申し上げます。

以上

アンケートに関するお問い合わせ

松蔭大学大学院看護学研究科設置構想室

TEL 046-247-1511

E-mail kango.master@shoin-u.ac.jp

令和3年6月吉日

卒業生の皆様

松蔭大学
看護学部学部長 大橋優美子

大学院設置構想に係わるアンケート調査への協力について

現在松蔭大学看護学部は、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底した環境下で、対面授業とオンライン授業の2つの授業形式で教育を進めています。卒業生の皆様におかれましてもコロナ禍の大変な時期ではありますが、各職場でご活躍のことと存じます。

このような社会環境ではありますが、本学看護学部は令和5年4月に大学院看護学研究科健康マネジメント専攻 {修士課程 (入学定員6名)} (仮称) の設置を構想しています。

本構想について、卒業生の皆様の意見をお聞きし、設置構想に反映させることが重要と考え、アンケート調査 (無記名ですので、個人が特定されることはありません) を実施させていただきたいと存じます。なお、アンケート調査結果は、設置構想の参考にするとともに、その集計結果については文部科学省への申請書類の添付資料として使用いたします。

本調査の趣旨をご理解の上、協力をお願いいたします。協力頂ける場合は、「設置構想の概要」をご参考に、6月末日までに回答をお願いいたします。不明なことがありましたら、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

アンケートに関するお問い合わせ

松蔭大学大学院看護学研究科設置構想室

Tel 046-247-1511 (代)

E-mail kango.master@shoin-u.ac.jp

松蔭大学大学院看護学研究科（仮称）（教員・看護師・卒業生）アンケート
別紙の松蔭大学大学院看護学研究科設置構想の概要に基づき以下の質問に○印でご回答ください。

1. あなた自身についてお聞きします。

- 1) 現在の居住地 神奈川県 () 東京都 () その他の県 ()
2) 性別 女 () 男 ()
3) 年齢 20代 () 30代 () 40代 () その他 ()
4) 最終卒業機関
A. 看護専門学校 () B. 看護短期大学 () C. 看護大学 ()
D. その他 ()

5) 現在取得している免許

- A. 看護師 () B. 保健師 () C. 助産師 () D. その他 ()

2. 大学院進学の意向についてお聞きします。

6) 現在の職場で大学院（修士課程）の資格は必要と思いますか。

- A. 絶対必要 () B. 必要 () C. どちらともいえない ()
D. 必要ない ()

7) 大学院進学意向はありますか。

- A. ある () B. ない () C. どちらともいえない ()

8) 7) で大学院進学意向ありとお答えした方にお聞きします。

大学院（修士課程）進学について、進学するうえで重要視する条件は何ですか。（複数回答可）

- A. 学費（授業料等） () B. 通学の交通の便 () C. 教授スタッフ・研究業績 ()
D. カリキュラムの内容 () E. 学習環境の整備 ()
F. その他 ()

3. 本学の設置構想中の大学院研究科健康マネジメント専攻（修士課程）についてお聞きします。

9) 松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻（修士課程）の受験についてお答えください。

- A. 受験したい () B. 受験を検討したい () C. 受験しない ()
D. わからない ()

10) 9) でA、Bとお答えした方にお聞きします。松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻（修士課程）を受験し合格した場合、入学したいと思いますか。

- A. 入学したい () B. 入学しない ()
C. 併願大学院の結果によっては入学したい () D. わからない ()

11) 松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻（修士課程）について、意見、希望がありましたら自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

令和3年6月吉日

学生の皆様

松蔭大学
看護学部 学部長

大学院設置構想に係わるアンケート調査への協力について

現在看護学部は、新型コロナウイルス感染症予防対策を徹底した環境下で、対面授業とオンライン授業の2つの授業形式で教育を進めています。学生の皆様には多大な協力をいただきありがとうございます。

このような社会環境ではありますが、看護学部は令和5年4月に大学院看護学研究科健康マネジメント専攻 {修士課程 (入学定員6名)} (仮称) の設置を構想しています。

本構想について、学生の皆様の意見をお聞きし、設置構想に反映させることが重要と考え、アンケート調査 (無記名ですので、個人が特定されることはありません) を実施させていただきたいと存じます。なお、アンケート調査結果は、設置構想の参考にするとともに、その集計結果については文部科学省への申請書類の添付資料として使用いたします。

本調査の趣旨を理解の上、協力をお願いいたします。協力頂ける場合は、「設置構想の概要」をご参考に、6月末日までに回答をお願いいたします。不明なことがありましたら、下記の問い合わせ先まで連絡ください。

アンケートに関するお問い合わせ

松蔭大学大学院看護学研究科設置構想室

TEL 046-247-1511 (代)

松蔭大学大学院看護学研究科（仮称）（在学生） アンケート

別紙の松蔭大学大学院看護学研究科設置構想の概要に基づき以下の質問に○印でご回答ください。

1. あなた自身についてお聞きします。

- 1) 学年 3年生 () 4年生 ()
- 2) 性別 女 () 男 ()
- 3) 現在の居住地 神奈川県 () 東京都 () その他の県 ()

2. 大学院進学の意向についてお聞きします。

- 4) 現在、大学院（修士課程）の資格は必要と思っておりますか。
A. 絶対必要 () B. 必要 () C. どちらともいえない ()
D. 必要ない ()
- 5) 大学院進学意向はありますか。
A. ある () B. ない () C. どちらともいえない ()
- 6) 5) で大学院進学意向ありとお答えした方にお聞きします。
大学院（修士課程）進学について、進学するうえで重要視する条件は何ですか。（複数回答可）
A. 学費（授業料等） () B. 通学の交通の便 () C. 教授スタッフ・研究業績 ()
D. カリキュラムの内容 () E. 学習環境の整備 () F. 取得できる資格 ()
G. その他 ()

3. 本学の設置構想中の大学院研究科健康マネジメント専攻（修士課程）についてお聞きします。

- 7) 松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻（修士課程）の受験についてお答えください。
A. 受験したい () B. 受験を検討したい () C. 受験しない ()
D. わからない () E. 今は受験を考えないが、将来検討したい ()
- 8) 7) でA、Bとお答えした方にお聞きします。松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻（修士課程）を受験し合格した場合、入学したいと思いますか。
A. 入学したい () B. 入学しない ()
C. 併願大学院の結果によっては入学したい () D. わからない ()
- 9) 松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻（修士課程）について、意見、希望がありましたら自由にお書きください。

ご協力ありがとうございました。

令和3年11月5日

学校法人 松蔭学園
理事長 松浦正晃 様

一般社団法人 厚木医師会
会長 馬嶋順子



「松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻修士課程」の新設について(要請)

近年の急激な少子高齢化、疾病構造の変化や医療技術の進展及び新興再興感染症などは、医療環境に大きな影響を与えています。

このような社会環境の急速な変化に対応し、人々の健康や生活のニーズに即した安全・安心で、質の高い医療を提供するには、保健医療福祉の連携において、医療の現場での看護職に求められる能力や責任はこれまで以上に重要になっています。

厚木市においても、先進医療や専門医療に対する高度な知識と技術を有し、他の専門職と協働して活動できる看護職者の需要が高まってきているため、高度な看護職者の育成が急務となっています。

このため、厚木医師会においても、看護職の職場定着や質の向上等に支援を行っています。急速に進歩発展する医療に対応できる専門職の資質向上は重要課題であり、専門職が学術的に、系統的に能力を生涯にわたって向上を図っていくことにはやはり大学・大学院の教育・研究の役割に期待するところ大です。

このたび、貴学が新設を計画されている「松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻修士課程」につきましては、医療の充実に大きく寄与するものであることから、是非とも設置を推進くださるよう要請いたします。

神看協第 290 号
令和 3 年 1 月 29 日

学校法人 松蔭学園
理事長 松浦正晃 様

公益社団法人神奈川県看護協会
会長 長野 広 敬



「松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻
(修士課程)」の新設について (意見具申)

先般貴学より大学院看護学研究科の新設に係るお話を受け賜り、本会として意見を取りまとめましたので、意見具申させていただきます。

近年、わが国の保健医療を取り巻く環境は、急速に変化しつつあります。医療の高度化、少子・超高齢・多死社会を迎え、健康問題や疾病構造の変化など、保健医療に対するニーズに大きな変化があります。

このような社会環境の急速な変化に対応し、人々の健康や生活のニーズに即した安全・安心で質の高い医療を提供するには、医療現場における保健医療福祉の連携と看護職に求められる能力や責任が、これまで以上に重要となってきます。

神奈川県においては、看護職の絶対数の確保や専門的知識に基づいた技術を備えて指導的役割を果たすことのできる人材の育成が急務となっています。

神奈川県看護協会では、看護職の職場定着や質の向上を目指して、看護管理者の研修をはじめとした看護職の継続教育の機会を設けて取り組んでいます。さらに専門職として生涯にわたり能力の向上を図っていくことが必要と考えます。

そのためにも、高等教育機関である大学・大学院の役割に大いに期待しているところです。

特に看護管理やポピュレーション・ヘルスを専門的に学修することのできる機関は、看護の発展に大いに寄与することが期待されますので、貴学が計画されている「松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻 (修士課程)」につきましても、興味深く、効果の発揮を期待するところであり、賛同の意見具申をいたします。

令和3年11月8日

学校法人 松蔭学園
理事長 松浦正晃 様

社会医療法人ジャパンメディカルアライアンス
海老名総合病院

病院長 服部智任



「松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻修士課程」の新設について(要請)

近年、わが国の保健医療をとりまく環境は急速に変化しております。医療の高度化、少子高齢社会の到来に伴う健康課題の変化や疾病構造の変化など、保健医療に対するニーズには大きな変化があります。

このような社会環境の急速な変化に対応し、人々の健康や生活のニーズに即した安全・安心で、質の高い医療を提供するには、保健医療福祉の連携において、医療の現場での看護職に求められる能力や責任はこれまで以上に重要になっています。

本院におきましては、患者の在院日数を減らし、できりだけ早期に家庭生活に、また社会復帰ができるように支援していますが、そのためにもますます専門的観点から効果的に患者家族を支える看護師の存在が重要となっています。このため本院におきましても看護職の定着や質の向上を目指して、新規採用者の研修や、院内や外部の研修などへの参加によって継続教育に取り組んでいますが、さらに専門職が生涯にわたり系統的に、学術的に能力の向上を図ることの重要性に鑑み、高等教育機関である大学・大学院の役割が重要だと考えます。

このたび、貴学が新設を計画されている「松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻修士課程」につきましては、医療の充実に大きく寄与するものであることから、是非とも設置を推進くださるよう要請いたします。

令和3年11月10日

学校法人 松蔭学園
理事長 松浦正晃 様

社会医療法人社団三思会
東名厚木病院
病院長 野村直樹



「松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻修士課程」の新設について(要請)

近年、わが国の保健医療をとりまく環境は急速に変化しております。医療の高度化、少子高齢社会の到来に伴う健康課題の変化や疾病構造の変化など、保健医療に対するニーズには大きな変化があります。

このような社会環境の急速な変化に対応し、人々の健康や生活のニーズに即した安全・安心で、質の高い医療を提供するには、保健医療福祉の連携において、医療の現場での看護職に望まれる能力や責任はこれまで以上に重要になっています。

本院におきましては、患者の在院日数を減らし、できるだけ早期に家庭生活に、また社会復帰ができるように支援していますが、そのためにもますます専門的観点から効果的に患者家族を支える看護師の存在が重要となっています。このため本院は、看護職の定着や質の向上を目指して、新規採用者の研修や、院内や外部の研修などへの参加によって継続教育に取り組んでいます。さらに専門職が生涯にわたり系統的、学術的に能力の向上を図ることの重要性に鑑み、高等教育機関である大学・大学院の役割が重要だと考えます。

このたび、貴学が新設を計画されている「松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻修士課程」につきましては、医療の充実に大きく寄与するものであることから、是非とも設置を推進くださるよう要請いたします。

令和3年 // 月 8 日

学校法人 松蔭学園
理事長 松浦正晃 様

医療法人徳洲会
湘南厚木病院
院長 黒木 則光



「松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻修士課程」の新設について(要請)

近年、わが国の保健医療をとりまく環境は急速に変化しております。医療の高度化、少子高齢社会の到来に伴う健康課題の変化や疾病構造の変化など、保健医療に対するニーズには大きな変化があります。

このような社会環境の急速な変化に対応し、人々の健康や生活のニーズに即した安全・安心で、質の高い医療を提供するには、保健医療福祉の連携において、医療の現場での看護職に望まれる能力や責任はこれまで以上に重くなっています。

本院におきましては、患者の在院日数を減らし、できりだけ早期に家庭生活に、また社会復帰ができるように支援していますが、そのためにもますます専門的観点から効果的に患者家族を支える看護師の存在が重要となっています。このため本院は、看護職の定着や質の向上を目指して、新規採用者の研修や、院内や外部の研修などへの参加によって継続教育に取り組んでいます。さらに専門職が生涯にわたり系統的、学術的に能力の向上を図ることの重要性に鑑み、高等教育機関である大学・大学院の役割が重要だと考えます。

このたび、貴学が新設を計画されている「松蔭大学大学院看護学研究科健康マネジメント専攻修士課程」につきましては、医療の充実に大きく寄与するものであることから、是非とも設置を推進くださるよう要請いたします。